石川町文化財保存活用地域計画

素　案

令和８年　月

福島県石川町教育委員会

目　　次

第１章　計画の位置づけ
第１節　文化財保存活用地域計画作成に至る経緯と作成の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
第２節　石川町文化財保存活用地域計画の行政上の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
第３節　計画作成の体制と経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
第４節　計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
第５節　石川町文化財保存活用地域計画における文化財の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第２章　石川町の概要
第１節　自然・地理的環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
第１項　位置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
第２項　地形・地質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
第３項　気候・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
第４項　動植物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
第２節　社会的環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
第１項　石川町の成り立ち・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
第２項　人口の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
第３項　産業構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
第４項　観光・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
第５項　土地利用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
第６項　教育施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
第７項　文化施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
第３節　歴史的環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
第１項　原始時代・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
第２項　古代・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
第３項　中世・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
第４項　近世・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
第５項　近代・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
第６項　現代・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

第３章　石川町の文化財の概要
第１節　文化財調査の概要と成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
第２節　文化財調査の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
第３節　文化財の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
第４節　文化財の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

第４章　石川町の歴史文化の特徴
第１節　特徴（テーマ）の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

第２節　６つの歴史文化の特徴（テーマ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36

第５章　文化財の保存・活用の課題と方針
第１節　文化財の保存・活用に関する基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
第２節　文化財の保存・活用の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
第３節　文化財の保存・活用の現状及び課題と方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44

第６章　文化財の保存・活用の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
第１節　基本目標「知る」の保存・活用の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
第２節　基本目標「伝える」の保存・活用の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
第３節　基本目標「活かす」の保存・活用の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・57

第７章　文化財保存活用区域の設定と課題・方針・措置
第１節　文化財保存活用区域について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60
第２節　文化財保存活用区域設定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60
第３節　文化財保存活用区域に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62
第４節　文化財保存活用区域の保存・活用に関する課題・方針・・・・・・・・・・・・・・・71
第１項　重点保存活用区域①　石川地区・野木沢地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・71
第２項　重点保存活用区域②　中心市街地地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・72
第３項　保存活用区域①　沢田地区・野木沢地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・74
第４項　保存活用区域②　母畑地区・中谷地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・74
第５項　保存活用区域③　山橋地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・75
第５節　文化財保存活用区域の保存・活用に関する措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・76
第１項　重点保存活用区域①　石川地区・野木沢地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・76
第２項　重点保存活用区域②　中心市街地地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・77
第３項　保存活用区域①　沢田地区・野木沢地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・78
第４項　保存活用区域②　母畑地区・中谷地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・79
第５項　保存活用区域③　山橋地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・80

第８章　文化財保存・活用の推進体制
第１節　石川町の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・81
第２節　体制整備の課題・方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・82

第１章　計画の位置づけ

第１節　文化財保存活用地域計画作成に至る経緯と作成の目的

石川町は、福島県中央部の中通（なかどお）り地方南部、阿武隈（あぶくま）高地西縁部の丘陵地帯に立地しています。

町内には、弥生時代前半期の再葬墓（さいそうぼ）群が多数検出された鳥内（とりうち）遺跡（県指定）や、6 世紀から 7 世紀にかけて築造された大壇（おおだん）古墳群（県指定）、悪戸（あくど）古墳群（県指定）、自由民権運動関連史跡である鈴木家主屋及び門（町指定）等、原始から現代にわたって数多くの文化財が存在します。

また、本町を中心とする阿武隈高地西部の地域を総称して石川地方と呼んでおり、ペグマタイト（巨晶花崗岩（きょしょうかこうがん））が分布する地域として、岐阜県苗木（なえぎ）地方、滋賀県田上（たなかみ）地方と並んで「日本三大ペグマタイト鉱物産地」のか 1 つに数えられており、地質資源にも富んでいます。

さて、石川町は平成 29（2017）年 4 月 1 日に、過疎地域に指定されるに至りました。少子高齢化と人口減少は年々進行しており、地域コミュニティの維持の危機が迫っています。ひいては、これまで地域で守り伝えられてきた文化財を保護できない状況も一部で見られます。

このような状況を鑑み、平成 31（2019）年 3 月に、地域の歴史文化を活かしながら、地域コミュニティの誇りと絆の維持・再生を図り、人々の暮らしの中で文化財を保存・活用・継承していくために、「石川町歴史文化基本構想」を策定しました。時を同じくして、平成 31（2019）年 4 月には、改正文化財保護法の施行によって、都道府県における文化財保存活用大綱の策定と、市町村における文化財保存活用地域計画を作成することができるようになり、令和 2（2020）年 3 月には「福島県文化財保存活用大綱」が策定され、福島県における文化財の保存・活用について指針が示されました。

文化財の保存と活用について国をあげての機運が高まっていた最中、令和元（2019）年 10 月 12 日、台風第 19 号により本町は中心市街地を中心として浸水被害を受け、床上・床下浸水は 750 世帯にも及びました。人的被害が全くなかったことは幸いでしたが、床上浸水を受けた建物のうち、再建の目処が立たない建造物の取り壊しが進み、中心市街地は空き地が目立つようになりました。この水害により、住宅だけでなく歴史的建造物である土蔵の解体が進むとともに、土蔵内に納められていた歴史資料、有形の民俗資料が水に浸かり、廃棄されるに至りました。

この数年間で本町は過疎指定、水害と、大きな局面を迎えました。これらが要因となって文化財の保存と活用にも大きく影響してきています。今後の文化財保護行政が解決しなければならない大きな課題として 3 点があげられます。

1 点目は、文化財を次代に繋ぐ人材不足です。人口減少が加速する中で、無形の民俗文化財の継承が難しくなっていること、高齢化により文化財を個人で保有することが困難になっていること等があげられます。2 点目は災害時の文化財の保護です。本町では過去 100 年ごと

に市街地を中心として水害が発生しており、また土砂災害が発生する可能性が高い地域も多くあります。災害発生時に文化財をどう守るかが課題です。3 点目は文化財としての価値が高いと評価されながら、これまで専門的な調査が行われていない文化財があることです。

本町では、上記 3 点の課題を解決するために、令和 2（2020）年度から「石川町文化財保存活用地域計画」の作成に取り掛かりました。この計画は、町内に所在する指定・未指定の文化財を総合的に把握し、その価値を明らかにし、自治体と地域が総がかりで保存・活用・継承してくための方針・措置を定めるものです。これにより、町内の各地域に蓄積されてきた歴史や文化の豊かさを再認識し、その所産である文化財を地域づくりの資源として活用するための基盤づくりを目指します。

第２節　石川町文化財保存活用地域計画の行政上の位置づけ

本計画は、文化財保護法第 183 条の 3 に基づく、地域の文化財の保存及び活用に関する総合的な計画として作成します。作成にあたっては、石川町の最上位計画である「石川町第 6 次総合計画」に即したものとします。また、「福島県文化財保護条例」「福島県文化財保存活用大綱」「石川町文化財保護条例」に則り、本町の文化財保護行政における基本的なマスタープラン兼アクションプランに位置付けます。

以下に主な関連計画の概要を記します。

（1）石川町第 6 次総合計画（平成 31（2019）年 4 月～令和 11（2029）　年 3 月）

大きな目標として「共に創る　幸せ実現のまち」を将来像として掲げ、これを実現するために「人口減少社会における量から質への転換」「行政と町民が一体で取り組む共創社会の実現」の 2 つの方向性を示しています。そして、6 つの基本目標のうち、基本目標 3 「豊かな心・町民文化を育むまち（教育・文化・スポーツ）」において、個別の施策として施策 4「文化の振興と歴史資源の継承」、施策 5「鉱物の保存・活用」の 2 つを掲げています。

施策 4「文化の振興と歴史資源の継承」では、①文化財の保存を行うとともに、郷土の歴史や文化に触れ、学ぶことができる機会を創出し、ふるさと石川町に愛着と誇りを育む環境づくりを行う。②まちづくりに繋がるよう歴史資源を活用するとともに人材育成を図る。③郷土の歴史や文化遺産を正しく理解し後世に継承するため、町史の活用を進めるとともに、これまでに収集した膨大な資料を保存し、町民が利用、調査、研究できるようにする。と、3 つの方向性を示しています。

施策 5「鉱物の保存・活用」では、①日本三大ペグマタイト鉱物産地にふさわしい、鉱物・岩石資料の常設展示を行う施設を整備するとともに、年間を通して企画展を開催し、優れた文化財の鑑賞機会を提供する。②鉱物・岩石標本の保存・収集に努め、貴重な地質資源の保護に努める。③鉱物教室、鉱物観察会等を開催し、楽しみながら鉱物の知識、理解を深める学習機会を設ける。④和久（わぐ）観音山ペグマタイト鉱床（こうしょう）等をフィールドミュージアムとして整備を図るとともに、町内の鉱山跡の調査を行い、見学や採集活動が可能な鉱山跡の保存と活用を行う。⑤本町の大地を形成する花崗岩及び変成岩の露頭を調査し、地学教育の場として保

存と活用を行うる。と、5つの方向性を示しています。

なお、「石川町第6次総合計画」に則った「石川町教育大綱」（平成31（2019）年4月～令和6（2024）年3月）においても、施策3及び5を踏まえ、「文化財の保護と活用」「鉱物の保存・活用」を主な施策に掲げています。

（2）まちなか再生行動計画（平成25（2013）年5月～令和5（2023）年3月）

事業方針として、本町の住民が営々築いてきた歴史と文化を再調査し、優れた文化財の中から国指定文化財の指定を受け、歴史と文化を生かした「歴史まちづくり事業」を展開する、としています。

（3）石川町過疎地域持続的発展計画（令和3（2021）年4月～令和8（2026）年3月）

「石川町歴史文化基本構想」及び作成中の「石川町文化財保存活用地域計画」に基づき、県指定重要文化財である鳥内遺跡出土資料や、中世石川氏や自由民権運動といった歴史資料、さらに民俗資料等の展示公開施設を充実させ、地域住民の郷土史理解・郷土愛の醸成を図るとともに、日本三大ペグマタイト鉱物産地として評価が高い鉱物資源を保存・展示することにより、鉱物を生かしたまちづくりを展開し、県内外からの交流人口増加を目指す、としています。

（4）石川町地域防災計画（令和4（2022）年3月策定）

「文化財災害予防対策」として、下記の5つを掲げています。

①文化財保護思想の普及啓発

文化財保護強調週間及び文化財防火デー等の行事を通じて、町民の防火・防災意識の高揚を図る。

②防災設備等の整備強化

文化財所有者・管理者等は、火災報知設備、非常警報設備、防火壁、消火栓、消火用水及び避雷設備等の防災設備の整備に努めるとともに、定期的な保守点検を実施するものとする。

③火災予防体制の強化

文化財所有者・管理者等は、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限、焚火、禁煙区域の設定等の防火措置を徹底するとともに、非常の際の迅速な連絡通報体制の整備に努めるものとする。

④予防査察の徹底及び災害時に迅速に対応できる体制の確立

(1) 消防機関は町教育委員会及び県（文化財課）と連携を図り、文化財施設について定期的に予防査察を実施し、文化財所有者・管理者等に対し改善点を指導するとともに、防火管理体制の徹底を期するものとする。

(2) 町教育委員会は、関係者及び所有者等と協議して、災害時に迅速に対応できるように、災害時の体制整備に努めるものとする。

⑤訓練の実施

町教育委員会及び文化財所有者・管理者は消防機関との連携のもと、相互に協力し、火災

発生時等における消火活動の円滑な対応を図るため、防火訓練等を随時実施するものとする。

また、実際に災害が起き文化財が被災した場合には、町教育委員会や文化財保護指導委員が巡視を行い、被害状況を県教育委員会に報告するとともに、以下の 5 点の応急措置を施し、本修理を待つこととする、としています。

(1) 被害が小さいときは、地元と連絡を取り合って応急修理を行う。
(2) 被害が大きいときは損壊の拡大防止措置とともに安全措置を優先的に講ずる。
(3) 被害の大小に関わらず、防護柵を設け、現状保存を図れるようにする。
(4) 建造物等が被災した場合は、崩壊損壊・崩落する危険性が高いが被害の程度によっては復旧が可能であることから、部材の保全に留意するよう町教育委員会を指導する。
(5) 美術工芸品が被災破損した場合は、状況を確認の上、現状保全に努めるとともに専門家の指導を仰ぎ処置する。美術工芸品の所有者・管理者の文化財の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び整備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。

（５）福島県文化財保存活用大綱（令和 2（2020）年 3 月策定）

福島県の豊かな歴史と文化に育まれた特色ある文化財について、保存と活用に係る県の基本的方向性を明らかにし、県内市町村が各種の取り組みを進めていく上で共通の基盤とすることを目的に大綱が策定されています。

◎理念

地域の文化財をみんなで知って守り、活用して伝え、
歴史と文化の豊かさを実感できる魅力あふれる“ふくしま”へ

◎基本方針

①新たな文化財の掘り起こし

各地域に存在しながら、把握されていない文化財について掘り起こしを進めるとともに、文化財の潜在的魅力を把握します。

②文化財の確実な保存と継承

地域で守り、伝えられてきた特色ある文化財が将来にわたり大切に守られ、次の世代へ確実に継承されていくように、地域社会総がかりでの保存活動を進めていきます。

③地域に根ざした文化財の活用の取組

浜通り地方、中通り地方、会津地方の歴史や文化、地域の特性を活かした活用の取組を進めていきます。

④文化財を通じた地域への愛着と誇りの育み

県民が、地域の魅力的な文化財を通じて、地域への愛着と誇りを育むために、文化財の価値を積極的に広め、文化財の保存と活用に関わるひとづくりを進めていきます。

⑤文化財を通じた地域創生

まちづくり、ひとづくりの施策に対して文化財が持つ大きな可能性（役割）を広く周知し、文化財の魅力の発信を進め、地域全体の活性化を図ります。

⑥東日本大震災からの復興と防災の強化

東日本大震災及び原子力災害からの復興に向け、被災市町村への支援を継続するとともに、大規模災害の経験を活かし文化財の防災・減災への取組を継続していきます。

⑦関係機関との連携強化

文化財の魅力発信のため、文化財、教育、生涯学習、文化振興、観光、まちづくり、ひとづくり等の関係部局は横断的に連携し、文化財の価値とその大きな可能性（役割）を再認識する機会を創出し、文化財の保存と活用の機運を高めていきます。また、県と市町村との連携を強化するとともに、大学、公益法人、民間団体、国等との情報交換等を行い、県全体で文化財の保存と活用を進めていきます。

なお、平成 31（2019）年 3 月に策定された「石川町歴史文化基本構想」は本町の文化財保護行政を推進するにあたり、基本的な考え方を示したものです。その目標は、歴史文化を活かしたまちづくりを持続的に進めることで、ふるさとの誇りを共有し、豊かな歴史文化を将来に伝えていくことにある、としています。本構想は、現状での課題と今後の方針が示されていますが、具体的な実施期間といった措置内容までは示されていません。石川町文化財保存活用地域計画は、歴史文化基本構想を踏襲し、アクションプランとして発展させた計画とします。

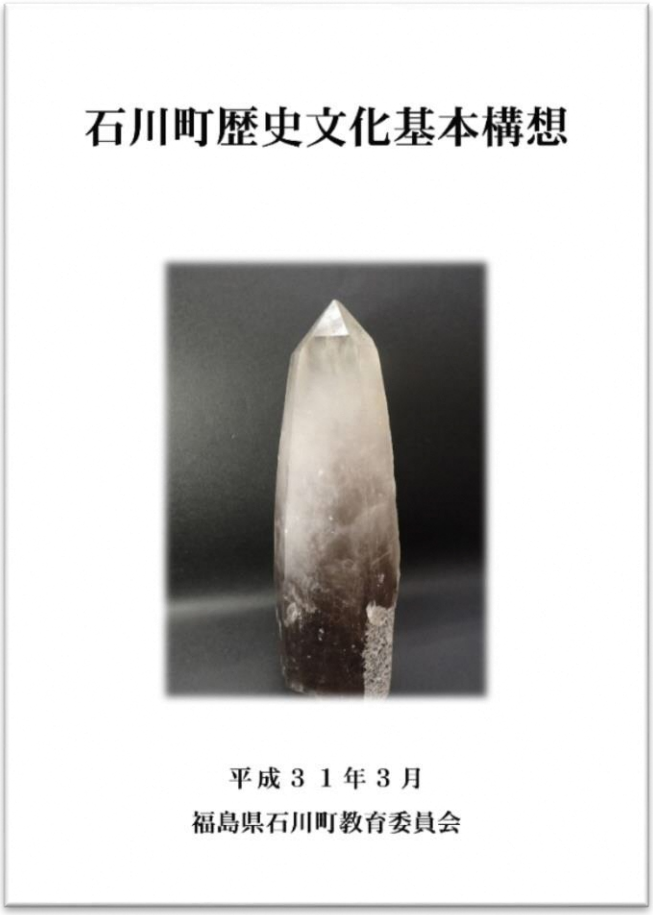

石川町歴史文化基本構想

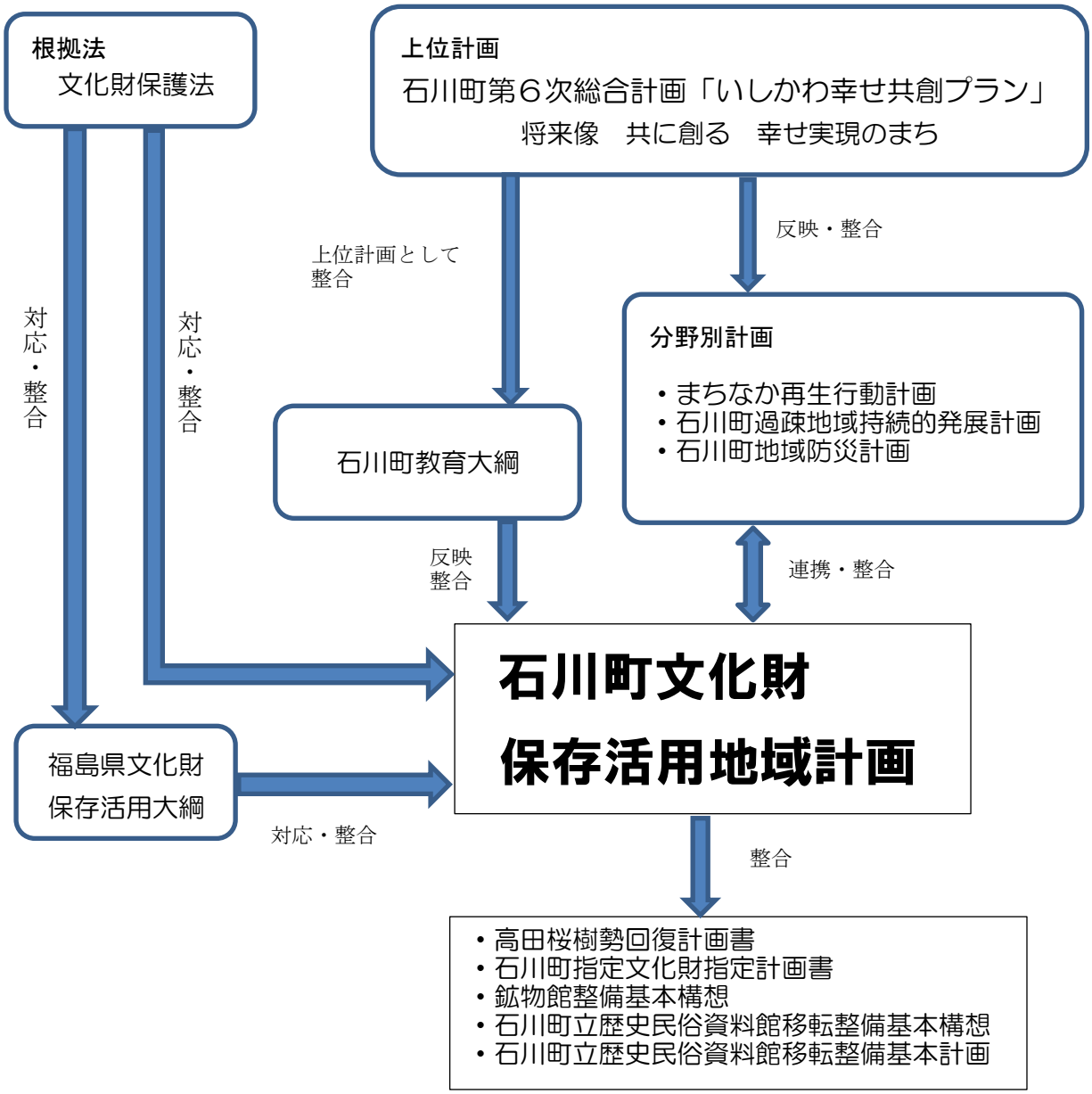

第３節　計画作成の体制と経過

本計画は、令和 2（2020）年度から作成作業に入りました。令和 3（2021）年度には学識経験者、住民代表、行政を構成員とする「石川町文化財保存活用地域計画協議会」を設置し、意見聴取しました。併せて、文化庁からの指導・助言、県文化財課からの助言、町文化財保護審議会からの意見聴取を受ける等、適宜指導・助言を得ながら作成を進めました。

委員名簿及び作成の経過は以下の表のとおりです。

●石川町文化財保存活用地域計画協議会　委員名簿
（令和３（2021）年度～令和７（2025）年度）

区　分	氏　名	専門分野	役　職
学識経験者	木下　剛（千葉大学大学院園芸学研究院ランドスケープ・経済学講座教授）	環境造園学	会　長
	長谷川潔（株式会社大和田測量設計郡山支店　技術顧問）	土木工学 まちづくり	委　員
	角南聡一郎（神奈川大学国際日本学部歴史民俗学科准教授）	民俗学 博物館学	委　員
地域住民	小豆畑毅（元第２次石川町史編纂室長）	地域史	委　員
	小針良仁（石川町鉱物保護収集委員会副委員長）	鉱　物	委　員
	仲田茂司（NPO 法人ふくしま風景塾理事長）	考古学・歴史 まちづくり	副会長
行政関係	本田智枝（福島県教育庁文化財課長）令和３（2021）年度 平山茂樹（福島県教育庁文化財課長） 令和４～５（2022～2023）年度 後藤雅樹（福島県教育庁文化財課長） 令和６～８（2024～2026）年度		委　員
	佐藤康博（石川町企画商工課長）令和３～４（2021～2022）年度 水野憲一（石川町企画商工課長）令和５～６（2023～2024）年度 高原　茂（石川町企画政策課長）令和７～８（2025～2025）年度		委　員
	二瓶伸一（石川町教育委員会教育課長） 令和３～６（2021～2024）年度 瀬谷利幸（石川町教育委員会教育課長） 令和７～８（2025～2026）年度		委　員
	野崎昭二（石川町教育委員会生涯学習課長） 令和３（2021）年度 佐川正美（石川町教育委員会生涯学習課長） 令和４～７（2022～2025）年度 郷　元（石川町教育委員会生涯学習課長） 令和８（2026）年度		委　員

●石川町文化財保存審議会委員　委員名簿

氏　名	専門分野	役　職
小豆畑毅（あずはたたけし）　令和 3～6（2021～2024）年度	地域史	会長　令和 3～4（2021～2022）年度
阿部　武（あべ　たけし）　令和 3～6（2021～2024）年度	自然史	会長　令和 5～6（2023～2024）年度
橋本悦雄（はしもとえつお）　令和 3～8（2021～2026）年度	鉱物学	会長　令和 7～8（2025～2026）年度
山内幹夫（やまうちみきお）　令和 3～8（2021～2026）年度	考古学	副会長　令和 7～8（2025～2026）年度
吉田利昭（よしだとしあき）　令和 3～6（2021～2024）年度	地域史	委　員
國分球子（こくぶんまりこ）　令和 7～8（2025～2026）年度	民俗学	委　員
福田秀生（ふくだひでお）　令和 7～8（2025～2026）年度	考古学	委　員
西牧ひとみ　令和 8（2026）年度	鉱物学	委　員

●作成の経過

年月日	事業内容
令和 2（2020）年度	石川町自然基盤地図情報作成
令和 3（2021）年度	
1 月 27 日	第 1 回文化庁協議（オンライン開催）
3 月 2 日	石川町文化財保存活用地域計画協議会開催
3 月 24 日	石川町文化財保護審議会（事業概要説明）
令和 4（2022）年度	
9 月 6 日	第 2 回文化庁協議（オンライン開催）
10 月 28 日	第 1 回調査（石川町）明治～昭和に制作された石造物調査
1 月 10 日～11 日	第 3 回文化庁協議（石川町）
3 月 18 日	第 2 回調査（石川町）自由民権運動関係資料「近藤功家文書」調査
3 月 20 日	第 3 回調査（石川町）地質を中心とした町内文化財の調査
令和 5（2023）年度	
4 月 26 日	第 4 回文化庁協議（オンライン開催）
2 月 8 日	第 5 回文化庁協議（オンライン開催）
令和 6（2024）年度	
	文化庁との素案協議
令和 7（2025）年度	
	文化庁との素案協議
7 月 22 日	議員全員協議会にて素案の概要説明
令和 8（2026）年度	

4 月 10 日	第 6 回文化庁協議（オンライン開催）
6 月 29 日	石川町文化財保存活用地域計画協議会開催
7 月 17 日～31 日	パブリックコメントによる住民意見の聴取
8 月 6 日	石川町文化財保護審議会（審議）

第４節　計画期間

本計画においては、上位計画に則って計画期間を 10 年（令和 9（2027）年度～令和 18（2036）年度）とします。事業実施にあたっては、前期（令和 9(2027）年度～令和 12（2030）年度・中期（令和 13（2031）年度～令和 15（2033）年度・後期（令和 16（2034）年度～令和 18（2036）年度と定め、段階的に実施します。

上位計画である「石川町第 6 次総合計画」の計画期間が令和 10（2028）年度までとなっているため、令和 11（2029）年度からスタートする「石川町第 7 次総合計画」の切り替えに合わせて本計画も見直しを行い、さらに、第 7 次総合計画の前期計画が終了する令和 15（2033）年度においても見直しを行います。

なお、計画の内容を変更する際は、軽微なものについては福島県と文化庁へ報告することとし、「計画期間の変更」、「町の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更」、「地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更」がある場合については、文化庁長官の変更の認定を受けることとします。

第５節　石川町文化財保存活用地域計画における文化財の定義

文化財保護法に規定される文化財の類型として、以下の 6 つがあります。

①有形文化財
②無形文化財
③民俗文化財
④記念物
⑤文化的景観
⑥伝統的建造物群

上記以外で文化財保護法が保護の対象としているものとして、以下の 2 つがあります。

⑦文化財の保存技術
⑧埋蔵文化財

この他に、地域の歴史文化が生み出した以下のような事物があります。

⑨歴史上の人物伝記

⑩口頭などによる伝承
⑪その他、地域の歴史的・文化的所産（地名など）

石川町では①～⑪のうち、特に重要な文化財を町指定文化財に指定していますが、本計画においては、指定・未指定に関わらず、本町にとって歴史的・自然的重要な要素について、その１つ１つを「文化財」として定義します。

また、石川町の歴史や文化を支える人々の活動や周辺環境も含めたものを「歴史文化」と呼ぶこととします。

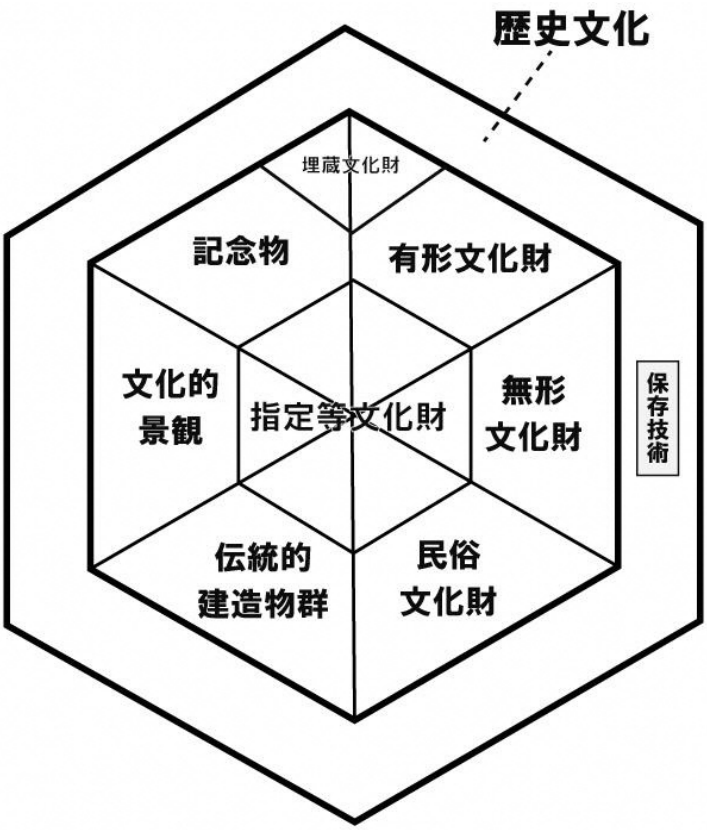

第２章 石川町の概要

第１節　自然・地理的環境

第１項　位置

石川町は福島県中央部の中通（なかどお）り地方南部に位置し、北部を玉川村、東部を平田村、古殿町、南部を鮫川村、浅川町、白河市、西部は阿武隈（あぶくま）川を境に中島村、矢吹町と接しています（14ページの図「現在の石川町と各行政区」を参照）。

中心街は町のほぼ中央に位置し、ここから、御斎所（ごさいしょ）街道（白河市−いわき市）が東西に走り、JR 水郡線と国道 118 号が南北に走り、茨城県へと続いています。その他の主要路線は御斎所街道の 1 つである県道 11 号白河石川線（白河市−石川町）及び県道 14 号いわき石川線（石川町−いわき市）で、主要地方道は県道 40 号飯野三春石川線（福島市−三春町−石川町）、県道 42 号矢吹小野線（矢吹町−小野町）、県道 63 号（古殿町−須賀川市）、及び県道 140 号、県道 106 号、県道 137 号、県道 139 号、県道 274 号、県道 276 号、県道 284 号があります。

石川町の位置と交通アクセス　出展：石川町公式ホームページ

第２項　地形・地質

石川町の面積は 115.71 ㎢で、阿武隈高地の南西部に所在し、東部の標高が約 500m、西部が約 250mのなだらかな丘陵地となっています。河川は母畑湖（千五沢ダム）から南へと北須川が流れ、町の中心部で南東部から流れてくる飛鳥川と合流した今出川と合流します。さらに、町西部で社川と合流し、西部の行政界をなす阿武隈川に流れ込みます。主な住居地や耕作地は、この河川沿いに開かれているため、しばしば水害に被災してきました。町の西部は阿武隈川沿いに沖積層による平地が広がっています。

地質は、町東部に阿武隈変成岩類（竹貫・御斎所変成岩）、中央には花崗岩帯、西部に白河火砕流のデイサイト質凝灰岩（火山岩の一種）や阿武隈川の段丘堆積物が分布しており、町内だけでも多様な地質を見ることができます。

また、本町を中心とする阿武隈高地西部の地域には、ペグマタイト（巨晶花崗岩）が分布しており、この一帯の地域を総称して石川地方と呼び、岐阜県苗木地方、滋賀県田上地方と並んで「日本三大ペグマタイト鉱物産地」の 1 つに数えられています。石川地方では、これまでに 155 種類以上の鉱物が確認されていますが、その多くが、ペグマタイトから産出したものです。明治時代から昭和の中頃まで、ペグマタイト中から産出する石英（硅石）や長石を、ガラスや陶磁器の釉薬の原料として採掘し、本町の産業の一翼を担っていました。

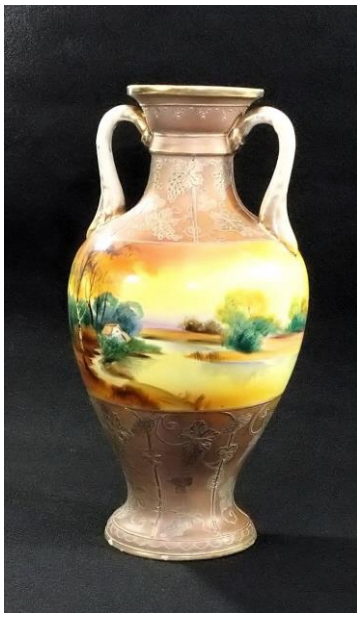

オールドノリタケの釉薬の原料に石川町産長石を使用

なお、平成 28 年（2016）5 月に日本地質学会は、全国 47 都道府県を対象に、その県で特徴的に産出、あるいは発見された岩石・鉱物・化石を、それぞれ「県の石」として選定しました。そのなかにあって石川町は、福島県の「県の石」として、鉱物では「石川町のペグマタイト鉱物」、岩石では本町ゆかりの「片麻岩」が選ばれて二冠を達成し、名実ともに「石の町」の称号を得ました。

第３項　気候

気候的には、太平洋側の浜通り地方や山間部の会津地方に比べると内陸的な気候です。気温や積雪量は両地方の中間に当たり、これは中通り地方に一般的に見られるものです。ただし、中通り地方でも南部に位置しており、年間平均気温約 11～13℃と比較的温暖で降雪も少ない方です。降水量は年間 1,000～1,600mm で、風速は年平均 1.6m/S と穏やかです。

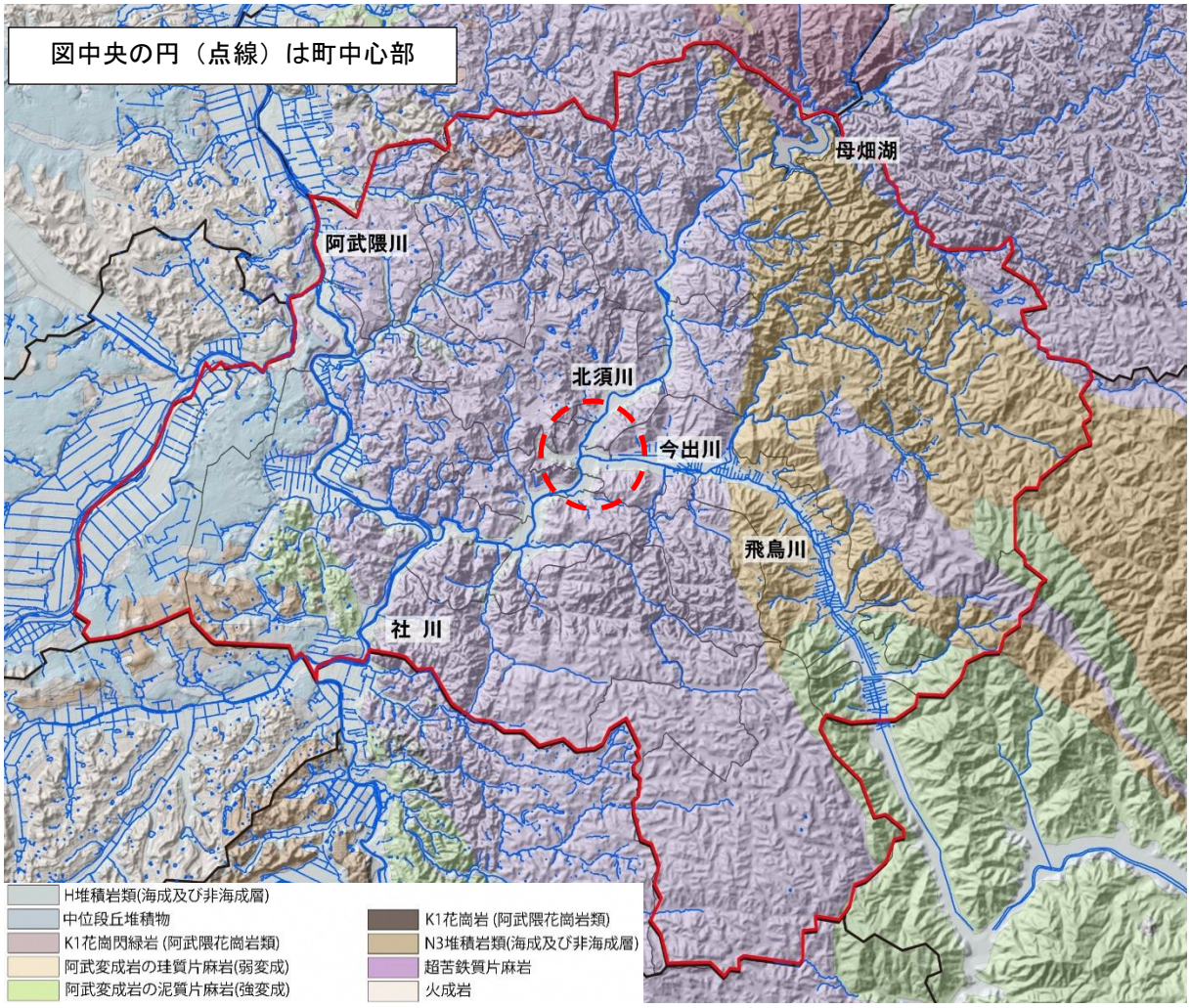

石川町地質図及び地形図

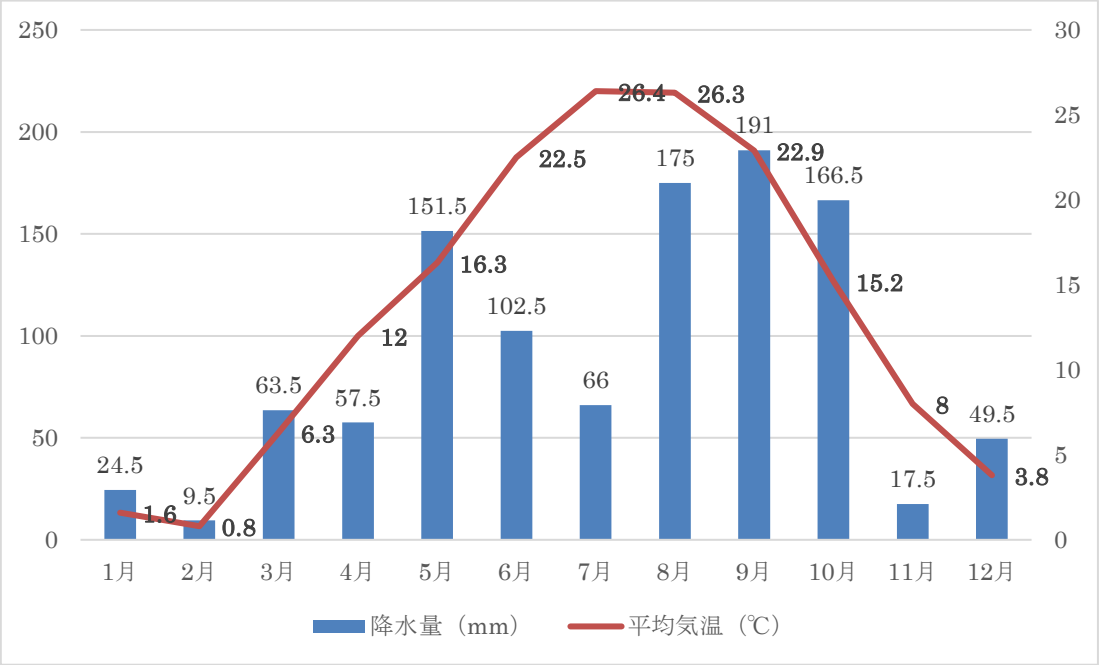

令和７（2025）年の降水量及び平均気温　　出展：気象庁 HP（観測地点名　石川地域気象観測所）

第４項　動植物

平成 22（2010）年の阿部武の調査によると、シダ以上の高等植物が 1,170 種、キノコ類が 304 種、ほ乳類等の動物 250 種、昆虫類 1,507 種、動植物の合計が 3,231 種確認されています。

植物については、町域の大部分は森林で占められており、原生林の姿をとどめているところはわずかですが、中田地区にある通称「二本ブナ」（町内最高峰の 616m）にはブナの原生林が残っています。また、山橋地区の標高 500m を超える地点にもブナの巨木があります。さらに、「塩釜神社のアカガシ樹叢」（町指定）のように、温帯と寒帯の間に見られる植物もあります。そのほか、コナラ・イヌシデ・アサダ・ヤマザクラ・コブシ・ケヤキ等の古木が町内の所々に見られ、ニッコウキスゲ、スズラン、ザゼンソウ等の群生地も確認できます。

動物については、沢井地内にある大池がハクチョウの飛来地として知られます。また、町北部の曲木地区には、世界で最も小さいハッチョウトンボの生息が確認されています。

なお、町の花鳥木は、花が「桜」、鳥が「ウグイス」、木が「スギ」となっています。

第２節 社会的環境

第１項　石川町の成り立ち

昭和 30（1955）年に現石川町が誕生しますが、それ以前は、旧石川町と沢田村、野木沢村、母畑村、中谷村、山橋村の一町五ヶ村体制でありました。

旧石川町の前身は、明治 7（1874）年、江戸時代以来の高田村、下泉村、外槙村、内槙村の四ヶ村が合併し石川村となったことから始まります。明治 27（1894）年 3 月 27 日、石川村は町制を布き、自由民権運動家として知られる吉田光一が初代町長に就きました。

沢田村は明治 9（1876）年に上沢井村と下沢井村が合併し沢井村に、明治 22（1889）年 4 月に沢井村、赤羽村、新屋敷村が合併し、沢田村が誕生しました。

野木沢村は明治 22（1889）年 7 月に誕生しました。村の名称の由来は、合併した旧村名から一字ずつ取ったことが分かります。すなわち、中野村の「野」、曲木村の「木」、塩沢村の「沢」を組み合わせて「野木沢」としたのです。

母畑村は、明治 22（1889）年 7 月に、旧母畑村、湯郷渡村、北山村の三ヶ村が合併して新制「母畑村」が誕生しました。

中谷村は明治 22（1889）年 4 月に、谷地村、坂路村、谷沢村、形見村、双里村の通称「谷間」五ヶ村と、中田村の六ヶ村が合併して中谷村が誕生しました。村の名称は、中田村の「中」と「谷間の村」の「谷」の頭文字を採り、命名されました。

山橋村は明治 22（1889）年 4 月に山形村、南山形村、北山形村、板橋村、山白石村の五ヶ村が合併して誕生しました。なお、明治 26（1893）年に山橋村から山白石村が分村しています。

以上、旧石川町を除く五ヶ村は、明治 22（1889）年の町村制施行により合併しており、そ

の後、64 年間は一町五ヶ村の体制が続きました。

昭和 28（1953）年 9 月 1 日には、政府による町村合併促進法の公布により、当時の石川地方の各町村も合併に向けて動き始めます。当初は、二～三の町村を単位とするいくつかの合併案が出されたとのことですが、より広い地域で合併することを決定し、昭和 30（1955）年 3 月 31 日に、現在の新石川町が誕生しました。

なお、平成の大合併においては合併の道は選ばず、現在に至っています。

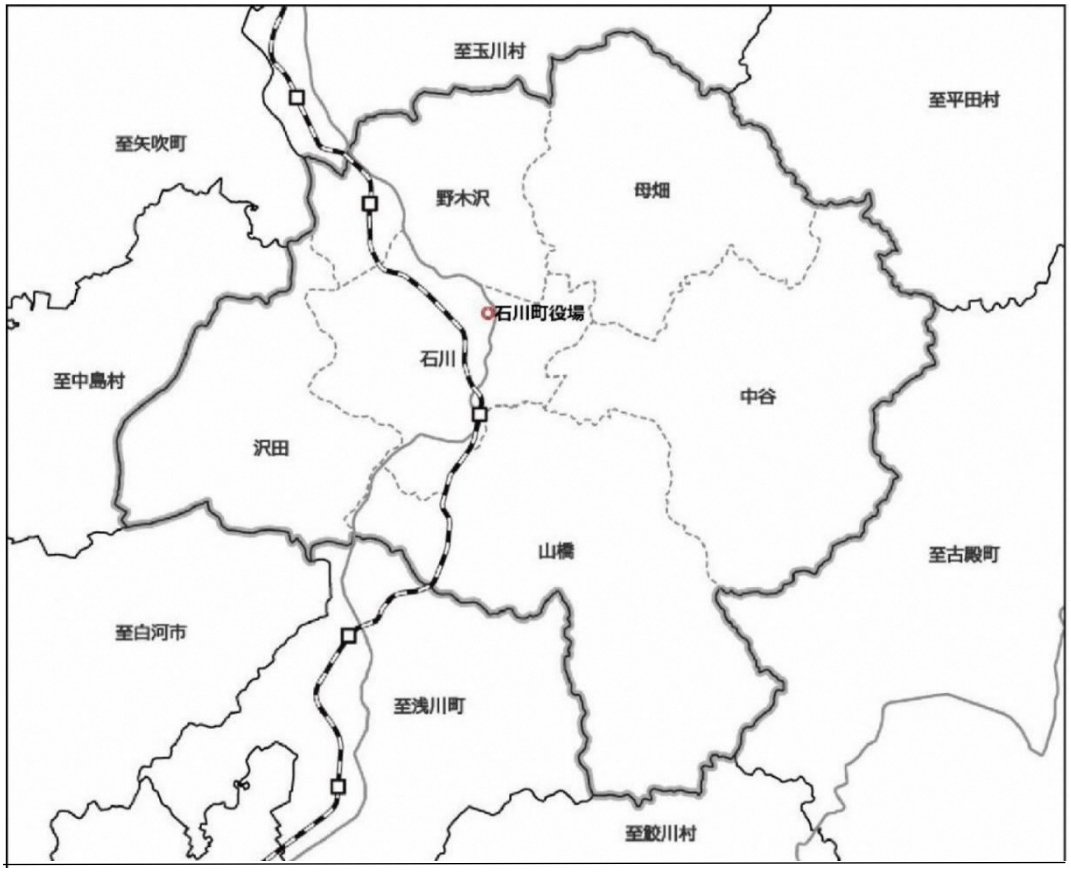

現在の石川町と各行政区　　出展：石川町地域公共交通網形成計画（H29（2017）.3）

第２項 人口の推移

平成 2（1990）年の国勢調査時の人口は 21,534 人でしたが、令和 7（2025）年の国勢調査時の人口は 13,253 人と、35 年間で約 38.4％の人口減少が進みました。この間、平成 29（2017）年 4 月 1 日には、過疎地域自立促進特別措置法の定める基準を上回り、過疎地域として指定されるに至りました。

また、国立社会保障・人口問題研究所が公表した 2060 年時推計では、人口は 7,389 人になると予測され、34 年後には現在の人口の約半分になると見込まれています。

少子高齢化の進行も深刻で、高齢者人口（65 歳以上）の人口比率は増加傾向で、令和 6（2024）年には 39.7%となり福島県及び全国平均を上回っています。一方、生産年齢人口（15 歳～64 歳）のうち、特に若年者人口（15 歳～29 歳）の減少が極めて顕著です。このような状況から、一部で地域コミュニティの維持ができない状況にまで進行しており、ひいては、これまで地域で守り伝えられてきた文化財の消滅が現実に起こる状況にあります。

出展：石川町人口ビジョン 改訂版第２期石川町まち・ひと・しごと創生総合戦略（R3（2021）.9）

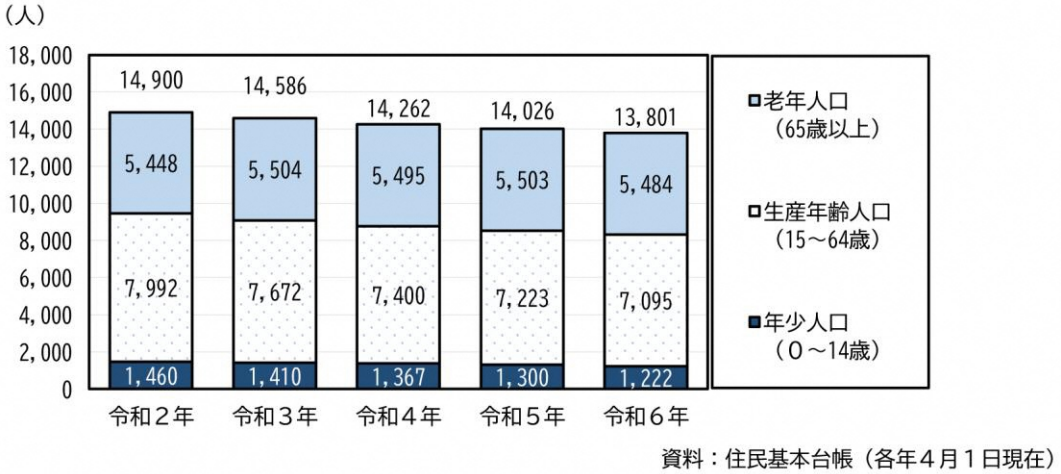

人口推移　出展：いしかわまち男女共同参画プラン（R7（2025）.6）

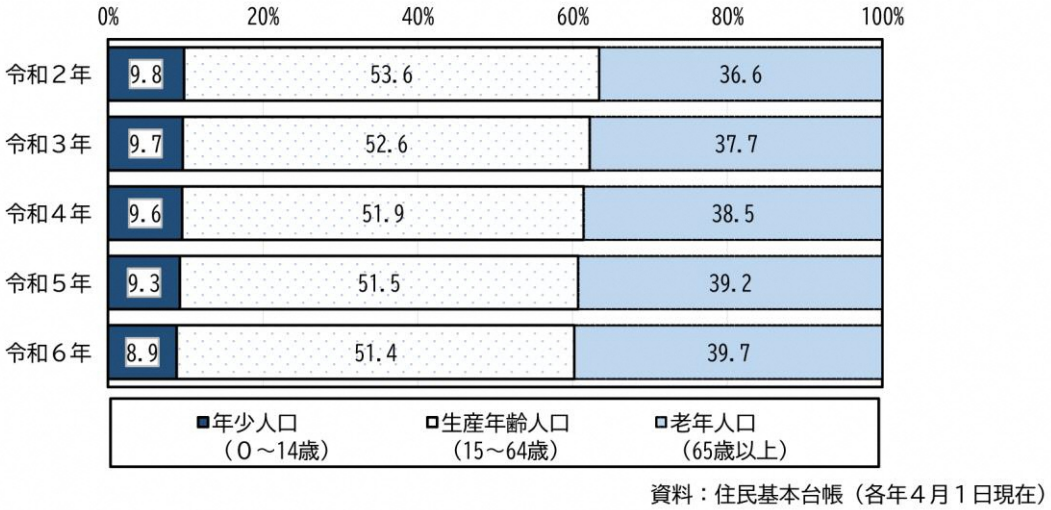

年齢３区分別人口構成比の推移　出展：いしかわまち男女共同参画プラン（R7（2025）.6）

第３項　産業構造

石川町は首都圏域から 200km 圏内に位置し、近接する福島空港、東北新幹線、東北自動車道、磐越自動車道、あぶくま南道路（あぶくま高原道路）により、利便性の高い交通ネットワークが形成されています。町内には、国道 118 号とＪＲ水郡線が南北に走り、あぶくま高原道路石川母畑（ぼばた）インターチェンジの利用により、福島空港へは約 10 分の距離となっています。こうした恵まれた立地条件を背景に、西部工業団地、鳥内工業団地、藤沢工業団地等に製造業等の事業所が立地しています。

基幹産業として振興を図ってきた農業を中心とした第一次産業においては、就業人口比率はもとより、実数でも減少が続いています。増加傾向で推移してきた第二次産業の就業人口比率においても、平成 7（1995）年以降は減少に転じています。第 3 次産業就業比率は一貫して増加しており、平成 27（2015）年の国勢調査では過半数を占める結果となりました。

業種別に見ると、従業員者数は製造業が最も多く、次いで卸売業、小売業となっています。この 3 業種を合わせると、従業者数は全体の 46.8%を占めます。

事業所数は、業種別に見ると卸売業、小売業が最も多く、全体の 3 割近くを占めます。その他として、建設業、製造業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業が 100 事業所程度あり、10%程度で推移しています。

なお、地域経済を支える町内中小企業者においても、人口減少とともにものづくりを支える人材を確保することが難しくなってきています。

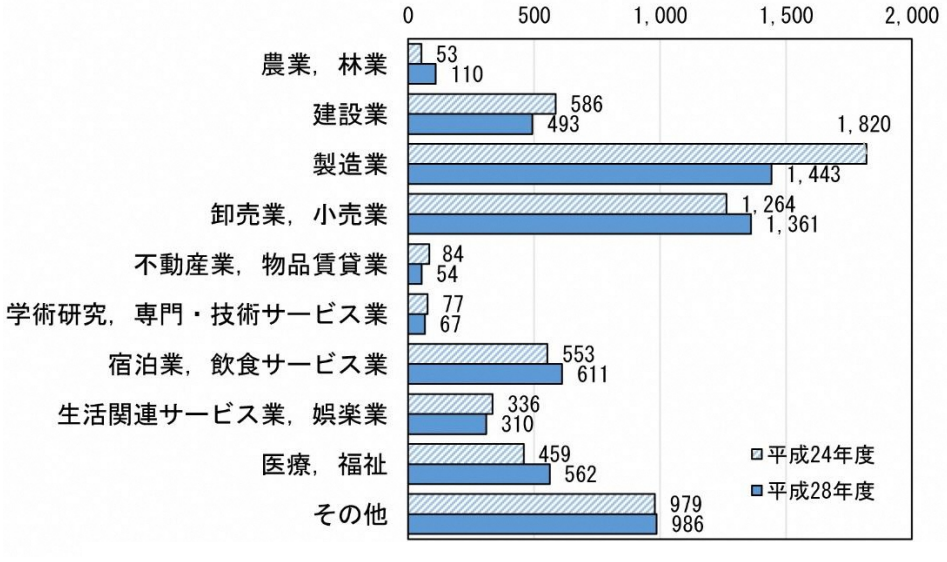

産業分類別従業者数　　出展：経済センサス（総務省）

第４項　観光

町の中心部を流れる北須川・今出川沿いには 2,000 本の桜が咲き誇り、幾重にも連なる姿は「いしかわ桜谷」と呼ばれ、多くの観光客で賑わいます。また、県指定天然記念物で樹齢 500 年以上とされる「石川の高田ザクラ」をはじめとして、町内全域に桜の巨木が多く見られることもあげられます。

本町は温泉資源にも恵まれ、東北屈指のラジウム温泉として名高い母畑温泉のほか、猫啼（ねこなき）温泉、片倉温泉、塩ノ沢温泉の４つの温泉で６軒の温泉旅館が営まれています。

観光施設としては、母畑レークサイドセンターがあげられます。天然芝のグラウンド、体育館、テニスコート、遊歩道、キャンプ場を備えます。また、県内に２つしかない屋外スケート場の１つが当施設にあります。

石川の高田ザクラ（県指定）

東日本大震災に伴う原子力発電所の事故は、本町にも甚大な風評被害をもたらしました。例えば、母畑・石川温泉等入込客数は、平成 20（2008）年が 240,385 人でしたが、原発事故のあった平成 23（2011）年は 156,169 人まで減少しています。平成 29（2017）年には 206,300 人と、原発事故以前の入込客に迫る勢いで持ち直しました。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和 3（2021）年には 78,890 人と原発事故以後以上に入込客数は減少しました。なお、直近の令和 5（2023）年は 149,495 人と緩やかではありますが、増加傾向に転じています。

（単位：人）

区分	年	平成24年	25	26	27	28	29	30	31（令和元年）	令和2年	3	4	5
県外	日帰	4,928	5,073	7,083	5,719	6,397	9,554	6,689	6,359	2,336	2,398	4,218	12,093
	宿泊	66,739	73,197	75,177	81,531	80,434	106,680	110,732	92,765	36,782	28,208	55,037	82,047
	計	71,667	78,270	82,260	87,250	86,831	116,434	117,421	99,124	39,118	30,606	59,255	94,140
県内	日帰	45,082	43,587	45,340	42,975	42,328	43,644	42,185	41,881	20,105	13,684	21,295	25,047
	宿泊	54,041	43,992	45,656	48,501	48,235	46,222	44,410	48,703	38,285	34,600	42,853	30,308
	計	99,123	87,579	90,996	91,476	90,563	89,866	86,595	90,584	58,390	48,284	64,148	55,355
計	日帰	50,010	48,660	52,423	48,694	48,725	53,198	48,874	48,240	22,441	16,082	25,513	37,140
	宿泊	120,780	117,189	120,833	130,032	128,669	153,102	155,142	141,468	75,067	62,808	97,890	112,355
	計	170,790	165,849	173,256	178,726	177,394	206,300	204,016	189,708	97,508	78,890	123,403	149,495

資料：石川町企画商工課

母畑・石川温泉郷入込客数　　出展：石川町のすがた（令和６（2024）年度版）

第５項　土地利用状況

総面積は 11,571ha で、内訳は田、畑、宅地、池沼、山林、原野、雑種地、その他になります。総面積の過半を占めるのは山林で 52.4%、次いで多いのは、畑 14.2%、田 12.0%です。

また、平成 25（2013）年～令和 6（2024）年にかけて、田の面積は 66ha、畑の面積は 128ha 減少しています。一方で宅地は 20ha 増加しています。

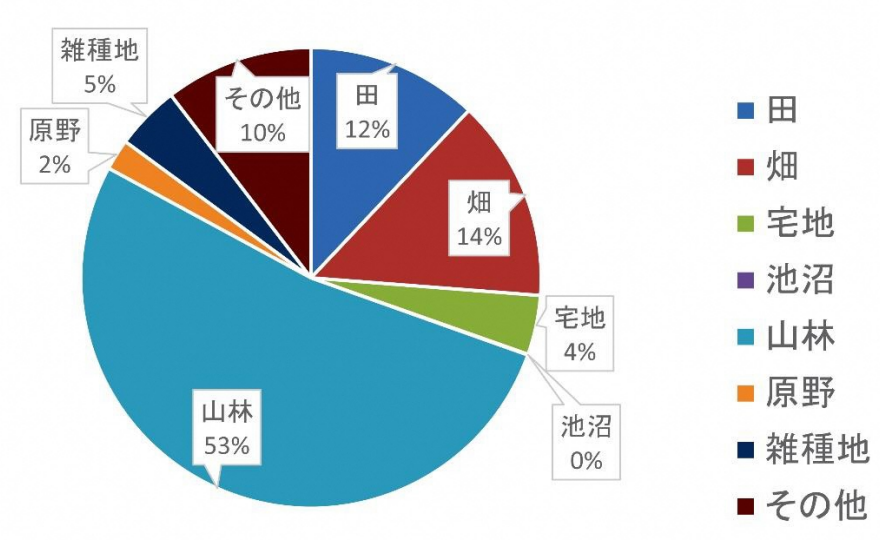

令和６（2024）年１月１日現在の地目別土地面積の割合　　出展：石川町のすがた令和６（2024）年版

第６項　教育施設

石川町には、１つの町立小学校（石川小学校）、１つの町立中学校（石川中学校）及び１つの私立中学校（石川義塾中学校）、１つの県立高等学校（福島県立石川高等学校）及び１つの私立高等学校（学校法人石川高等学校）があります。

社会教育施設としては、図書館、公民館、生涯学習施設が一体化した石川町文教福祉複合施設（モトガッコ）があります。この石川町文教福祉複合施設には、児童クラブ、屋内遊び場、屋外遊び場も併設されています。

なお、勤労青少年ホームは労働者を対象とした施設でありますが、公民館や生涯学習施設同様、貸館を行っています。

第７項　文化施設

石川町立歴史民俗資料館（イシニクル）、自由民権史跡・鈴木重謙屋敷（町指定）の２つの施設があります。

歴史民俗資料館は昭和 49（1974）年開館と、県内で最も早く開館した博物館類似施設の１つで、鉱物標本を中心として、このほか民俗資料が展示されています。しかし、施設の老朽化が顕著であるとともに、年々収蔵する歴史資料、民俗資料、鉱物標本等が増加し展示スペース及び収蔵庫に空きがない状況となり、かつ、空調設備がない等、観覧環境も悪いことから、令和６（2024）年４月に民間の事業所を町が買い上げ博物館施設として改修し、新たな歴史民俗資料館として移転整備を図りました。

鈴木重謙屋敷は平成 30（2018）年８月に開館した、石川地方の自由民権運動について学習できる施設で、文化財及び観光情報を伝えるとともに、室内を貸しスペースとして活用しています。

第３節 歴史的背景

第１項　原始時代

町内で最も古い人類の痕跡は、阿武隈川及び支流の社川の河岸段丘上にある後期旧石器時代の遺跡です。

縄文時代は、草創期を皮切りに晩期に至るまで約 100 遺跡を数えることができます。これらは町内のほぼ全域に分布しており、特に、阿武隈川東岸に集中する傾向にあります。

弥生時代の遺跡は 25 を数え、そのほとんどが極少量の遺物が出土したのみの散布地ですが、そのなかにあって、阿武隈川の支流である社川西岸の河岸段丘上に所在する鳥内（とりうち）遺跡（県指定）は、弥生時代前半期の再葬墓（さいそうぼ）群が多数確認された遺跡として全国的に知られています。

鳥内遺跡 19 号土坑再葬墓検出状況

第２項　古代

古墳時代は大壇（おおだん）古墳群（県指定）、悪戸（あくど）古墳群（県指定）、山神（やまがみ）古墳群等が阿武隈川及び支流の社川の河岸段丘上に 9 ヶ所確認できます。これらは 6 世紀後半から 7 世紀にかけて造営された横穴式石室を持つ後期古墳です。集落遺跡は前期に属する遺跡はわずかで、そのほとんどが古墳同様、6～7 世紀に比定され、かつ、阿武隈川東岸の段丘上に所在しています。なお、立地の特徴として、古墳よりも下位の段丘面に集落が営まれています。

大壇古墳群 1 号墳

奈良・平安時代の遺跡数は 100 を数えます。集落は引き続き阿武隈川東岸を中心に営まれます。一方で、社川低位及び中位段丘、そして山間部や開析（かいせき）谷に小集落が進出します。これは墾田永年私財法の浸透が背景にあります。さらには、山間地にも小規模集落が進出していきます。

第３項　中世

石川氏の祖・源（石川）有光は、永承（えいしょう）6（1051）年の前九年の役後に石川に土着したと伝えられますが、有光の子・基光のために建立された玉川村岩法寺（がんぽうじ）の五輪塔（国重文）の年代

は、治承 5（1181）年であることから、有光は 12 世紀前半の人物となります。

三芦城跡（石川城）

石川有光の子は基光系と光家系に分かれ、さらに基光の子は光義系と秀康系に分かれます。光義は沢田姓を名乗り源頼朝との関係を強くする一方、秀康は奥州方につき頼朝と対立を深めます。この背景には、光家の母は佐竹氏の息女でありましたが、基光の母は藤原清衡の女で、その子が秀康であることに起因します。また、基光は藤原基衡の一字を、秀康は秀衡の一字を授与されていることからも分かります。藤原氏と石川氏が近い関係にあったことを示す資料が、柳之御所出土の折敷（おしき）に見られます。これは、藤原清衡から衣服を与えられた人々が列記されたもので（「人々給絹日記（ひとびときぬたまうにっき）」）、この中に「石河三郎殿」「石河太郎殿」と石川一族の名が見られます。やがて光義と秀康は、奥州合戦では敵味方に分かれて戦います。

奥州合戦後、本領安堵（ほんりょうあんど）された石川氏は、鎌倉幕府との関係を密にしていきます。建久 6（1195）年 3 月、頼朝の東大寺再建供養に共奉した御家人（ごけにん）の中に石川氏の名が見られ、建長元（1249）年 2 月、閑院殿（かんいんでん）再建の際の御家人役にも石川一族の名が見られます。さらに、執権政治開始以降の 13 世紀中頃に、石川一族は御内人（みうちびと）として登場します。

鎌倉幕府崩壊後、南北朝時代に入ると石川氏は北朝方につき、建武 3（1336）年、足利尊氏の京都制圧の際に石川一族の小平義光も随行し、湊川合戦で戦い比叡山にて討死します。やがて、一族が南朝と北朝に別れて攻め合ったり白川氏に沢井の地が奪われたりと、足元がぐらつき始め、弱体化の一途を辿（たど）ります。

南北朝時代、室町時代も中央政権とのつながりを持ちますが、それらを裏付ける資料は本町には残っておらず、宮城県角田市の角田石川家文書等に見ることができます。

戦国時代になると、石川領は白川氏の侵攻により攻防が激化します。これに二階堂・田村両氏の抗争、さらに佐竹・蘆名（あしな）・伊達の三氏が加わって、南奥（なんおう）（東北地方南部）の地は騒乱の舞台となります。苦境に立たされた石川晴光は永禄 11（1568）年 10 月、伊達晴宗の四男親宗（後の昭光）を養子に迎え、伊達氏の後ろ盾を受け対抗策を講じました。以後昭光は、佐竹と蘆名の間を行き来しますが、やがて蘆名・佐竹連合軍と伊達氏の抗争が勃発すると、甥の政宗との関係を強くしていきます。しかし、天正 18（1590）年の昭光小田原不参により石川氏は奥羽仕置（おううしおき）の対象となり、領地は没収され角田（宮城県角田市）の地へと移りました。

第４項　近世

奥羽仕置によって石川の近世は始まります。

12 世紀後半以来、この地に長く広く勢力を築いて来た石川氏が、強大な中央の権力によって一掃されました。この後、現石川町域では城はもちろん、陣屋さえ構えられることはあり

江戸時代の石川高札場（『ビジュアル石川町の歴史』より）

ませんでした。住民の多くは村落に居住しましたが、町中心部は石川氏時代の城下町がそのまま存在し、そこには商工業者が集住し、「在郷町」として発展しました。

支配上は白河藩領、越後高田藩領、幕府領と変遷を辿ったものの、代官所は置かれず、武士は常駐しませんでした。武士がいない 300 年近い時間は経済的発展とともに、この町域に自治的雰囲気を醸成し、住民が話し合いでものごとを決めることが常態化していました。

第５項　近代

石川の近代は、明治 7（1874）年 9 月、この地に旧三春藩郷士・河野広中が磐前県石川会所区長として赴任したことに始まります。

磐前県は石川郡内に置いた浅川・須釜・川辺の三会所を廃し、新たに石川会所を置きました。鈴木家主屋（町指定、通称：鈴木重謙屋敷）は区会所として使用されました。河野は区長として赴任している間、国会開設と憲法制定により、国民の権利・自由を保障し、国民の意見を取り入れる仕組みづくりをめざした自由民権運動を推進します。他所からの人物を拒絶することなく、吉田光一、吉田正雄等、石川の人々もまた彼の考えに賛同し、明治 8（1875）年に自由民権運動の先駆けとなる「有志会議」を結成します。さらに、明治 11（1878）年には東北初の民権結社「石陽社」の結成に至ります。

明治 23（1890）年の国会開設により自由民権運動が落ち着きを見せると、中等教育の重要性が広く認識されるようになります。明治 25（1892）年 6 月に開設された石川義塾（現学校法人石川義塾中学校・学校法人石川高等学校）創立は、まさに石川の自由民権運動の延長上にあります。また、かつて自由民権運動で活躍した鈴木重謙が石川町長となって、石川実科高等女学校（現福島県立石川高等学校）の設置に向け尽力し、やがて、緑川喜一町長の大正 12（1923）年に認可を受けることとなりました。

政談演説会の解散を命じる警官と、それに抗議する石川地方の青年達（場所は鈴木重謙屋敷を想定：『ビジュアル石川町の歴史』より）

第６項　現代

明治 40 年代から、町北部の通称「石川山」で、盛んに鉱物が採掘されるようになります。「石川山」は、町内でも最大規模のペグマタイト鉱脈が眠る地域で、ガラス等の原料となる石英、陶磁器の釉薬（うわぐすり）の原料となる長石といった鉱物が多く含まれる岩帯です。特に、長石の質は良いことから東海方面に輸送され、窯業原料の生産拠点の 1 つとなりました。石英と長石の採掘は昭和 40（1965）年頃まで続き、現在確認されているだけで、約 100 ヶ所の鉱山が稼働していたことが判明しています。

ジルコン選鉱工場上棟
（基礎遺構は福島県立石川高等学校に所在）

ウラン鉱採掘に動員された旧制石川中学生

一方、放射性鉱物のサマルスキー石、鉄コルンブ石等の希元素鉱物を産出することから、アジア・太平洋戦争末期には、陸軍の要請で、国策会社の帝国鉱業開発株式会社によって軍事利用を目的とした採掘が行われました。なかでも、ニ号研究（原爆開発研究）に着手した陸軍が、理化学研究所の飯盛里安（いいもりさとやす）研究室に原料調達を要請し、「石川山」を中心に地元の旧制石川中学校（現学校法人石川高等学校）の生徒を動員して、ウラン等の希元素鉱物採掘を行いました。結果的に、本町産の希元素鉱物から採れるウランの含有量が少ないことから、ニ号研究の実現はならず、終戦を迎えます。飯盛博士は、以後 4 年以上にわたって、家族で町内に居を構え、石川の石英・長石を原料とした窯業の研究を行いました。

昭和 29（1954）年に町制が施行され、昭和 30（1955）年に旧石川町と沢田村、野木沢村、母畑村、中谷村、山橋村の一町五ヶ村が合併し、現在の石川町が誕生しました。

第３章　石川町の文化財の概要

第１節　文化財調査の概要と成果

本町では、これまで様々な文化財調査が実施されてきました。また、調査研究の成果等を基に、町民への普及啓発を目的とした刊行物が発行されています。

なかでも、明治 100 年の節目に、昭和 42（1967）年・43（1968）年の 2 ヶ年で行われた第 1 次町史編纂事業、そして平成 5（1993）年～平成 25（2013）年の 20 年間にわたって行われた第 2 次町史編纂事業を通して、貴重な文化財を町民共有の財産として記録してきました。各分野の研究者の指導を仰ぎながら、町としての独自性と主体性をもった町民参加型の町史編纂に努めました。現在も町史編纂時に収集した資料を目録化する作業を行っています。

石川町史（第二次編纂事業）

歴史民俗資料館では、資料の収集と保存を通して、常設展示に加え、企画展として文化財の最新の調査成果を発信しています。これまで、歴史や民俗だけでなく、鉱物・岩石標本の企画展を開催し、優れた文化財の鑑賞機会を提供しています。これに付随して、企画展図録を刊行しています。

鳥内遺跡（県指定）発掘調査状況

遺跡の発掘調査も盛んに行われています。昭和 51（1976）年から平成 6（1994）年にかけて県教育委員会によって行われた、国営総合農地開発事業（母畑（ぼばた）開発パイロット事業）に伴う確認調査では、21 遺跡で発掘調査が行われました。町教育委員会も発掘調査を行っています。特に、昭和 45 年（1970）の鳥内（とりうち）遺跡の発掘調査は、福島県内の再葬墓（さいそうぼ）としては最初の本格的な調査で、県考古学史上、重要な意義を持ちます。

また、自治体に属する委員会や地元の研究団体、個人等も様々な研究書を発刊しています。

平成 4 年（1992）に組織された石川町鉱物保護収集委員会は、町内の鉱山跡の調査を行い、これまで調査報告書を 4 冊刊行しました。

昭和 47（1972）年に始まった中央公民館主催の文化財教室では、教室生が自主的に研究テーマを石造供養塔婆（板碑（いたび））に定め、3 年をかけ現地調査を行い、259 基の実測・写真・拓本をまとめました。その後、昭和 54（1979）年 3 月まで補足調査し、280 基を再録して同年 4

月に『石川町の板碑』が刊行されました。さらに、昭和 58（1983）年 6 月から 9 月まで五輪塔の分布調査及び実測・拓本・写真を記録し、10 月から翌年の 3 月まで補足調査して、計 80 基をまとめ、『石川町の五輪塔』を発行しました。

民間の団体による調査研究は、石陽史学会による研究誌『石川史談』の定期的な発刊や、NPO 法人ウェーブゆい発行の『石川地方　自由民権まっぷ』、NPO 法人ふくしま風景塾の『福島県の千年村研究』があげられます。また、個人の調査研究としては、小豆畑毅による中世石川氏の研究、阿部武による動植物の調査研究、滝沢洋之編著による『石川地方の民話と伝説』の刊行があげられます。

以上のように、現在まで指定、未指定、そして類型にとらわれず、文化財の調査が行われてきました。

調査内容	調査成果による刊行物等
自治体史編纂のための調査	第 1 次町史編纂事業『石川町史』上下巻 第 2 次町史編纂事業『石川町史』全 7 巻及び別巻
歴史民俗資料館による町内文化財調査	『ペグマタイトの記憶』『放射化学の泰斗 飯盛里安博士』『慶應四戊辰日記』
町史編纂室収集の資料目録	『石川町史資料目録』第 1～16 集
歴史民俗資料館の企画展に伴う資料調査	企画展図録
歴史民俗資料館の収蔵・寄託資料の調査	収蔵品カードとして保管（報告書・目録等未刊行）
町教育委員会による埋蔵文化財発掘調査	『石川町埋蔵文化財調査報告書』（第 1 ～25 集）
町鉱物保護収集委員会による調査	『石川町鉱物調査報告書』第 1 ～4 集
町中央公民館主催の文化財教室による調査	『石川町の板碑』『石川町の五輪塔』
町内の団体・個人研究者による調査	『石川史談』第 1 号～32 号 『陸奥国の中世石川氏』 『石川の野生動植物』 『石川町の緑の文化財』 『石川地方　自由民権まっぷ』
福島県による文化財調査	『福島県文化財調査報告書』第 1～554 集 近代化遺産調査
国による文化財調査	近代化和風建築総合調査

※報告書等、成果刊行物リストは巻末に掲載

第２節　文化財調査の現状と課題

全ての文化財が同質の内容で調査が行われてきた訳ではないため、文化財の種別によって「全容が明らかになったもの」、「調査が未完のもの」、「調査を実施していないもの」の3つに調査状況が分けられます。

下記の表は、前節の調査状況を表にまとめたものです。このうち、町史編纂事業や公民館事業等によって把握調査が行われ完了している文化財には、板碑、五輪塔があります。また、江戸時代から明治期にかけての住宅の調査も国の支援を受けて調査が行われ、さらに、個人の調査研究により動植物の調査も行われています。遺跡については、遺跡台帳が整理され、適時管理しています。地質鉱物については鉱山跡及び採取した鉱物標本・岩石標本ともは台帳に整理されています。

全容が明らかになった文化財もあれば、町史編纂事業で収集はしたものの未整理のものがあったり、調査を全く実施していないものもあったりします。

例えば、調査未完の文化財として、寺社、近代化遺産、彫刻（木造・石造）、工芸品、考古資料（出土遺物）、歴史資料（金石文、絵馬、棟札）、古文書、無形文化財（俳句・短歌の奉納額等）、民俗文化財、記念物（街道・名勝地、その他（人物伝記、伝承、地名）があげられます。このうち古文書については、町史編纂事業で収集し膨大な数にのぼることから、現在も整理を続けています。

未調査の文化財としては、絵画、書跡・典籍、文化的景観、伝統的建造物群があげられます。

この現状を踏まえ、今後行う調査の課題として、下記の6点があげられます。

①町史編纂事業で収集した資料・データのうち、未整理の資料・データの確認
②把握調査後に詳細調査が必要な文化財の選択
③未調査文化財の選定と調査の実施
④今後行う調査を均質に行うための指針・方針の設定
⑤調査結果の整理やデータベース化による情報の蓄積と成果の公開
⑥内的要因・外的要因で滅失のおそれがある文化財の現状

調査未完の文化財の１つである絵馬（谷地千手観音堂）

種　　別			調査の状況
有形文化財	建造物	寺社	△
		近代化遺産	△
		住宅	○
	絵画		×
	彫刻	木造	△
		石造	△
	工芸品		△
	書跡・典籍		×
	古文書		△
	考古資料	板碑	○
		五輪塔	○
		出土遺物	△
	歴史資料	金石文	△
		絵馬	△
		棟札	△
無形文化財			△
民俗文化財	有形の民俗文化財		△
	無形の民俗文化財		△
記念物	遺跡		○
	街道		△
	名勝地		△
	動植物		○
	地質鉱物		○
文化的景観			×
伝統的建造物群			×
その他（人物伝記、伝承、地名）			△

文化財状況調査の把握一覧表

○…調査済　　△…調査未完　　×…未調査

第３節　文化財の概要

（１）指定等文化財

石川町における指定・登録文化財は、県指定文化財 12 件（彫刻 1 件、工芸品 2 件、古文書 1 件、考古資料 1 件、遺跡 3 件、植物 2 件、地質鉱物 2 件）、町指定文化財 24 件（建造物 3 件、彫刻 4 件、工芸品 2 件、古文書 3 件、考古資料 4 件、無形の民俗文化財 6 件、遺跡 1 件、植物 1 件）、国登録有形文化財 5 件（建造物）となっています。なお、国指定・選定の文化財、

文化財の保存技術の選定はありません。

最も早い時期に指定された文化財は、「薬王寺（やくおうじ）の版木（はんぎ）」「石都々古和気神社（いわつつこわけ）の鰐口（わにぐち）」（いずれも県指定）の 2 件で、昭和 28 （1953）年に指定されています。町指定文化財で最も早い指定は昭和 49（1974）年の無形の民俗文化財「中田（なかだ）のささら」になります。

これまで、町として保護を優先すべき文化財を調査し保護審議会に諮り、町民共有の宝として町指定文化財に指定してきました。また、町民だけでなく県民共有の貴重な文化財となるよう、町指定文化財の中から県教育委員会に県指定候補を推薦してきました。この 10 年間で 2 件の文化財が県指定となっています。

類型			国指定・選定	国選択	都道府県指定等	市町村指定等	国登録	都道府県登録	市町村登録	合計
有形文化財	建造物		0	—	0	3	5			8
	美術工芸品	絵画	0	—	0	0	0			0
		彫刻	0	—	1	5	0			5
		工芸品	0	—	2	2	0			9
		書跡・典籍	0	—	0	0	0			0
		古文書	0	—	1	3	0			0
		考古資料	0	—	1	4	0			5
		歴史資料	0	—	0	0	0			0
無形文化財			0	0	0	0	0			0
民俗文化財	有形の民俗文化財		0	—	0	0	0			0
	無形の民俗文化財		0	0	0	6	0			0
記念物	遺跡		0	—	3	1	0			0
	名勝地		0	—	0	0	0			0
	動物・植物 地質鉱物		0	—	4	1	0			5
文化的景観			0	—	—	—	—			0
伝統的建造物群			0	—	—	—	—			0
合計			0	0	12	25	5			42

指定等の文化財　　※指定文化財等のリストは巻末に記載

（２）未指定等文化財

石川町において、これまでの調査や文献等により把握された未指定文化財は、令和 6（2024）年年 3 月時点で、933 件にのぼります。

種別をみると、考古資料（石造供養塔婆・石造五輪塔）が 340 件で最も多く、次いで遺跡が 334 件となっています。このほか、建造物 120 件、古文書 42 件、石造彫刻 35 件と、有形文化財が多数を占めています。

なお、古文書について実際の点数は膨大にのぼることから、家蔵文書、区有文書単位で数えています。

種　　別		主な例	件数
有形文化財	建造物	神社・寺院・明治時代以降の近代建築等	120
	絵画	絵図	1
	木造彫刻	仏像	5
	石造彫刻	江戸時代後期から昭和にかけて制作された石造物	35
	工芸品	五鈴鏡、懸仏	2
	古文書	庄屋文書、地方文書、村絵図、自由民権運動関係資料	42
	考古資料	石造供養塔婆（板碑）、石造五輪塔	340
民俗文化財	有形の民俗文化財	生活の中で使用されてきた用具等	1
	無形の民俗文化財	ささら、念仏踊り、伝統行事、講事	22
記念物	遺跡	集落跡	58
		散布地	194
		古墳	7
		館跡	43
		その他	32
	名勝地	山・川等	2
	動物・植物	昆虫、樹木	14
	地質鉱物	鉱山、露頭	－
文化的景観		地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地	2
伝統的建造物群		宿場町等、歴史的な集落・町並み	1
その他		伝説	10
総　　数			932

指定文化財以外の文化財　　※指定文化財等のリストは巻末に記載

第４節　文化財の特徴

石川町においては、指定・未指定、あるいは法令等の類型にあてはまらないものを含めて、数多くの文化財が把握されており、様々な文化財調査等が実施されてきました。これまでの調査によって把握された文化財の概要と特徴は以下のとおりです。

（１）有形文化財

①建造物

信仰に関わる建造物としては、平安時代末期の創建と考えられる薬王寺薬師堂（町指定）、

天正年間（1573 年～1591 年）に石川昭光の姉の浄仙尼が、尾巻山に小庵をつくり、山頂に虚空蔵尊を置いたのが始まりとされる福満虚空蔵堂（町指定）があります。

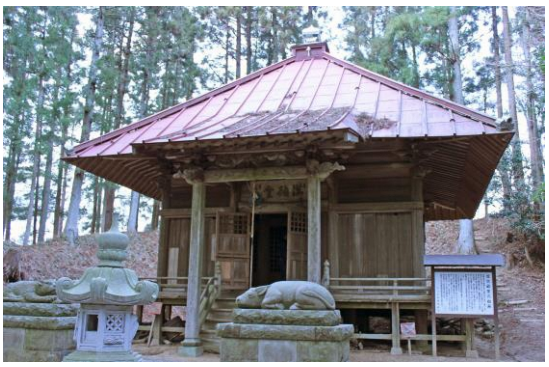

福満虚空蔵堂（町指定）

江戸時代の庄屋に関わる建造物としては、鈴木家表門（町指定）があげられます。鈴木家は石川組 16 ヶ村をまとめる大庄屋で、武士の身分に相当する郷士でした。門はその特権として建てることが許された「薬医門」です。

大庄屋鈴木家の屋敷である鈴木家主屋（町指定）は 2 度の打ち毀しに遭い、明治初期に近隣の農家住宅（江戸時代後期）を移築して建てられました。庄屋制度解体後、廃藩置県により福島県第 21 区となり、明治 7（1874）年 9 月に主屋は石川区会所として使用されました。また、明治 12（1879）年 2 月から明治 15（1882）年 10 月は、主屋が石川郡役所としても使用されました。

近代以降の建物は添田家住宅（国登録）、有賀家住宅蔵座敷及び控えの間（国登録）等、養蚕で富を築いた人々の住宅があります。明治時代後期から昭和 40 年代まで行われていた鉱山業により栄えた野木沢地区には、漆喰壁の蔵群が現在も残ります。また、9 割程度完成しながら廃線となった磐城鉄道（白石鉄道）や、サイフォン方式による用水堰である猫啼堰、採掘された長石・珪石等を輸送する貨車の引き込み線跡が残る JR 水郡線野木沢駅等、近代化遺産があります。

なお、アジア・太平洋戦争末期に建設され、当初は「日本ジルコン鉱業研究所石川鉱山」、後に「理研希元素工業株式会社扶桑第 806 工場」と名付けられた施設は、我が国で極秘に進められていた「ニ号研究」（原爆開発研究）の、ウラン鉱石の選鉱場でした。現在もその基礎遺構が残っています。

②美術工芸品

美術工芸品は彫刻、工芸品、古文書、考古資料を把握しています。

ア　絵画

指定文化財はありませんが、中心市街地を描いた絵図である「福島県石川町真景」があります。大正 14（1925）年に松井天山によって描かれた鳥瞰図です。現在の道筋とほとんど変わらないことから、約 100 年前の中心市街地の様子を今に伝える貴重な資料です。

イ　彫刻

彫刻は木造彫刻と石造彫刻があります。

木造彫刻は、薬王寺薬師堂の本尊である薬師如来坐像、脇侍である日光・月光菩薩像、阿弥陀如来坐像、十二神将像、光渡寺地蔵菩薩坐像（いずれも町指定）、谷地千手観音菩薩立像（県指定）など、多くは寺院に所在します。

石造彫刻は、江戸後期から昭和期に制作されたデイサイト質凝灰岩を原材料とした文化財

が町内各所で見られます。このうち、本町出身の小松寅吉が制作した近津神社の石造神馬（町指定）、母畑温泉神社の石造神殿、その弟子である小林和平が制作した石都々古和気神社の狛犬（町指定）、石都々古和気神社御仮屋の狛犬、石造五重の塔、沢井八幡神社の狛犬（いずれも未指定）等、神社に奉納されたものが多く残ります。

ウ　工芸品

工芸品は、薬王寺の版木（県指定）、石都々古和気神社の鰐口（県指定）、華蔵寺の銅鐘（町指定）、乗蓮寺の銅鐘（町指定）等、市街地地区を中心に寺社に奉納された信仰に関わるものがあります。また未指定文化財は、町域に点在する寺社の奉納物に見られます。

エ　古文書

吉田光一文書、迎森一文書、伊達政宗書状（いずれも町指定）、石川大蔵院文書（県指定）といった貴重な中世文書に加え、第 2 次町史編纂事業の際に収集された庄屋文書、地方文書、村絵図があります。また近年整理が行われている近藤功家文書は、河野広中の執事を務めていた近藤徳治の生家に残されていた資料で、自由民権運動に関する資料として貴重なものです。

オ　考古資料

町域に 500 近い遺跡が所在しており、その一部については発掘調査が行われています。なかでも、鳥内遺跡（県指定）からの出土遺物 91 点は県指定重要文化財に指定されています。このほか、悪戸古墳群（県指定）や山神古墳群からの出土資料や、町内全域に残る中世の石造供養塔婆（板碑）、そして、江戸時代をとおして見られる石造五輪塔があげられます。

（２）無形文化財

無形文化財は本町にはありません。

（３）民俗文化財

①有形の民俗文化財

指定文化財はありませんが、信仰に関わるものとして、薬王寺小型木製五輪塔があげられます。産業に関わるものとしては、養蚕道具、農業道具、そして鉱山での採掘道具があります。

②無形の民俗文化財

民俗芸能のうち、村内安全、五穀豊穣を祈念する「ささら」と呼ばれる三匹獅子を伴うものは、町域の北東部の母畑・中田地区に集中して見られます。「ささら」とは三匹獅子の両脇に「ささら」と呼ばれる笠鉾を立たせて舞うもので、笠鉾から「さらさら」と音が鳴ることから呼ばれています。一方、町域西部の沢田地区には、赤羽天道念仏踊りという太鼓を叩きながら辻々を巡る虫追い行事があります。

伝統行事としては、石都々古和気神社の例大祭や近津神社の祭礼である八槻市等、旧市街地の中心部で大々的に行われる行事もあれば、盆踊り、数珠繰り、庚申講、鍬柄講、山の神等、地域で行われる講事も形を変えながら現在も続いています。なかでも、中田地区の八又地内で行われているトシナハリ（年縄張り）は、藁人形を使用した町内唯一の伝統行事です。集落の入り口に約 100m の縄（トシナワ）を張って結界をつくり、これに刀を差した武者人形 2 体を吊るすと、悪病や災難が人形の下に入ると腰の刀を抜いて退治するというものです。

トシナハリ

（４）記念物

①遺跡

後期旧石器時代に属する背戸Ｂ遺跡（沢田地区）では、ナイフ形石器に東北地方の日本海側で見られるタイプと、南関東で見られるタイプの二種類が出土しています。

縄文時代中期の七郎内Ｃ遺跡（野木沢地区）では、東北南部から関東地方北部に分布域を持つ標識土器「七郎内Ｃ遺跡Ⅱ群土器型式」とともに、関東東部を中心に分布する阿玉台式土器も出土しています。

鳥内遺跡（県指定）では弥生時代前半期の再葬墓群が多数見つかりました。構成する土器の中には、北九州地方で出土する遠賀川式土器を模倣した遠賀川系土器、東海地方から直接運ばれたとされる水神平式土器、これに北関東系土器、新潟方面の土器、在地系の土器と 5 つの地域相が見られます。また、全国でも出土点数が少ない人面付土器も出土しています。

古墳時代は阿武隈川及び支流の社川の河岸段丘上に古墳が所在しますが、全て後期古墳です。代表的な古墳は、大壇古墳群、悪戸古墳群（いずれも県指定）等、9 ヶ所に所在します。

奈良・平安時代は阿武隈川沿いに引き続き集落が営まれますが、なかでも達中久保遺跡は発掘調査により 93 軒の竪穴住居跡が検出され、大集落集落の存在が明らかになりました。一方、当町遺跡群や小田口遺跡群のように、山間地にも小規模集落が進出します。

中世期は、石川一族による歴史に代表されます。三芦城跡（石川城）を居城とし、町内全域に一族による中世城館が配されました。15 世紀以降の 7 代の城主は菩提寺である長泉寺の石川公墓地（町指定）に眠ります。考古資料のうち石造供養塔婆（板碑）については、本町で約

300 基が確認されています。このうち紀年銘板碑は 45 基を数え、建治元（1275）年銘の曲木石造供養塔婆群（町指定）を最古とします。線彫りや浮彫りの図像観音像が刻まれたものもあります。

②名勝地

指定文化財はありませんが、鷹ノ巣と二本ブナがあげられます。

鷹ノ巣は鷹ノ図とも呼ばれます。阿武隈川の沿岸にあり、川に突き出た岩石の屹立した断崖と渦を巻く深淵からなります。川面より 10m 程の断崖に松の老木が自生し、対岸より見れば鷹の飛翔するような景観が見られたことから「鷹ノ巣」と呼ばれています。往時の白河藩主（松平定信公）が「水清き 阿武隈川の 流れをも とどめてもみん 鷹の図の山」と詠んだとされます。

二本ブナは中田地区にあり、標高 616mの本町最高峰に位置します。古くは白河城下から 2 本のブナの大木が見えたという故事から呼ばれています。ブナの原生林のほか、ニッコウキスゲ、スズラン等の植生が見られ、頂上からは那須連峰や磐梯山、安達太良山も眺望できます。

③動物・植物・鉱物

動物の指定文化財はありませんが、沢井地内にある大池がハクチョウの飛来地として知られます。また、町南東部の南山形地区には、世界で最も小さいハッチョウトンボの生息が 15 年程前までは確認されました。なお、本町はこれまでニホンカモシカの生息地には含まれていませんでしたが、近年になって目撃情報が寄せられるようになりました。

塩釜神社のアカガシ樹叢（町指定）

植物は、樹齢 500 年とも言われる高田桜（県指定）や、樹齢 300 年と伝えられる中ノ内のフジ（県指定）があります。また本町は、温帯と冷帯の境目に位置することから、両方の気候で生息する植物が見られます。温帯の植物の代表格が塩釜神社のアカガシ（町指定）で、樹叢を形成しています。冷帯の植物の代表格がブナで、町内で標高の高い山橋地区、中谷地区で見られます。なお、町内全域で種蒔き桜の巨木を見ることができます。

鉱物は種類と結晶の大きさでは国内随一を誇ります。通称「石川山」から産出する石英・長石は、明治時代後半以降、国内の窯業における生産拠点の 1 つでした。これらの鉱物は、明治時代から採掘が始まり、町内に 100 ヶ所以上が確認されています。なかでも和久観音山ペグマタイト鉱床（県指定）は、唯一見学でき、文化財として指定されている鉱山跡です。また、球状花崗岩（県指定）が山橋地区でのみ確認されています。これは、内部の内核に黒雲母が集合し、その周辺に石英・カリ長石の粒が同心円状や放射状に配列することから、割れ

方によっては割れ口が目玉のようにも見えます。花崗岩中の鉱物が同心円状に配列するものは、世界的にも珍しいです。

（５）文化的景観

文化的景観に選定されている文化財はありません。

（６）伝統的建造物群

伝統的建造物群に選定されている文化財はありませんが、三芦城跡（石川城）の東側に位置する中心市街地は、中世都市に見られる「山あて」（街路の軸を周辺の山に向けて道路を配置する技法）の手法や、江戸時代後期以降の建築物が今でも残っています。また、野木沢駅周辺に見られる漆喰塗りの土蔵や、町内に散見される大谷（おおや）石を材料とした石蔵があげられます。

（７）その他

その他としては伝承があげられます。八幡太郎義家伝説、和泉式部伝説等が伝わります。

第４章　石川町の歴史文化の特徴

第１節　特徴（テーマ）の設定

前章までは、町の概要や文化財の概要について示しました。本章では、石川町の歴史や文化を支える人々の活動や周辺環境を含めたものを「歴史文化」として捉え、以下の 6 つの特徴（テーマ）をまとめました。この 6 つのテーマは、平成 30（2018）年度に策定した「石川町歴史文化基本構想」において設定した関連文化財群を基にします。

なお、主な文化財の所在地区については、現在の行政区を基準に区分けします。

テーマ①　：人々の定住から「石川」のはじまり

テーマ②　：東北と関東の接点・中世石川氏

テーマ③　：街道と交通の発展

テーマ④　：東北における自由民権運動発祥の地

テーマ⑤　：大地に根差す生業と祈り

テーマ⑥　：いしかわの石の物語

石川町行政区

第2節　6つの歴史文化の特徴(テーマ)

テーマ①：人々の定住から「石川」のはじまり

～ 川沿いへの定住がはじまり、次第に山間部へ進出 ～

石川町での歴史上、最初に人々の痕跡が見られるのは、町の最西端を流れる阿武隈川東岸に所在する後期旧石器時代の遺跡からです。しかし、人々は定住せず、季節の変化などに応じて移動する生活を送りました。

縄文時代は気候が温暖になったことで定住するようになり、集落を形成します。特に、阿武隈川東岸を中心に遺跡の分布が見られます。この傾向は弥生時代、古墳時代を通しても同様です。

奈良・平安時代になると、町の中央を流れる北須川、町西部を流れる社川の段丘面、さらに山間部の開析谷へと人々は進出し、町内全域に集落遺跡が見られます。これは墾田永年私財法の浸透が背景にあります。

石川町の「石川」の名は、いつの時点から使われるようになったのでしょうか。例えば、平安時代中期（9 世紀前半）に作られた辞書『和名類聚抄（わみょうるいじゅうしょう）』の白河郡に「石川郷」の名が見られ、出土遺物に「石川」の文字が確認できるものもあります。

「テーマ①：人々の定住から「石川」のはじまり」に関連する主な文化財

番号	指定区分	種　別	名　称	所在地区	所有者等
1	県指定	遺跡	鳥内遺跡	沢田地区	個人
2	県指定	遺跡	大壇古墳群	沢田地区	個人
3	未指定	遺跡	達中久保遺跡	沢田地区	個人
4	県指定	遺跡	悪戸古墳群	野木沢地区	個人
5	県指定	考古資料	鳥内遺跡出土土器	沢田地区	石川町
6	未指定	考古資料	背戸Ｂ遺跡出土ナイフ形石器	沢田地区	石川町
7	未指定	考古資料	山神古墳群出土勾玉・轡	沢田地区	石川町
8	未指定	考古資料	上悪戸遺跡出土石英製石器	野木沢地区	福島県
9	未指定	考古資料	源平Ｃ遺跡出土土器	野木沢地区	福島県
10	未指定	考古資料	七郎内Ｃ遺跡Ⅱ群土器	野木沢地区	福島県

テーマ②　：東北と関東の接点・中世石川氏

～ 東北と関東の接点にある石川を、石川氏が 400 年以上支配 ～

石川氏は、石川氏の祖・源有光が、12 世紀後半に石川地方に土着したところから始まるとされます。現在の矢吹町、中島村、玉川村、石川町、平田村、古殿町、浅川町、鮫川村を支配しました。

石川有光の孫は光義系と秀康系に分かれ、光義は沢田姓を名乗り源頼朝との関係を強くする一方、秀康は奥州方につき頼朝と対立を深めます。やがて奥州合戦で同族対立することとなります。

また、鎌倉時代末葉には、北条氏と石川氏は石川庄の地頭職と地頭代という関係だけでなく、光貞の妻が北条泰時の娘だったり、家光・時光が北条氏邸で元服の式を挙げたりと、石

川氏は鎌倉幕府及び得宗機関と密接な関係を持ちました。

南北朝時代、室町時代も中央政権とのつながりを持ちますが、一族は分裂し、弱体化の一途をたどります。

戦国時代は芦名・佐竹・伊達の間で翻弄されます。石川昭光は、佐竹と蘆名の間を行き来しますが、やがて蘆名・佐竹連合軍と伊達氏の抗争が勃発すると甥の政宗との関係を強くしきます。しかし、天正 18（1590）年の昭光小田原不参により石川氏は奥羽仕置（おううしおき）の対象となり、領地は没収され角田の地へと移ります。奥羽仕置により石川の地を離れるまで、400 年間以上、石川地方を治めました。

谷地木造千手観音菩薩立像（県指定）

「テーマ②：東北と関東の接点・中世石川氏」に関連する主な文化財

番号	指定区分	種　別	名　称	所在地区	所有者等
1	町指定	建造物	薬王寺薬師堂	石川地区	薬王寺
2	県指定	工芸品	石都々古和気神社の鰐口	石川地区	石都々古和気神社
3	県指定	工芸品	薬王寺の版木	石川地区	薬王寺
4	県指定	古文書	石川大蔵院文書	石川地区	個人
5	町指定	古文書	吉田光一文書	石川地区	石都々古和気神社
6	町指定	古文書	伊達政宗書状	石川地区	石川町
7	町指定	古文書	迎森一文書	山橋地区	個人
8	町指定	彫刻	薬王寺薬師堂の仏像	石川地区	薬王寺
9	町指定	彫刻	薬王寺薬師堂の仏像	石川地区	薬王寺
10	県指定	彫刻	谷地木造千手観音菩薩立像	中谷地区	乗蓮寺
11	町指定	彫刻	光渡寺地蔵菩薩坐像	山橋地区	光渡寺
12	町指定	考古資料	和久石造供養塔婆群	石川地区	個人
13	町指定	考古資料	安養寺石造供養塔婆	沢田地区	安養寺
14	町指定	考古資料	沢井舘石造五輪塔	沢田地区	個人
15	町指定	考古資料	曲木石造供養塔婆群	野木沢地区	光国寺
16	町指定	遺跡	石川公墓地	石川地区	長泉寺
17	未指定	彫刻	中世期の仏像	町内各所	各寺院
18	未指定	考古資料	石造供養塔婆	町内各所	個人他
19	未指定	遺跡	中世城館跡	町内各所	個人他

テーマ③：街道と交通の発展

～ 海浜と内陸を結ぶ要衝の地「石川」 ～

石川町の江戸時代は武士勢力が一掃されたことで、城はもちろん、陣屋さえ構えられることはありませんでした。住民の多くは村落に居住したものの、町中心部（現在の旧市街地区域）は石川氏時代の城下町がそのままに存在しました。そこには商工業者が集住し、所謂「在郷（ざいごう）町（まち）」として発展しました。

この発展に繋がったのが街道の整備です。江戸時代になると街道を通じて人や物資・情報が行き交いました。現在「新町四つ角」と呼ばれる十字路は、東のいわき市方面と南の白河市方面を結ぶ御斎所街道、西の須賀川市へと向かう通称「石川街道（または須賀川道）」、北の母畑温泉郷及び玉川村方面へと続く通称「母畑道」が交差する、街道の結節点でした。東西南北の主要街道が交わる要所となったことで、人が行き交い、物が行き交い、在郷町が形成されました。

そして、江戸時代は武士がいない時代が長く続いたため、庄屋を中心とした話し合いによる自治が形成されました。この状況から、特に富裕層に閉鎖性がなく、精神的、文化的に自由な気風となって現れます。

乗蓮寺の銅鐘（町指定）

明治時代以降は、特にいわき方面と白河方面をつなぐ御斎所街道の要所として栄えました。

交通の面では鉄道の整備があげられます。茨城県の水戸と福島県の郡山を結ぶ水郡線は、唯一石川町を通る鉄道です。明治 30（1897）年開業ですが、福島県内に駅ができたのは昭和 9（1934）年で、本町にも磐城石川駅、野木沢駅が開業します。これにより、石川の人々が東北本線、常磐線に直接乗り入れできるようになりました。

一方で、磐城鉄道（白石鉄道）は、9 割軌道が完成したにも関わらず、開通せず、町内には現在でも軌道、ピンヤ、架橋等の鉄道遺構を見ることができます。

「テーマ③：街道と交通の発展」に関連する主な文化財

番号	指定区分	種　別	名　称	所在地区	所有者等
1	町指定	建造物	鈴木家薬医門	石川地区	石川町
2	町指定	工芸品	乗蓮寺の銅鐘	石川地区	乗蓮寺
3	町指定	工芸品	華蔵寺の銅鐘	石川地区	華蔵寺
4	未指定	古文書	下泉庄屋鈴木家手控	石川地区	石川町
5	未指定	古文書	肴買入控帳	石川地区	個人
6	未指定	歴史資料	沢井村絵図	沢田地区	個人
7	未指定	歴史資料	中野村絵図	野木沢地区	個人
8	未指定	歴史資料	坂路村絵図	中谷地区	個人
9	未指定	歴史資料	高札（一揆徒党禁令 中野村）	野木沢地区	個人
10	未指定	歴史資料	高札（キリシタン禁令 中野村）	野木沢地区	個人
11	未指定	歴史資料	高札（キリシタン禁令 北山形村）	山橋地区	北山形行政区
12	未指定	歴史資料	道標	町内各所	個人他
13	未指定	絵画	福島県石川町真景（大正 14 年の鳥瞰図）	-	-
14	未指定	遺跡	磐城鉄道（白石鉄道）軌道跡	石川・沢田地区	個人他

福島県石川町真景（大正 14 年（1925）作、旧市街地の鳥観図）

テーマ④：東北における自由民権運動発祥の地

～ 民衆が中心となった、石川の自由民権運動 ～

明治初期、国会開設や憲法制定等を要求し、当時の政府に民主政治の実現を迫る運動が起こりました。自由民権運動です。東北地方における先駆けとなったのが本町で、その契機となったのが、後の衆議院議長となる河野広中の来町です。

鈴木家主屋及び門（町指定）

明治 7（1874）年 9 月、鈴木家主屋（町指定）に石川区会所が置かれ、河野広中が初代区長として赴任します。河野は区長として執務する傍ら、自由民権運動に邁進します。河野の思想に同調した吉田光一、鈴木荘右衛門、吉田正雄等の戸長層が中心となり、自由民権運動の先駆けとなる「有志（ゆうし）会議」が明治 8（1875）年に結成されます。板垣退助らが日本初の政党である立志社を結成した約 1 年 4 ヶ月後のことで、東北における自由民権運動発祥の地とされる所以です。明治 11（1878）年には東日本初の民権結社「石陽社（せきようしゃ）」の結成に至ります。石川におけるこの運動の特徴は、市井の人々が参画し、かつ、若者が多く演説会に参加した点です。士族中心に展

開した各地の民権運動とは異なります。また同年には、もう 1 つの結社、第二嚶鳴社(おうめいしゃ)が結成されますが、こちらは教師や医者等が社員として名を連ねており、単に政治結社としてだけではなく、地域産業の振興、災害時の相互救助等も規則化している等、石陽社とは目指す方向に違いがあったと考えられています。

明治 23（1890）年の国会開設により自由民権運動が落ち着きを見せると、自由民権運動家は、町政、県政、国政へと進出します。一方、青少年教育の重要性が広く認識され、民権家であった吉田光一、鈴木重謙は町長となり、現在の学校法人石川義塾、県立石川高等学校の創立に深く関わりました。

「テーマ④：自由民権運動発祥の地」に関連する主な文化財

番号	指定区分	種　別	名　称	所在地区	所有者等
1	町指定	建造物	鈴木家主屋	石川地区	石川町
2	未指定	古文書	吉田光一文書	石川地区	石都々古和気神社
3	未指定	古文書	会津嶺吹雪	石川地区	石都々古和気神社
4	未指定	古文書	慶應四戊辰日記	石川地区	石川町
5	未指定	古文書	石川小学校日誌	石川地区	石川小学校
6	未指定	古文書	石陽社第一組幹事辞令	石川地区	個人
7	未指定	古文書	第二嚶鳴社の設立宣言と諸規則	石川地区	個人
8	未指定	古文書	近藤功家文書	沢田地区	個人
9	未指定	歴史資料	矢内家住宅大黒柱の打ち壊し痕	山橋地区	個人
10	未指定	遺跡	吉見屋跡（河野広中の下宿）	石川地区	個人
11	未指定	遺跡	川島又兵衛の墓碑	石川地区	個人

テーマ⑤：大地に根差す生業(なりわい)と祈り

～ 大地に根差した暮らしと、暮らしの安定を祈る祭礼 ～

人々の生業に係る文化財は、養蚕、稲作、馬産、製炭業があります。

養蚕に係る文化財は、国登録有形文化財の添田家住宅、有賀家住宅です。

稲作に係る文化財は、種蒔き時期を知らせる一本桜です。巨木となったものも多く、高田桜（県指定）はその代表格です。

中田地区の馬産（仲田茂司氏提供）

馬産については、江戸時代に場所は不明ながら石川町内で糶駒(せりこま)（馬市）が開かれ、良質な馬が売買されました。近代には中田地区の二本ブナ周辺に軍用馬を訓練するための養駒場(ようくじょう)が作られました。

製炭業については、昭和初期に製炭技術を進化させ全国に普及させた大竹式炭窯が登場します。これは、中田地区出身の大竹亀蔵が従来の炭窯を改良したものです。これまでの木炭は脆くて輸送中に崩れてしまいましたが、この炭窯により、しまりの良い木炭を製造することが叶いました。

「祈り」に係る文化財としては、年中行事や祭礼があります。

母畑・中田地区に伝わる「ささら」は、三匹獅子舞の両脇に「ささら」と呼ばれる笠鉾を立たせて舞うものです。「中田のささら」（町指定）は三匹獅子舞、神楽、四方固等の奉納舞に、白鍬踊り、おかめの舞等の余芸が加わったかたちです。沢田地区では例年 7 月に、豊年祈願と害虫駆除を目的とする虫送り行事「赤羽天道念仏踊り」が行われます。青年のみで執り行われる祭礼で、浴衣姿の青年が四人一組になって、腰に下げた太鼓を叩きながら「ナーモ ダブツ（南無阿弥陀仏）」と唱和して辻を巡ります。また、本町では珍しいサカイノカミである「トシナハリ（ワラ人形祭り）」を中田字八又地内のみで見ることができ、一方で、数珠繰や稲荷信仰、七福神信仰、庚申信仰、淡島信仰、十九夜念仏信仰等が町内各所で行われたりしました。

人々は五穀豊穣、大地の実りに感謝し、さらに、村内安全、厄難災除、天下泰平を願って、様々な信仰を拠り所としました。それらは、時代とともに形を変えながら、現在も受け継がれています。

「テーマ⑤：大地に根差す生業と祈り」に関連する主な文化財

番号	指定区分	種　別	名　称	所在地区	所有者等
1	国登録	建造物	添田家住宅及び蔵 3 棟	母畑地区	個人
2	国登録	建造物	有賀家蔵座敷及び控えの間	中谷地区	個人
3	町指定	建造物	福満虚空蔵堂	山橋地区	北山形行政区
4	県指定	植物	石川の高田ザクラ	石川地区	個人他
5	未指定	遺跡	養駒場跡	中田地区	個人他
6	未指定	無形の民俗	赤羽天道念仏踊り	沢田地区	赤羽青年団
7	未指定	無形の民俗	安産地蔵尊数珠繰り	沢田地区	新屋敷地区
8	町指定	無形の民俗	北山のささら	母畑地区	保存会
9	町指定	無形の民俗	下母畑の熊野講	母畑地区	保存会
10	町指定	無形の民俗	上母畑のささら	母畑地区	保存会
11	町指定	無形の民俗	上母畑の白鍬踊り	母畑地区	保存会
12	町指定	無形の民俗	湯郷渡のささら	母畑地区	保存会
13	町指定	無形の民俗	中田のささら	中田地区	保存会
14	未指定	無形の民俗	トシナハリ	中田地区	中田地区

テーマ⑥：いしかわの石の物語

～ 石川の大地と人々が織りなす「モノがたり」 ～

石川町は、日本三大ペグマタイト鉱物産地の 1 つに数えられ、鉱物の種類と大きさでは国内随一の規模を誇ります。通称「石川山」から産出する石英・長石は、明治時代以降、窯業原料の生産拠点の 1 つとして盛んに採掘されました。

昭和 12（1937）年に日中戦争が勃発してからは、軍需品としての希元素鉱物の需要が急速に高まり、主に朝鮮半島や中国東北部の資源が開発され、採掘された鉱石は理化学研究所の工場で科学的に処理されました。アジア・太平洋戦争末期には、悪化した戦況を挽回しようと陸軍はニ号研究（原爆開発研究）を進めました。その原料であるウラン鉱石は制空海権の失われた当時の軍部において、石川地方での採掘に期待が寄せられました。陸軍は、理化

学研究所の飯盛里安（いいもりさとやす）研究室に原料調達を要請し、「石川山」を中心にウラン鉱採掘を行いました。

本町における鉱物研究に尽力した人物として、2名をあげることができます。1人は森嘉種（よしたね）です。明治25年（1892）、石川義塾（現学校法人石川高等学校）の初代塾長で、明治36（1903）年に東京帝国大学地質学教室に学んだ後、熱心に鉱物研究に取り組みました。森の研究により新たな鉱物が発見され、また鉱物産地として石川町の名が知られるようになりました。もう一人は三森たか子です。東京大空襲により父の実家である石川町に疎開。教員として理科を教える傍ら、石川の石の魅力に気付き調査研究を続けました。得た知識は地元の子供に還元すべく、幾冊もの教育用副読本を自費出版したことから、「大地教育の母」と称されています。

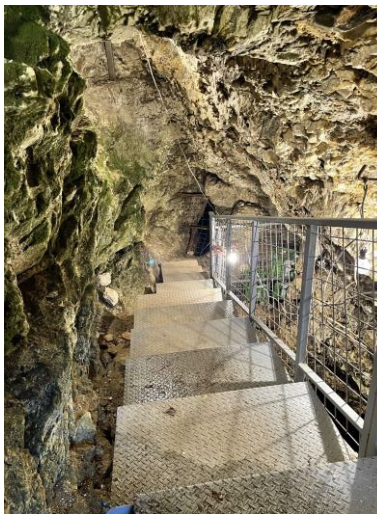

和久観音山ペグマタイト鉱床
第1鉱体（県指定）

福島県南部には、明治時代から昭和期にかけて、石造彫刻が多数所在します。なかでも、小松寅吉・小林和平という二人の石工が、石造彫刻を芸術の域まで昇華させました。特に、彼らの作品中、蹲踞（そんきょ）型ではなく、まるで飛び跳ねるような構図をとる狛犬は、全国的に稀（まれ）であるため、評価が高いです。芸術的な作品にまで仕上がった背景には、天才石工の存在に加え、容易に加工が可能な石材（デイサイト質凝灰岩）が県南地方に存在することも大きいです。

石都々古和気神社の狛犬（町指定）

「テーマ⑥：いしかわの石の物語」に関連する主な文化財

番号	指定区分	種　別	名　称	所在地区	所有者等
9	町指定	彫刻	石都々古和気神社の狛犬	石川地区	石都々古和気神社
10	町指定	彫刻	近津神社の石造神馬	石川地区	近津神社
12	未指定	彫刻	石都々古和気神社御仮屋の狛犬	石川地区	石都々古和気神社
13	未指定	彫刻	王子八幡神社の狛犬	石川地区	王子八幡神社
7	未指定	彫刻	赤羽八幡神社の狛犬	沢田地区	赤羽八幡神社
11	未指定	彫刻	母畑温泉八幡神社（母畑元湯）の社殿	母畑地区	母畑温泉組合
1	県指定	地質鉱物	和久観音山ペグマタイト鉱床	石川地区	個人他
2	県指定	地質鉱物	石川のペグマタイト鉱物	石川地区	個人
4	県指定	地質鉱物	球状花崗岩	山橋地区	個人
5	未指定	遺跡	ジルコン工場跡（理研希元素工業扶桑第806工場跡）	石川地区	福島県
8	未指定	遺跡	大貴宮八幡神社	石川地区	個人他
6	未指定	遺跡	沢田飛行場跡	沢田地区	個人
3	未指定	遺跡	水郡線野木沢駅鉱石運搬専用貨車引き込み線	野木沢地区	株式会社

第５章　文化財の保存・活用の課題と方針

第１節　文化財の保存・活用に関する基本理念

石川町には、先人から受け継いできた長い歴史と世界に誇れる地質資源から生まれた、数多くの文化財があります。それらは、一度失ってしまったら二度と取り戻すことのできない掛け替えのない財産であり、町の誇りです。これらを大事に守り、先人が残した大切な宝物として後世へ繋いでいくことは、私たちの重大な責務です。

一方で、文化財は保存だけではなく、活用も求められています。本町においては、確実に文化財を「継承」するとともに、まちづくり、地域おこしへの活用に結び付けることを念頭に置き、基本理念を次のように掲げます。

文化財の継承とまちづくりへの活用

第２節　文化財の保存・活用の基本目標

石川町が抱える文化財に関わる課題を解決し、基本理念を具現化するための基本目標を、以下のとおり定めます。

知　る

基本目標１：地域に存在する文化財の価値を明らかする

文化財を継承し、まちづくりで活用していくためには、まずは、町内にどのような文化財があるのかを把握する必要があります。本町には、多種多様な文化財が所在しますが、全容が解明されてはいません。これまで未調査の文化財の調査、すでに調査が行われた文化財の再調査を行い、新たな価値を見出し共有します。

伝 え る

基本目標２：地域の宝である文化財を末永く継承する

本町の文化財は、指定等文化財の主要な文化財については保存と管理を行っていますが、未指定文化財については、適切な保存は行われてはおらず維持・継承が困難なものもあります。これらを守り伝えていくために、行政が積極的に担い手育成や広報活動、防火・防犯体制強化等に取り組んでいきます。

活 か す

基本目標３：文化財を地域のために活用する

鉱物や自由民権運動といった他にはない文化財に焦点をあて、観光等への活用を進めます。地域の意向も踏まえながら、本町の多種多様な文化財を観光や地域活性化に活かし、「まちづくり」「地域おこし」へとつないでいきます。

第３節　文化財の保存・活用の現状及び課題と方針

知　る

基本目標１：地域に存在する文化財の価値を明らかにする

【現状】

これまで、第１次・第２次町史編纂事業や、行政主体・町民主体による調査研究が行ってきました。特に、町史編纂事業では寺社関連、地質関連、自然関連、中近世文書、自由民権関係資料、自由民権運動家、民俗・習俗、古民家関連等、総合的な所在調査が行われました。また、古文書・行政文書の収集も行っています。遺跡については台帳で管理しており、随時更新作業を行っています。

なお、町史編纂事業から 10 年が経過し、その後の追跡調査を行っていないものがあり、調査から漏れた文化財の種別もあります。そして、収集した資料の整理、研究、公開が必ずしも進んではいません。

【課題】

①未完了の調査がある

調査が未完了だったものとして、近世の金石文（きんせきぶん）や絵馬（えま）、寺社の棟札（むなふだ）、江戸時代以降に作られた石造物があげられます。特に石造物のなかでも、本町の出身の小松寅吉と弟子である小林和平が、明治時代から昭和時代にかけて作った作品は、近年、その芸術性が高く評価されています。彼らの作品の全体像はまだ把握しておらず、また、その石工の系譜についても不明な点が残ります。

②把握済みの文化財の現状が確認できていない

これまで調査が行われた文化財であっても、調査から時間が経過し、現在の状況が不明なものも存在します。適切な保存・活用につなげるために、現状を再確認する必要があります。

③資料収集後の整理が不十分である

町史編纂事業、埋蔵文化財発掘調査、鉱物・岩石標本等の資料収集が行われてきましたが、

未整理のため目録化されてなかったり、台帳記載内容が統一されてなかったりと、一元的な整理と管理が行えていない状況です。また、紙ベースの台帳が多く、今後はデジタルデータでの管理を行い、調査情報の共有や公開等につなげる必要があります。

【方針】

①調査未完了文化財の再調査

調査未完了である近世の金石文や絵馬、寺社の棟札、江戸後期から昭和時代にかけての石造物等の再調査を行います。町民、所有者、各種団体、大学等の学識者と連携し、計画的に実施します。また、地域の文化財保護団体等からの情報や SNS 等を活用し、地域にまだ眠る文化財の情報収集を広域的に行います。なお、調査にあたっては AI の活用も進めていきます。

②把握済文化財の追跡調査を行う

既に調査済みの文化財であっても追跡調査と現状確認を行います。町民、所有者、各種団体、大学等の学識者と連携し、計画的に実施します。なお、調査にあたっては AI の活用も進めていきます。

③調査・研究成果を公表する

これまで収集した資料、寄託・寄贈を受けた資料、調査研究による成果データ等を整理し、一元化しデータベースとして公開します。また、これまでの調査研究から得られた成果を一早くホームページや『資料館だより』等で広報したり、資料館企画展として分かりやすく伝えたり、報告書として発刊したりし、調査研究成果の公表を推進します。

伝 え る

基本目標２：地域の宝である文化財を末永く継承する

【現状】

石川町には、県・町指定文化財、国登録有形文化財が所在します。県指定文化財は福島県文化財保護条例、町指定文化財は石川町文化財保護条例の規定に基づき文化財保護行政を適切に行っています。

発掘調査については、開発行為で消滅する埋蔵文化財包蔵地の発掘調査を行い、発掘調査報告書を刊行し、記録保存措置を講じています。出土遺物については、歴史民俗資料館、文化財保存施設に保管しています。また、寄託及び寄贈のあった民俗資料等も、出土遺物同様の施設に保管しています。

町域に数多く所在する文化財及び埋蔵文化財の状況を把握するために、石川町文化財保護指導委員会を設置し、年間を通して巡視活動を行い、年度末に巡視結果を報告する体制を整えています。早急に対応すべき事案が発生した場合は、町教育委員会が指導委員から連絡を受け対応します。また、毎年 1 月 26 日の文化財防火デーに併せて、文化財防火査察を行って

います。文化財保護指導委員会をはじめ、石川消防署、石川警察署、石川消防団と連携し、町内の建築物を中心とした指定文化財の査察を実施し、火災から文化財を守るとともに、文化財愛護思想の普及に努めています。なお、防災から文化財を守るためには、石川町地域防災計画を令和 3（2021）年度に作成しました。

文化財防火査察の様子

文化財を守り伝える役目を担う次世代の人材育成については、文化財めぐり、古文書教室、鉱物教室といった講座や歴史民俗資料館等において企画展を開催し、文化財に触れ興味関心を持ってもらう契機としています。また、「ふるさと教育」の一環として、小中学校の児童生徒を対象とした「文化財学習支援事業」（出前授業や文化財巡り等）や、本町の重要な文化財である鉱物を親子で学ぶ「親子ふれあい鉱物教室」を開催して、学校教育との連携を行います。

行政以外でも、各種団体が活発に文化財を活用しています。地元の文化財保護団体である石陽（せきよう）史学会や石陽社顕彰会（せきようしゃ）は、文化財の保存と活用を積極的に行っており、また、福島県立石川高等学校と学校法人石川高等学校の 2 校の高校生有志は、町主催の「まちのリビングプロジェクト」に参画し、鈴木重謙屋敷（町指定）を拠点に活動しています。さらに、和久（わぐ）観音山鉱山跡（一部が町指定）は、石川鉱石採掘跡保存会によって、保存と活用が行われています。

【課題】

①未指定文化財の保存・継承ができていない

未指定文化財については、現行制度では保存できない状況にあることから、価値ある文化財が消滅しないような方策が必要です。そのために、所有者及び管理者に対して、文化財としての価値を伝える、保存を行うよう意識付けを行うことが必要です。また、未指定文化財の調査を行い、その中で町指定文化財として価値がある文化財を見出し、町の宝として保存を行っていく必要があります。

②防火・防犯・防災対策が不十分である

水利に乏しい文化財や無人の建造物があり、火災や盗難のおそれがあります。また、石川町地域防災計画に基づいて取組を進める必要があります。

③民俗芸能・伝統行事継承の危機にある

少子高齢化により、これまで行われてきた地域の民俗芸能・伝統行事の担い手が不足し、存続の危機にあります。また、近年の感染症拡大が追い打ちをかけ、休止に陥るケースも発生しています。担い手となる人材育成を、地域だけでなく、社会教育・学校教育と連携して育てていく必要があります。

④文化財保護団体の高齢化が進んでいる

町史編纂事業や文化財保護行政に協力してきた、文化財保護団体の構成員の高齢化が進んでいます。これまで同様、協働での調査が行えるかが課題です。行政側で文化財に興味関心を持つ地域住民の拡大を図る必要があります。

⑤町管理の文化財等収蔵スペースが不足している

町が管理・収蔵する文化財及び寄贈・寄託資料が年々増加していますが、十分な保管スペースがありません。令和 6（2024）年 4 月に歴史民俗資料館を移転整備し、これまでより収蔵庫は広くなりましたが、すでに半分のスペースに収蔵されていることから、今後も増える資料に備える必要があります。

⑥指定文化財の保存及び修復に対する支援が十分でない

指定文化財の保存に関わる環境整備、指定文化財が棄損した際の財政的支援や人的支援を充実させる必要があります。

⑦文化財に触れる機会が足りない

公共施設のうち、文化財に触れる機会が設けられているのは、歴史民俗資料館と鈴木重謙屋敷の 2 か所です。また、個人で所有する文化財を公開する機会は、地域の文化祭に限られています。

【方針】

①未指定文化財の価値を伝える

文化財は指定、未指定に関わらず、消滅すれば二度と取り戻せない貴重な財産です。このことを、町ホームページや冊子として刊行し、所有者及び管理者のみならず、町民に伝えます。さらに、歴史民俗資料館において、文化財の大切さとその魅力について広く周知します。

②防火・防犯・防災体制の強化と定期的な巡視を行う

石川町地域防災計画に基づき、火災等による滅失や文化財の盗難が起きないよう、所有者及び管理者に情報を発信し、防火・防犯への意識付けを促します。同時に、石川消防署・石川警察署へ文化財の所在地情報及び所有者等について情報提供し、事件発生時の初動の一助とします。災害により文化財が滅失する可能性もあることから、行政区へも同様の情報を提供し、防災対策の強化を進めます。さらに、町文化財保護指導委員会の協力のもと、文化財の現状把握と、毀損等による緊急対応が必要な文化財の情報提供体制を整えます。

また、発災時に備え、県大綱による取り組み及び県の「文化財に関わる災害時の相互応援に関する協定」に基づき、県や他の自治体との連携構築に取り組みます。大規模災害の場合、外部支援（文化財レスキュー・文化財ドクターの派遣）を県に要請します。

さらに、『国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン』『国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン』を参考にしながら進めていきます。

③学校教育及び社会教育と連携する

学校教育現場や公民館及び自治センターといった社会教育の場において、文化財を活用した「ふるさと教育」を推進し、郷土に対する愛着と文化財愛護思想の啓発を行います。このなかで、地域の民俗芸能・伝統行事について学ぶ機会を設け、興味を持つ契機を創出し、地域との繋がりを持つ機会を推進します。

④文化財継承の担い手となる人材の確保と育成を行う

地域の文化財を守るのも活用するのも「人」です。文化財所有者及び管理者や民俗芸能保存団体のみならず、町民に対して、文化財の大切さや消滅すれば二度と取り戻せない貴重な財産であることを浸透させるため、文化財の価値に「きづく」機会を創出し、文化財を後世に伝える体制づくりと人づくりを推進します。

そのために、これまで行ってきた各種事業・各種講座に加え、『石川町史』を活用した事業や、文化財ボランティアガイドの育成事業、「（仮称）石川検定」を行う等、文化財に興味関心を持つ町民の底辺拡大を図る事業を行うとともに、文化財を次代につなげる人材育成に取り組みます。

⑤町管理の文化財等収蔵スペースを拡充する

歴史民俗資料館の未整備箇所である２階部分を収蔵施設として改修するとともに、文化財保管施設の拡充を図ります。また、資料を受け入れる際の明確なガイドラインを作成し、無秩序な資料の増加を防ぐ仕組みづくりに取り組みます。

⑥文化財の適正な保存を行う

町文化財保護条例の規定に基づく補助及び国県の補助制度、並びに民間団体による補助制度を活用し、指定文化財の保存及び修復を支援します。

⑦文化財に触れる機会を創出する

歴史民俗資料館や鈴木重謙屋敷だけでなく、石川町立図書館をはじめ、これまで公開展示を行わなかった公共施設でもスポット展示を行い、町民が文化財に触れる機会を創出します。また、個人や行政区等が所有する文化財について積極的な公開の調整を図るとともに、公共施設での展示やフィールドにて間近に見ることができる機会を創出します。

活 か す

基本目標３：文化財を地域のために活用する

【現状】

石川町第 5 次総合計画に関する町民アンケートにて、文化財保護行政について自由回答を求めたところ、「文化財の教育の場や観光資源としての活用が行われていない」「もっと地域

の人を巻き込む努力をしてほしい」「鉱物のさらなる活用」等、文化財の活用が行われていないことと、地域との連携不足であることを指摘する声が見られました。文化財の保存だけでなく、文化財をまちづくり・地域おこしの資源として、そして観光資源として活用することが求められています。

広報活動については、町ホームページと歴史民俗資料館公式 Facebook での文化財の紹介や、無償で配布する文化財パンフレットの作成、町広報誌において「資料館だより」の連載等を行っています。

【課題】

①文化財を地域資源・観光資源として活用できていない

石川町第 5 次総合計画の町民アンケートで指摘されたように、文化財の保存と公開だけでなく、活用することが必要です。

②文化財を見学するための仕組みがない

町内に所在する文化財の情報は、町 HP、文化財パンフレットで周知していますが、見学の手段は個人または団体の自主的な見学に拠るものです。得られる情報は限られており、その価値について深く知ることはできません。文化財の解説支援やより詳しい文化財情報を得られる機会の創出が必要であり、この機能を歴史民俗資料館が担わなければなりません。

③文化財情報の発信が不足している

町ホームページにて、町所有の鉱物標本のデータベースの公開を行っていますが、閲覧数は伸び悩んでいます。また、歴史民俗資料館公式 Facebook にて、歴史民俗資料館及び鈴木重謙屋敷での企画展開催情報等を発信していますが、フォロー数が少ないことに加え、世界を意識した情報発信をすべきとのコメントが寄せられるなど、内向きの情報発信傾向にあることが指摘されています

【方針】

①文化財を「まちづくり」「地域おこし」「観光」資源として活用する

文化財を活用し、まちづくり、地域おこし、観光へと結び付ける仕組みづくりとして、文化財保存活用区域を設定します。

文化財保存活用区域とは、不動産である文化財や有形の文化財だけでなく、無形の文化財も含めて、さまざまな文化財が特定地域に集中している場合に、文化財と一体となって価値を形成する周辺環境も含め、文化財（群）を核として文化的な空間を創出するための区域として定めるものです。この方策を活かした総合的な文化財の保存と活用の推進を図り、地域振興やまちづくり、さらには観光につなげます。

文化財保存活用区域については、第 7 章にて詳述します。

②文化財を見学するための仕組みをつくる

文化財を見学する際に、より多くの情報を得ることができる仕組みづくりを行います。その拠点となるのが歴史民俗資料館です。ここをビジターセンターとして、文化財の詳しい情報を得たうえで、現地に赴き文化財を見学する機会と、より多くの方に見学いただくよう、文化財見学ツアーを定期的に開催します。併せて、文化財ボランティアが活躍する場を提供します。

③石川町総合文化財情報の構築と広報活動を推進する

町域の文化財及び行政が管理する収集資料及び寄贈・寄託資料等の情報と、これまでの調査成果をリンクさせ、データベース「石川町総合文化財情報」の構築を図り、町民が利用・調査・研究できる環境を整備します。

本町の持つ文化財の正しい情報発信と、文化財を観光資源として捉え、国内及び世界に向けてその魅力を発信します。これにあたっては、町ホームページにて「石川町総合文化財情報」の公開及びSNS等を活用した情報提供等のデジタルコンテンツの充実や、文化財説明板の整備及びQRコードによる追加情報の提供等、様々な媒体を活用し、世界を意識した多角的な広報活動に取り組みます。

歴史民俗資料館の文化財情報マップ（QRコードにて文化財情報を取得可能）

第６章　文化財の保存・活用の措置

前章の方針を踏まえ、文化財保護行政の課題解決に向けた文化財の保存・活用に関する措置（事業）の内容と、実施時期等を記載し、具体的に取り組みを進めます。措置内容については、前章「第３節　文化財の保存・活用の現状及び課題と方針」に従って表記します。

なお、事業の実施に際しては、町の事業費に加え、県費・国費（文化財補助金・デジタル田園都市国家構想交付金等）、そのほか民間等の資金なども活用します。

第１節　基本目標　知　る　の保存・活用の措置

基本目標１：地域に存在する文化財の価値を明らかにする

①調査未完了文化財の再調査を行う

	措　置	取組主体 町民	所有者	団体	学識者	行政	想定される財源	実施期間（1～10 年目） 前期 1～4	中期 5～7	後期 8～10
1	**寺社所有文化財調査**		○		○	◎	町	実施	継続	
	町内の寺社が所有する金石文や絵馬、棟札といった文化財の悉皆的な調査を行う。									
2	**未調査石造物調査**	○	○		○	◎	町	実施	継続	
	町内に所在するこれまで調査が行われなかった近世以降の石造物（馬頭観音、十三夜塔、庚申塔、道標、灯籠、慰霊碑、石造彫刻、狛犬等）の悉皆的な調査を行う。									
3	**無形文化財調査**		○	○	○	◎	町	実施	継続	
	近世期以降に人々が行ってきた無形文化財、特に、俳句・短歌について調査を行う。									
4	**調査未完了文化財・未調査文化財の調査**	○	○		○	◎	町	継続		
	措置 1～3 で扱わなかった文化財（近代化遺産、絵画、書跡・典籍、近世以降の木造彫刻、工芸品、民俗文化財、記念物（街道・名勝地）、文化的景観、伝統的建造物群、その他（人物伝記、伝承、地名）について調査を行う。									
5	**地域のお宝発見！事業**	○	○	○			町	継続		
	SNS 等の様々な媒体を活用し、地域にまだ眠る文化財の情報収集を広域的に呼び掛け、新たな文化財の発見につなげる。									

※取組主体欄の記号　→◎：主体として取り組む　○：連携、協力を行う

※実施期間の補足説明→前期：令和 8(2026)年度～令和 11(2029)年度、中期：令和 12(2030)年度～令和 14(2032)年
後期：令和 15(2033)年度～令和 17(2035)年度

：期間を決めて行う

：恒常的に行う

②把握済文化財の追跡調査を行う

措　　置		取組主体					想定される財源	実施期間（1～10 年目）		
		町民	所有者	団体	学識者	行政		前期 1～4	中期 5～7	後期 8～10
6	**近代和風建築物調査**				○	◎	町	実施	継続	
	平成 8（1996）年度に実施された近代和風建築物調査で該当となった建築物のその後の追跡調査を行い、現状を把握する。また、新たな近代和風建築物についても調査を行い、国登録有形文化財（建築物）の候補となる物件の事前把握につなげる。									
7	**行政文書整理収集事業**					◎	町	継続		
	第 2 次町史編纂事業で収集した行政文書、及びそれ以降に収集した行政文書について整理を行い、目録化を進める。また、継続して行政文書の収集と整理を行う。									
8	**石造塔婆・石造五輪塔再調査**	○	○		○	◎	町	実施	継続	
	過去に調査が行われた石造供養塔婆（板碑）、石造五輪塔も併せて、デイサイト質凝灰岩に含まれる磁鉄鉱の含有率を帯磁率測定器にて調査し、石材の原産地を特定する調査も行う。									

③調査・研究成果の公表を推進する

措　　置		取組主体					想定される財源	実施期間（1～10 年目）		
		町民	所有者	団体	学識者	行政		前期 1～4	中期 5～7	後期 8～10
9	**既存調査成果の一元管理と公開**					◎	町	実施		継続
	これまで行ってきた調査を集約するとともに、「資料館収蔵資料データベース」で一元管理し、町ホームページにて公開する。									
10	**調査・研究成果のホームページでの公開**					◎	町	継続		
	歴史民俗資料館の調査研究成果を、町広報誌上の「資料館だより」として掲載するとともに、町ホームページに掲載し、成果の公開に努める。									
11	**歴史民俗資料館等での企画展の開催･刊行物の発刊**					◎	町	継続		
	歴史民俗資料館の調査研究成果を企画展として定期的に発信するとともに、図録等にして刊行し、公開に努める。									

※取組主体欄の記号　→◎：主体として取り組む　○：連携、協力を行う

※実施期間の補足説明→前期：令和 8(2026)年度～令和 11(2029)年度、中期：令和 12(2030)年度～令和 14(2032)年
後期：令和 15(2033)年度～令和 17(2035)年度

：期間を決めて行う

：恒常的に行う

第２節　基本目標 伝える の保存・活用の措置

基本目標２：地域の宝である文化財を末永く継承する

①未指定文化財の価値を伝える

措置		取組主体 町民	所有者	団体	学識者	行政	想定される財源	実施期間（1～10 年目） 前期 1～4	中期 5～7	後期 8～10
12	**文化財愛護思想の高揚**	○	○			◎	町	継続		
	指定、未指定に関わらず、文化財は貴重な財産であることを文章化し、町ホームページへの掲載や冊子として刊行し配布する。									

※取組主体欄の記号　→◎：主体として取り組む　○：連携、協力を行う

※実施期間の補足説明→前期：令和 8(2026)年度～令和 11(2029)年度、中期：令和 12(2030)年度～令和 14(2032)年
後期：令和 15(2033)年度～令和 17(2035)年度

：期間を決めて行う

：恒常的に行う

②防火・防犯・防災体制の強化と定期的な巡視を行う

措置		取組主体 町民	所有者	団体	学識者	行政	想定される財源	実施期間（1～10 年目） 前期 1～4	中期 5～7	後期 8～10
13	**石川町地域防災計画に則った文化財災害予防対策の実施**	○	○			◎	町	継続		
	令和 3（2021）年度改訂の石川町地域防災計画に掲げられた、文化財災害予防対策 5 項目について、PDCA サイクルに則って実施する									
14	**町民や所有者アンケート調査の実施**	○	○			◎	町	実施		実施
	総合計画改訂等の機会に文化財の保護や活用に関する各種アンケートを実施し、現状や課題を把握する。									
15	**文化財防火査察の実施**		○			◎	町	継続		
	例年、1 月 26 日の文化財防火デーに伴って実施する文化財防火査察を通して、所有者に防火・防犯への意識づけを促す。また、査察対象とならない所有者に対してもチラシの配布等により、注意喚起を図る。									
16	**関係機関への所有者情報の提供**			○		◎	町	継続		
	石川消防署・石川警察署へ文化財の所在地情報及び所有者について情報提供し、事件発生時の初動の一助とします。また、行政区長へも同様の情報を提供し、文化財への防火・防犯体制の強化を進めます。									
17	**文化財パトロールの実施**			○		◎	町	継続		
	石川町文化財保護指導委員会による文化財パトロールを実施し、指定文化財や埋蔵文化財包蔵地の定期的な現状確認を行う。									

措　　置		取組主体					想定される財源	実施期間（1～10 年目）		
		町民	所有者	団体	学識者	行政		前期 1～4	中期 5～7	後期 8～10
18	**文化財位置情報と防災マップの照合**	○	○	○		◎	町	実施	継続	
	文化財の分布状況と町が作成した防災マップ（洪水想定及び土砂災害想定区域）を照らし合わせ、災害時に滅失するおそれのある文化財を把握する。さらに、遺跡の位置情報から過去に災害が起きた可能性のある区域を導き出し、遺跡情報から防災へとつなげる。									

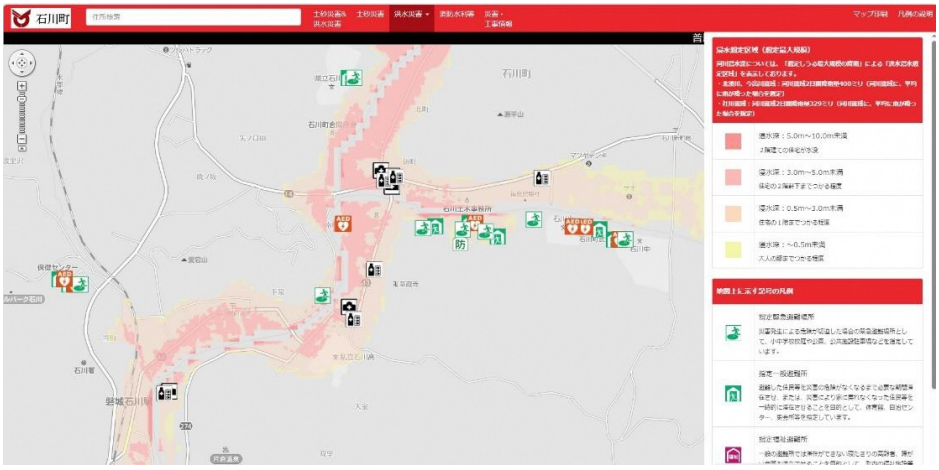

石川町防災マップ（Web 版）

③学校教育及び社会教育と連携する

措　　置		取組主体					想定される財源	実施期間（1～10 年目）		
		町民	所有者	団体	学識者	行政		前期 1～4	中期 5～7	後期 8～10
19	**学校を対象とした文化財学習支援事業**					◎	町	継続		
	社会科の時間や総合学習の時間に、学校に赴いて出前授業を行ったり、担任との連携授業を行ったり、校外に出て文化財巡りを行う等、児童・生徒に郷土の文化財を学ぶ機会を提供する。									
20	**成人等を対象とした文化財学習支援事業**	○		○		◎	町	継続		
	公民館等の事業や、町民が開催する勉強会や学習会において、町職員が講師として出向き、文化財に関する講話・説明を行い、文化財への理解と関心を深める。									
21	**歴史民俗資料館との連携**					◎	町	継続		
	歴史民俗資料館の常設展示室に、先人の営みや活躍、そして風土を学ぶための展示を行い、石川町を担う次世代の子どもたちに対する地域プライド「石川プライド」を育てる場とする。									

※取組主体欄の記号　→◎：主体として取り組む　○：連携、協力を行う

※実施期間の補足説明→前期：令和 8(2026)年度～令和 11(2029)年度、中期：令和 12(2030)年度～令和 14(2032)年
後期：令和 15(2033)年度～令和 17(2035)年度

：期間を決めて行う

：恒常的に行う

④文化財継承の担い手となる人材の確保と育成を行う

措　　置		取組主体					想定される財源	実施期間（1～10 年目）		
		町民	所有者	団体	学識者	行政		前期 1～4	中期 5～7	後期 8～10
22	**保存団体等の活動支援（各種補助）**		○	○		◎	町等	継続		
	指定文化財を保存・活用している団体に対して、補助等により活動を支援する。									
23	**無形の民俗文化財等記録保存支援事業**			○		◎	町等	継続		
	地域で継承されてきた無形の民俗文化財等の保存継承について、写真・映像による記録保存に努める。									
24	**所有者への文化財関係研修・講座情報の周知**		○	○			町	継続		
	行政や民間の文化財関係の研修・講座開催情報について所有者へ周知し、所有する文化財の維持・継承の意識を高める契機とする。									
25	**町史学習会の開催**	○		○		◎	町	継続		
	第 2 次町史編纂事業で刊行した『石川町史』、その後に刊行された文化財関係のテキストを元に、学習会を開催する。									
26	**文化財関係事業及び講座の実施と協力**	○		○		◎	町	継続		
	これまで行ってきた文化財めぐり、文化財講演会、鉱物教室に加え、新たな分野の事業・講座を実施する。また、公民館事業である古文書教室への協力等、社会教育との連携を深める。									
27	**ボランティアガイドの育成**	○		○		◎	町	実施	継続	
	文化財に興味を持つ町民が、歴史民俗資料館や鈴木重謙屋敷、さらにはフィールドにてボランティアガイドとして活動できる人材を育成するため、ボランティアガイド育成講習会を開催する。									
28	**（仮称）「石川検定」の開催**	○		○		◎	町	検討	実施	継続
	石川町の歴史・文化・自然を再発見することを目的とするとともに、町民が文化財に対して興味関心を持つ契機となるよう、ご当地検定を開催する。									

※取組主体欄の記号　→◎：主体として取り組む　○：連携、協力を行う
※実施期間の補足説明→前期：令和 8(2026)年度～令和 11(2029)年度、中期：令和 12(2030)年度～令和 14(2032)年
後期：令和 15(2033)年度～令和 17(2035)年度
：期間を決めて行う
：恒常的に行う

⑤町管理の文化財等収蔵スペースを拡充する

措　　置		取組主体					想定される財源	実施期間（1～10 年目）		
		町民	所有者	団体	学識者	行政		前期 1～4	中期 5～7	後期 8～10
29	**歴史民俗資料館収蔵スペースの拡充**					◎	町	実施	継続	
	新たに整備した歴史民俗資料館の収蔵庫内において資料の適切な保存を行うとともに、年々増加する資料の収蔵に耐えうるよう、未着手となっている 2 階部分の改修を行い、収蔵スペースとして活用する。									

措　　置		取組主体					想定される財源	実施期間（1～10 年目）		
		町民	所有者	団体	学識者	行政		前期 1～4	中期 5～7	後期 8～10
30	**文化財保存施設の充実と資料受入ガイドラインの整備**					◎	町	実施	継続	
	年々増加する資料の収蔵に耐えうるよう、未使用の公共施設を収蔵庫として活用する。また、資料を受け入れる際の明確なガイドラインを作成し、無秩序な資料の増加を防ぐ。									

※取組主体欄の記号　→◎：主体として取り組む　○：連携、協力を行う
※実施期間の補足説明→前期：令和 8(2026)年度～令和 11(2029)年度、中期：令和 12(2030)年度～令和 14(2032)年
後期：令和 15(2033)年度～令和 17(2035)年度
：期間を決めて行う
：恒常的に行う

⑥文化財の適正な保存を行う

措　　置		取組主体					想定される財源	実施期間（1～10 年目）		
		町民	所有者	団体	学識者	行政		前期 1～4	中期 5～7	後期 8～10
31	**指定文化財補助事業**		○			◎	町・県等	継続		
	指定文化財の所有者等が保存のための修復等を行う際に、条例に基づいて、補助金を交付する。また、国・県、民間団体による補助制度を活用し、指定文化財の保存及び修復を支援する。									
32	**天然記念物樹勢回復事業**		○	○	○	◎	町・県	継続		
	高田桜、中ノ内のフジといった指定天然記念物の樹勢回復を行い、文化財の保全に努める。									
33	**埋蔵文化財保存事業**		○			◎	町・県・国	実施		
	周知の埋蔵文化財包蔵地にかかる開発工事に対し、現状保存を行う策を講じながら、調査が必要と判断された場合に、発掘調査の実施や記録保存を行い、遺跡の保護に努める。									

⑦文化財に触れる機会の創出

措　　置		取組主体					想定される財源	実施期間（1～10 年目）		
		町民	所有者	団体	学識者	行政		前期 1～4	中期 5～7	後期 8～10
34	**公共施設での文化財展示**					◎	町	継続		
	既存の展示施設だけでなく、図書館や役場庁舎等の公共施設においてスポット展示を行い、町民が文化財に触れる機会を創出する。									
35	**所有文化財の公開支援**	○	○	○		◎	町	継続		
	個人や行政区等が所有する文化財の公開を希望する場合に、公共施設でのスポット展示を支援する。									

措　　置		取組主体					想定される財源	実施期間（1～10 年目）		
		町民	所有者	団体	学識者	行政		前期 1～4	中期 5～7	後期 8～10
36	**歴史民俗資料館の常設展示・企画展示の充実**					◎	町	継続		
	令和 6（2024）年 4 月に開館した新歴史民俗資料館にて、本町の歴史・文化・自然を分かりやすく解説し、文化財に興味関心を持つ契機とする。また、年複数回の企画展を開催し、最新の文化財情報を公開する。									

※取組主体欄の記号　→◎：主体として取り組む　○：連携、協力を行う
※実施期間の補足説明→前期：令和 8(2026)年度～令和 11(2029)年度、中期：令和 12(2030)年度～令和 14(2032)年
後期：令和 15(2033)年度～令和 17(2035)年度
：期間を決めて行う
：恒常的に行う

歴史民俗資料館の常設展示室

第３節　基本目標 活かす の保存・活用の措置

基本目標３：文化財を地域のために活用する

①文化財を「まちづくり」「地域おこし」「観光」資源として活用する

措　　置		取組主体					想定される財源	実施期間（1～10 年目）		
		町民	所有者	団体	学識者	行政		前期 1～4	中期 5～7	後期 8～10
37	**歴史文化保存活用区域での文化財の保存と活用**					◎	町	検討	実施	継続
	歴史文化保存活用区域 5 区域の保存を行うとともに、文化財トレイルの設定、区域ごとの文化財マップ等を作成し、まちづくり、地域おこしにつなげる。									

②文化財を見学するための仕組みをつくる

措　　置		取組主体					想定される財源	実施期間（1～10 年目）		
		町民	所有者	団体	学識者	行政		前期 1～4	中期 5～7	後期 8～10
38	**文化財ツアーの開催**					◎	町	実施	継続	
	歴史民俗資料館をビジターセンターとして、町内に点在する文化財をフィールドミュージアムとし、これらをテーマごとに繋いで巡る文化財ツアーを開催する。									
39	**ボランティアガイド活動の場の提供**	○		○		◎	町	実施	継続	
	文化財に興味を持つ町民が文化財ボランティアガイドとして活動できるよう育成し、各地域における文化財ツアーの案内役として活動できる場を設ける。									

※取組主体欄の記号　→◎：主体として取り組む　○：連携、協力を行う
※実施期間の補足説明→前期：令和 8(2026)年度～令和 11(2029)年度、中期：令和 12(2030)年度～令和 14(2032)年
後期：令和 15(2033)年度～令和 17(2035)年度
：期間を決めて行う
：恒常的に行う

文化財巡りの様子

③石川町総合文化財情報の構築と広報活動を推進する

措　　置		取組主体					想定される財源	実施期間（1～10 年目）		
		町民	所有者	団体	学識者	行政		前期 1～4	中期 5～7	後期 8～10
40	**「石川町総合文化財情報」の構築**					◎	町	検討	実施	継続
	町域の文化財及び行政が管理する収集資料及び寄贈・寄託資料等の情報と、これまでの調査成果をリンクさせ「石川町総合文化財情報」としてデータベースの構築を図り、町 HP にて公開する。									
41	**デジタルコンテンツを活用した情報発信**					◎	町	継続		
	町ホームページだけでなく、各種 SNS 等を活用して文化財情報を発信する。また、文化施設においてデジタルサイネージを使った文化財情報の発信を行う。									

措　　置		取組主体					想定される財源	実施期間（1～10 年目）		
		町民	所有者	団体	学識者	行政		前期 1～4	中期 5～7	後期 8～10
42	**デジタル石川町産鉱物標本博物館の構築**					◎	町、国	実施	継続	
	本町の鉱物標本は、国内外の博物館に展示・収蔵されていることから、各博物館にて展示・所蔵資料のデータベースを公開している施設を WEB 上で結び、デジタル**石川町産鉱物標本博物館**を構築し、全世界に石川町産鉱物の価値を広める（ペグマタイト歌麿プロジェクト）。									
43	**指定文化財看板デジタル情報作成事業**					◎	町	実施	継続	
	文化財説明看板に QR コードを添付し、データベースから詳細な情報を引き出せるようにする。									

※取組主体欄の記号　→◎：主体として取り組む　○：連携、協力を行う

※実施期間の補足説明→前期：令和 8(2026)年度～令和 11(2029)年度、中期：令和 12(2030)年度～令和 14(2032)年

後期：令和 15(2033)年度～令和 17(2035)年度

：期間を決めて行う

：恒常的に行う

第７章　文化財保存活用区域の設定と課題・方針・措置

第１節　文化財保存活用区域について

文化財保存活用区域とは、不動産である文化財や有形の文化財だけではなく、無形の文化財も含めて文化財が特定地域に集中する場合に、文化財と一体となって価値を形成する周辺環境も含め、当該文化財（文化財群）を核として文化的な空間を創出するために、町内の地区特性や文化財の特性に応じて町が独自に設定する計画区域です。

文化財保存活用区域は、価値ある文化財を区域内での保存と活用を行い、まちづくりや地域おこしにつなげることを目指します。

第2節　文化財保存活用区域設定にあたって

区域の設定にあたっては、第４章同様、現在の行政区を基準に区分けします。加えて、石川地区の中に中心街地地区を設定します。さらに、これらの区域を以下の考え方により、「重点保存活用区域」「保存活用区域」に大別し、それぞれの特性、現状に応じた保存・活用への取り組みを進めます。

●重点保存活用区域

石川町独自の文化財が特徴的に見られ、かつ広く内外に知られ、学術的研究において一定の蓄積がなされており、かつ「まちづくり」に寄与する保存と活用を推進することができる、行政が主導的に取り組む区域。

●保存活用区域

学術的研究や町総合計画での施策の蓄積は少ないながらも、今後、調査・研究を重ねることで価値をさらに見いだせる可能性があり、かつ「地域おこし」に寄与する保存と活用を推進することができる、地域が主体となりながら行政と連携を図ることが可能な区域。

上記を踏まえ、文化財保存活用区域を５つの区域に設定します。

No.	文化財保存活用区域の名称
1	重点保存活用区域：石川地区・野木沢地区
2	重点保存活用区域：中心市街地地区
3	保存活用区域：沢田地区・野木沢地区
4	保存活用区域：母畑地区・中谷地区
5	保存活用区域：山橋地区

文化財保存活用区域の設定区域

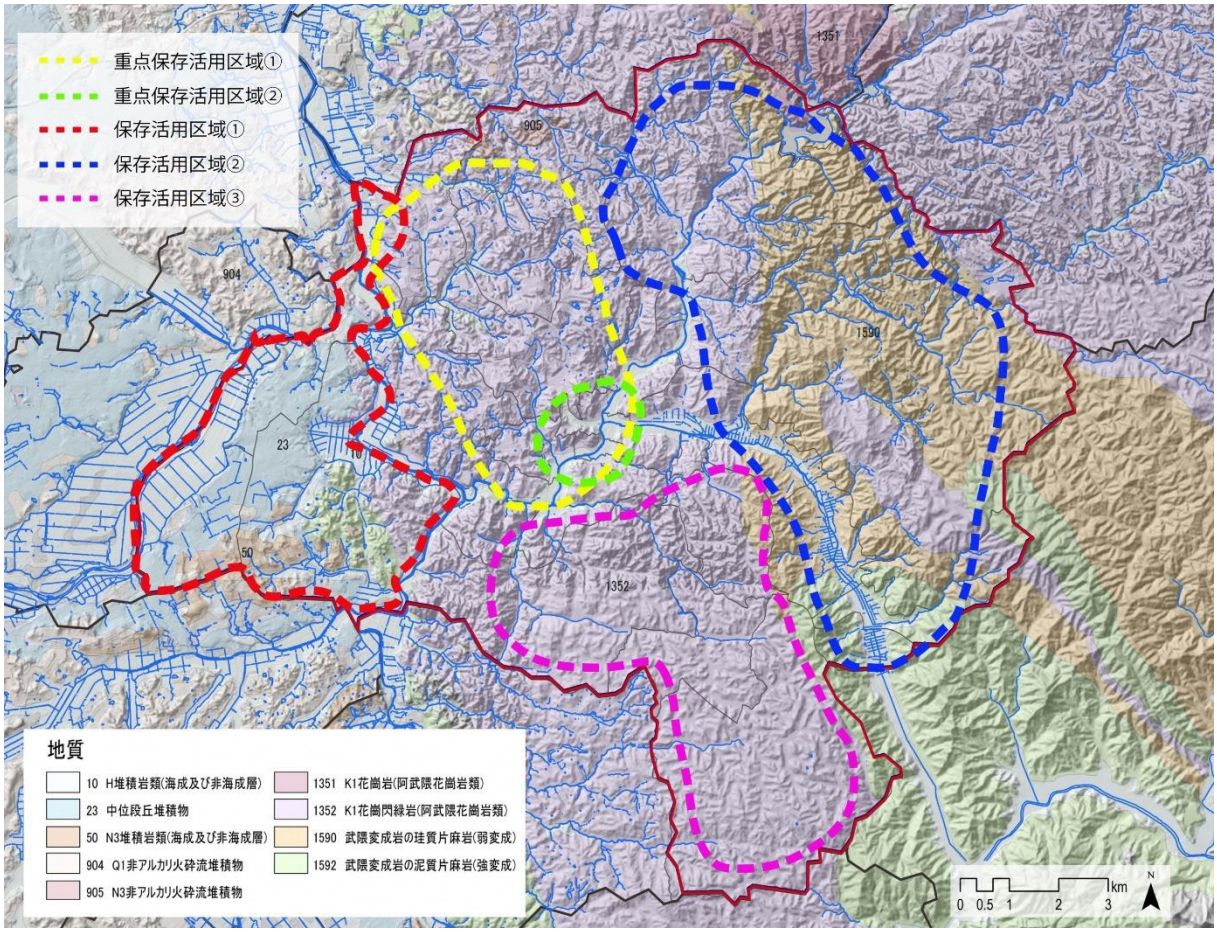

石川町の重点保存活用区域と保存活用区域

第3節　文化財保存活用区域に関する事項

重点保存活用区域：石川地区・野木沢地区

石川地区と野木沢地区の 2 つの地区にまたがります。中心市街地区は含みません。

本区域にはたくさんの地質資源に係る文化財が所在します。旧石川町地区と野木沢地区の境界にある和久（わぐ）観音山ペグマタイト鉱床（こうしょう）（県指定）は、町内で唯一坑道内を見学できる鉱山跡です。特に、国内最大級の電気石の群集がある第 4 鉱体は圧巻です。また、通称「石川山」は町内で最大規模のペグマタイト鉱脈が眠るとされます。ここから産出する石英・長石は明治時代以降、和久観音山とともに国内窯業の生産拠点の 1 つでした。そして、アジア・太平洋戦争中、本町産出の希元素鉱物の軍事目的として利用することが注目され、ニ号研究（原爆開発研究）に着手した陸軍が理化学研究所の飯盛里安（いいもりさとやす）研究室に原料調達を要請し、「石川山」を中心に地元の旧制石川中学校（現学校法人石川高等学校）の学生を動員してウラン鉱採掘を行いました。なお、福島県立石川高等学校敷地内には、希元素鉱物の選鉱場であったジルコン工場（理研希元素工業扶桑第 806 工場）の基礎遺構及び擁壁遺構が残ります。

石川町産石英（煙水晶）
横幅 27cm_高さ 44cm

このジルコン工場跡地に建てられたのが旧石川町立歴史民俗資料館です。県下で最古の資料館ですが、老朽化が目立つこと等から、令和 6（2024）年 4 月に移転しました。資料館では、県指定天然記念物「石川のペグマタイト鉱物」をはじめとした多数の鉱物・岩石標本を展示しています。なお、石川地方では 155 種以上の鉱物が発見され、国内で発見された約 1,300 種の 12%を同地方で占めることは特筆すべきです。

地質資源のほか、遺跡及び考古資料も多数所在します。代表的なものとしては、関東圏の縄文土器が出土した源平（げんぺい）C 遺跡、町内最古の石造供養塔である曲木（まがき）石造供養塔婆群（町指定）、浮彫採色が珍しい和久石造供養塔婆群（町指定）、戦国時代の遺構が残る藤田城跡等があげられます。

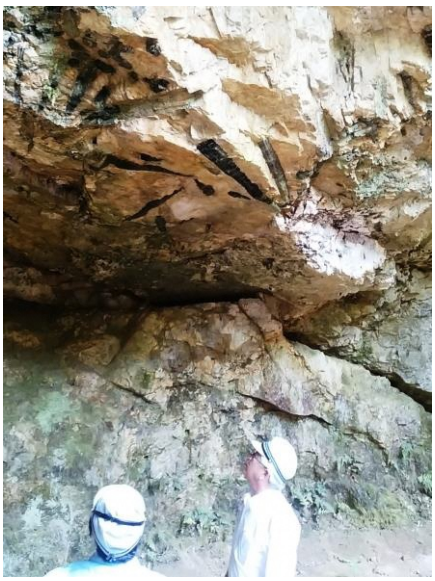

和久観音山ペグマタイト鉱床第 4 鉱体の電気石の群集（県指定）

区域の文化財一覧

番号	文化財の名称	類型	指定等・未指定
1	和久観音山ペグマタイト鉱床	地質鉱物	県指定
2	和久石造供養塔婆群	考古資料	町指定
3	水郡線野木沢駅	遺跡	未指定
4	藤田城跡	遺跡	未指定
5	源平 C 遺跡	遺跡	未指定
6	曲木石造供養塔婆群	考古資料	町指定
7	希元素鉱物採取地	遺跡	未指定
8	ジルコン選鉱場跡	遺跡	未指定

文化財保存活用区域の地図（区域の範囲）

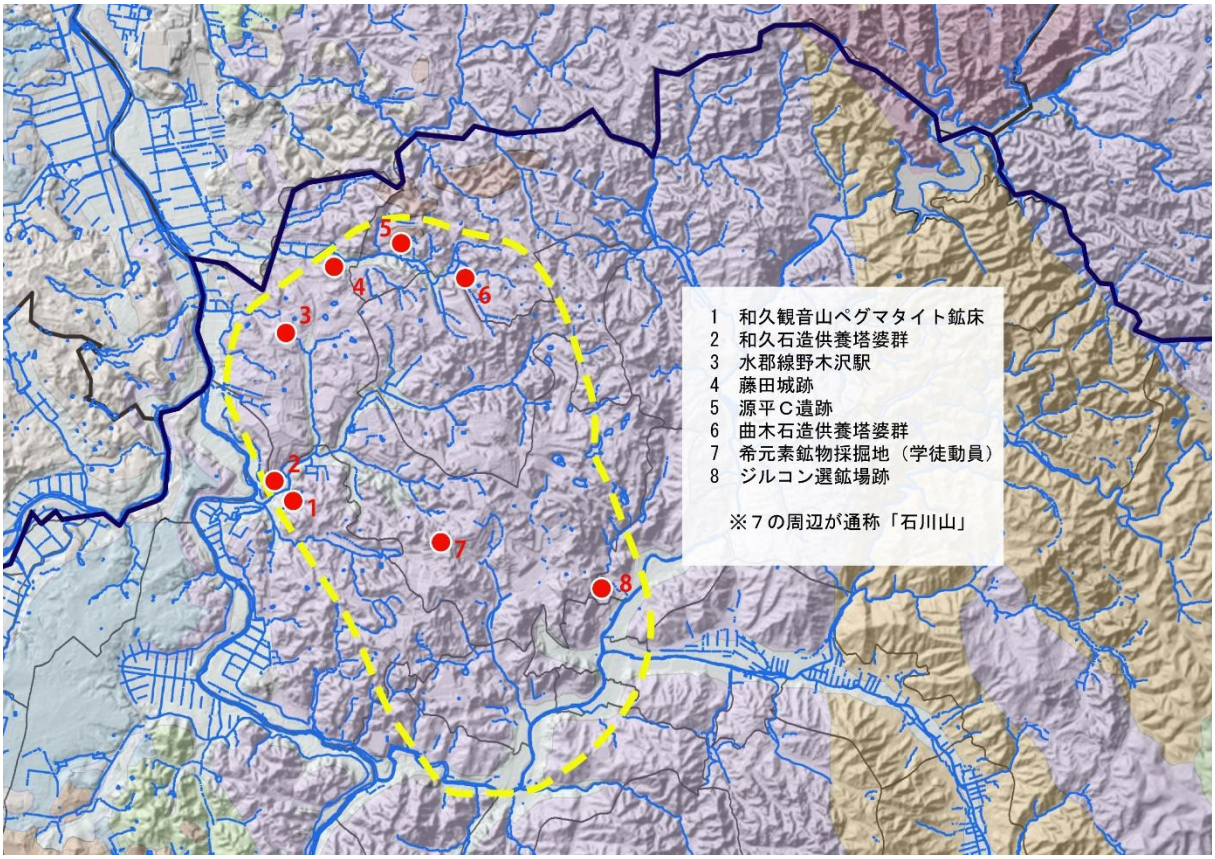

ジルコン選鉱場跡の基礎遺構

重点保存活用区域：中心市街地地区

本区域は、石川町の中心市街地です。重点保存活用区域①の石川地区内にありますが、狭い範囲ながら多種多様な文化財が集中する区域であることから、別区域として取り上げます。北須川と今出川の合流地点であり、また街道が交差するところであることから、歴史と文化の結節点になっています。中世には石川一族の城下町として、近世以降は在郷町として発展しました。

まず特徴的なのは、地質と人々の関わりです。花崗岩帯に属する本区域は、区域全体がサイコロ状に割れる「方状節理」によって谷が格子状に広がり、西流する今出川と南流する北須川はその割れ目に沿って浸食しながら流れます。方状節理と河川の浸食によって形成された地質景観が、この区域で顕著に見られます。山肌には花崗岩の節理によって形成されたコアストーン（花崗岩が風化する過程で内部に残る岩塊）が至る所に露頭しており、山頂には石都々古和気神社等の社寺が鎮座します。

石川氏は清和源氏の直流で、平泉の藤原氏や常陸の佐竹氏と姻戚関係にありました。中心市街地地区は平安末期から開発が行われたものの、度重なる洪水のため中断し、14 世紀前期に再開発されました。15 世紀には、北須川と今出川が合流する狭小な谷に三芦城跡（石川城）と中世都市が構築されたことは、石都々古和気神社の鰐口（県指定）に石川持光が応永 30（1423）年にこの鰐口を寄進したとする銘から分かります。

天正 18（1590）年、奥羽仕置によって石川氏は所領を没収され、後に伊達政宗の家臣となり、現宮城県角田市に移ります。その後の石川は、江戸時代には白河藩、越後高田藩、幕領と藩主がたびたび変わりました。武士が常駐せず、庄屋を中心とした自治が行われました。また、御斎所街道と奥州街道須賀川宿へと続く石川街道（または須賀川道）が結節する宿場町であるとともに、商工業者が集住し、所謂「在郷町」として発展しました。

明治 8（1875）年、石川区会所区長の河野広中や石川地方の庄屋・神官が中心となって、自由民権運動の先駆けとなる「有志会議」（後の石陽社）が結成されます。この運動の関係者は、現在の学校法人石川義塾と県立石川高校の創立にも関わりました。昭和 43（1968）年には、石尊山の花崗岩コアストーンを利用して明治百年記念「石陽社記念碑」が造られました。平成 30（2018）年には自由民権運動関連文化財の鈴木家主屋及び門（鈴木重謙屋敷・町指定）が復原され、郷土教育の場、文化財と観光情報発信の場、貸館機能とオープンスペースを備えたにぎわいの場となっています。

旧市街地には石工小松寅吉・小林和平が製作した神馬像や狛犬等の石造物も点在しており、美術愛好家が訪れます。

また、本町は桜の名所としても知られており、特に旧市街地を流れる北須川・

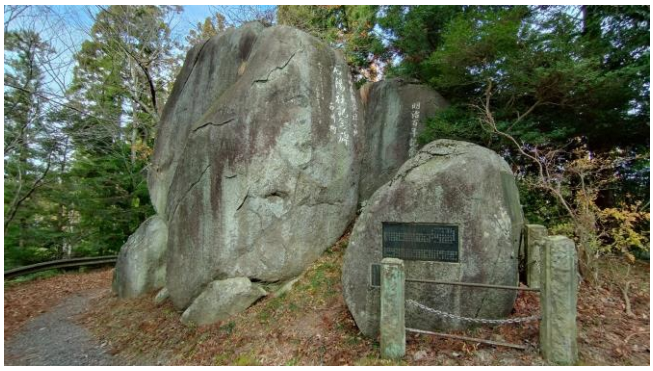

明治 100 年記念事業「石陽社記念碑」
（石尊山山頂の巨石に刻まれている）

今出川の桜並木は圧巻です。江戸時代末期の歌人・吉田紀光（俳号：露珊）が「静かさや　散りすましたる　桜谷」と詠んだように、江戸期から桜の名所でありました。また、樹齢 500 年以上とされる高田桜（県指定）は本町の一本桜の代表格です。

区域の文化財一覧

番号	文化財の名称	類型	指定等・未指定
1	石川の高田ザクラ	植物	県指定
2	石川公墓地	遺跡	町指定
3	近津神社の石造神馬	彫刻	町指定
4	石陽社記念碑	遺跡	未指定
5	華蔵寺の銅鐘	工芸品	町指定
6	鈴木家主屋及び門	建造物	町指定
7	三芦城跡（石川城）	遺跡	未指定
8	石造五重の塔	彫刻	未指定
9	石都々古和気神社の狛犬	彫刻	町指定
10	石都々古和気神社の鰐口	工芸品	県指定
11	吉田光一文書	古文書	町指定
12	石都々古和気神社御仮屋の狛犬	彫刻	未指定
13	薬王寺薬師堂	建造物	町指定
14	薬王寺の仏像	彫刻	町指定
15	薬王寺の版木	工芸品	県指定
16	乗蓮寺の銅鐘	工芸品	町指定
17	塩釜神社のアカガシ樹叢	植物	町指定

文化財保存活用区域の地図（区域の範囲）

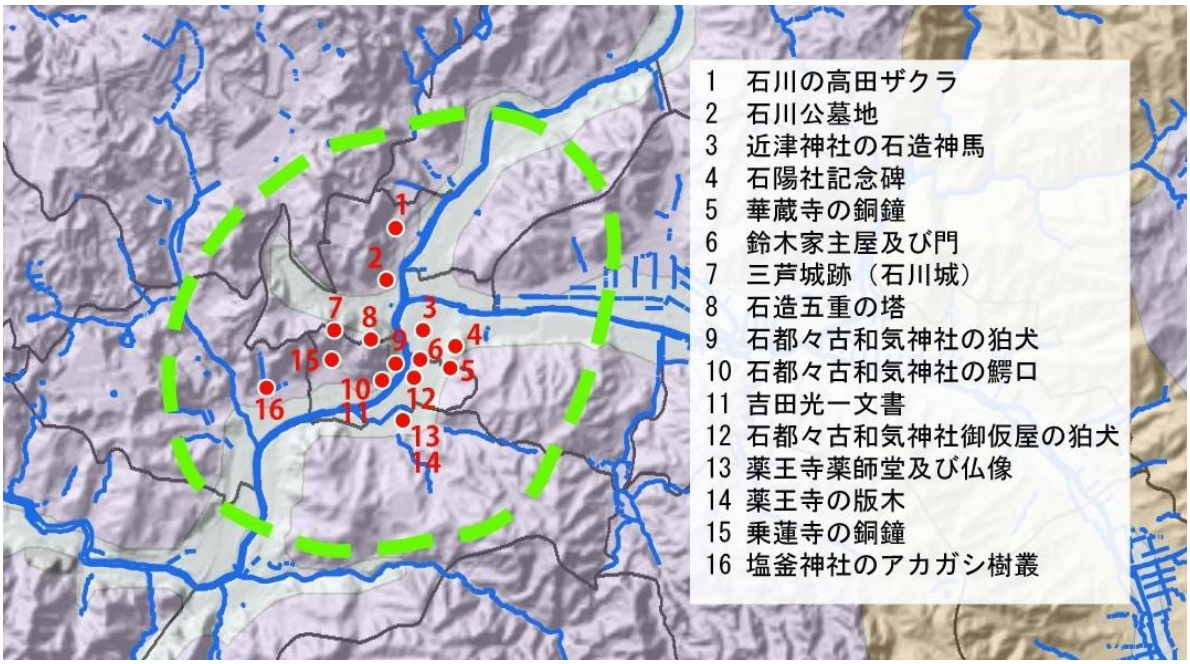

保存活用区域：沢田地区・野木沢地区

本区域の範囲は沢田地区と、野木沢地区の阿武隈川東岸に広がる河岸段丘の一部を含みます。

地質的には、野木沢地区の阿武隈川東岸は花崗岩帯で、沢田地区はほぼ全体が更新世、完新世の砂礫層です。また、沢田地区には那須火山帯の降灰が堆積してできたデイサイト質凝灰岩（170 万年前～70 万年前、一部は 700～170 万年前）が点在します。このデイサイト質凝灰岩は加工が容易なため、時代を通して石造物等の石材として使われました。本区域には石切り場が見られます。

本区域には旧石器時代以降、遺跡が濃密に分布します。旧石器時代の背戸（せと）B 遺跡からは東北型と関東型のナイフ形石器が出土しており、弥生時代の鳥内（とりうち）遺跡（県指定）からは再葬墓（さいそうぼ）群が検出され、北九州に淵源を持つ遠賀川（おんががわ）系土器や、東海地方に分布する水神平（すいじんびら）式土器が使用されました。南北、さらに東西文化の交流が見られる文化財があるのが特色です。古墳時代は、古墳が阿武隈川中位から上位段丘に立地し、集落は古墳よりも低位段丘に営まれます。奈良・平安時代になると、7 世紀は低位段丘に集落を形成、8 世紀は中位段丘に戻り、9 世紀以降は山間部や開析（かいせき）谷に人々が進出します。これは、律令期以降に土地の開墾が盛んになり人々は低位段丘に進出するも、水害の危険性からより高位の段丘へと移らざるを得なかった証左です。遺跡の時代的変遷と分布については、平成 27（2015）年度に行われた「福島県の千年村研究」において明らかになりました。

阿武隈川中位段丘に造られた悪戸古墳群（右手に低位段丘と阿武隈川）

中世には、阿武隈川東岸の中位段丘に位置する殿内 A 遺跡からは道路遺構が検出され、その両側に掘立柱建物跡の柱穴が道路に並行して検出されたことから、「市」のような商業空間が存在しました。また、上位段丘には同時期の流通拠点とされる古宿遺跡が所在することから、河川沿いの段丘に商業空間と流通拠点が有機的に結ばれていた可能性があります。

区域の文化財一覧

番号	文化財の名称	類型	指定等・未指定
1	薬師堂遺跡	遺跡	未指定
2	悪戸古墳群	遺跡	県指定
3	上悪戸遺跡	遺跡	未指定
4	七郎内 C 遺跡	遺跡	未指定
5	背戸遺跡群	遺跡	未指定
6	鳥内遺跡	遺跡	県指定
7	大壇古墳群	遺跡	県指定

番号	文化財の名称	類型	指定等・未指定
8	安産地蔵尊	仏像	未指定
9	殿内遺跡群	遺跡	未指定
10	沢田飛行場跡	遺跡	未指定
11	沢井舘石造五輪塔	考古資料	町指定
12	沢井城跡	遺跡	未指定
13	安養寺石造供養塔婆	考古資料	町指定
14	古宿遺跡	遺跡	未指定
15	達中久保遺跡	遺跡	未指定
16	赤羽天道念仏踊り	無形の民俗文化財	未指定
17	平和記念狛犬	彫刻	未指定
18	鷹ノ巣	名勝地	未指定

文化財保存活用区域の地図（区域の範囲）

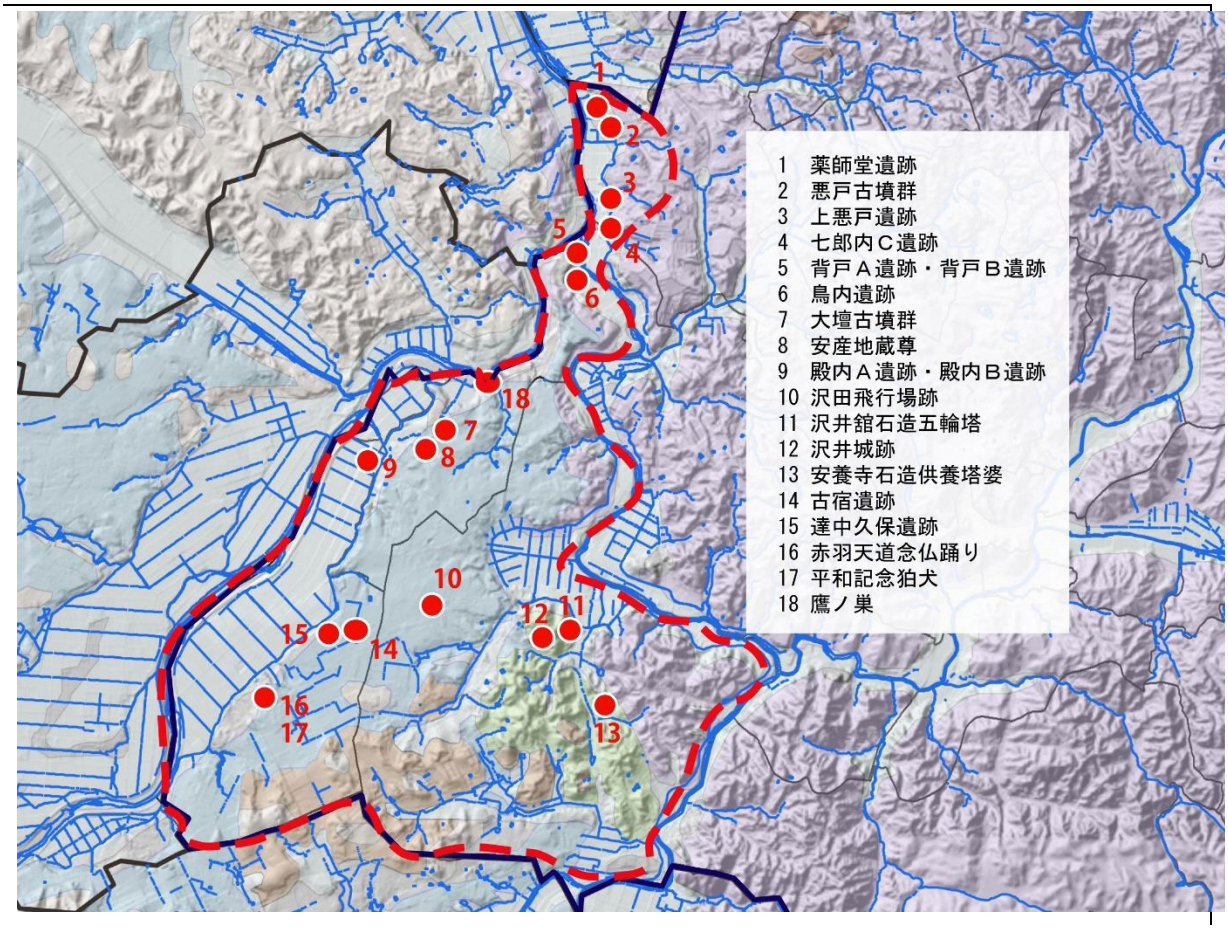

保存活用区域：母畑地区・中谷地区

本区域は、町域の北東部に位置します。地質的には母畑地区の西部が花崗岩帯、東部及び中谷地区が変成岩帯です。このうち、中谷地区南部、所謂「谷間地区」と呼ばれる古鮫川により作られた谷筋に人々が集落を営む地区と、中谷地区北部には、比較的急峻な地形からなる変成岩帯に里山が形成された「中田地区」に区分されます。

母畑地区は縄文遺跡や平安時代の集落跡が点在します。中世の遺構・遺物には町内で 2 番目に大きい阿弥陀堂石造供養塔婆や伊達系城館特有の内枡形虎口を持つ長石田館跡等があります。このほか、町指定無形民俗文化財 6 件中 5 件があること、自由民権運動家を輩出したこと、添田家住宅（国登録）、有賀家住宅蔵座敷及び控えの間（国登録）、小松寅吉作の母畑元湯温泉神社石造社殿等、バラエティに富んだ文化財があります。また、母畑区域は温泉資源が豊富なことも特徴です。古くは享和 3（1803）年、越後新発田藩士の紀行文「陸奥の編笠」に温泉の記述を見ることができます。

中谷地区のうち谷間地区は江戸時代に街道筋として発展した地域です。13 世紀後半造立の谷地千手観音菩薩立像（県指定）があり、街道沿いには石造供養塔婆を 21 基確認できます。供養塔婆には、デイサイト質凝灰岩と片麻岩が使用されており、町域の他地区で凝灰岩を石材とするのと異なり、本地区の地域性を見ることができます。

次に、中谷区域の北部に位置する中田地区は、隣接する平田村永田地区とともに、古代には陸奥国白河郡長田郷に属したと推定されます。地区内を流れる今出川源流域では各種の変成岩が観察され学術的に貴重です。さらに、薄板状に割れる変成岩を利用した「矢羽根積み」と呼ばれる独特の石積み方法が、屋敷の土台や河川護岸に用いられます。

中田地区に見られる変成岩を利用した「矢羽根積み」擁壁

「ささら」が民俗芸能として根付いており、このほか、「トシナハリ」といった他地区では見られない藁人形を使用した伝統行事もあります。このほか、本町の最高標高地に位置する二本ブナ、その周辺には、アジア・太平洋戦争が逼迫するまで使用された、軍用馬を訓練した養駒場跡があります。

区域の文化財一覧

番号	文化財の名称	類型	指定等・未指定
1	上母畑のささら	無形の民俗文化財	町指定
2	上母畑の白鍬踊り	無形の民俗文化財	町指定
3	阿弥陀堂石造供養塔婆	考古資料	未指定
4	湯郷渡のささら	無形の民俗文化財	町指定
5	母畑元湯神社の石造社殿	彫刻	未指定
6	長石田館跡	遺跡	未指定

番号	文化財の名称	類型	指定等・未指定
7	下母畑の熊野講	無形の民俗文化財	町指定
8	北山のささら	無形の民俗文化財	町指定
9	添田家住宅	建造物	国登録
10	有賀家住宅蔵座敷及び控えの間	建造物	国登録
11	谷地木造千手観音菩薩立像	彫刻	県指定
12	中田のささら	無形の民俗文化財	町指定
13	トシナハリ	無形の民俗文化財	未指定
14	駒場跡	遺跡	未指定
15	二本ブナ	名勝地	未指定

文化財保存活用区域の地図（区域の範囲）

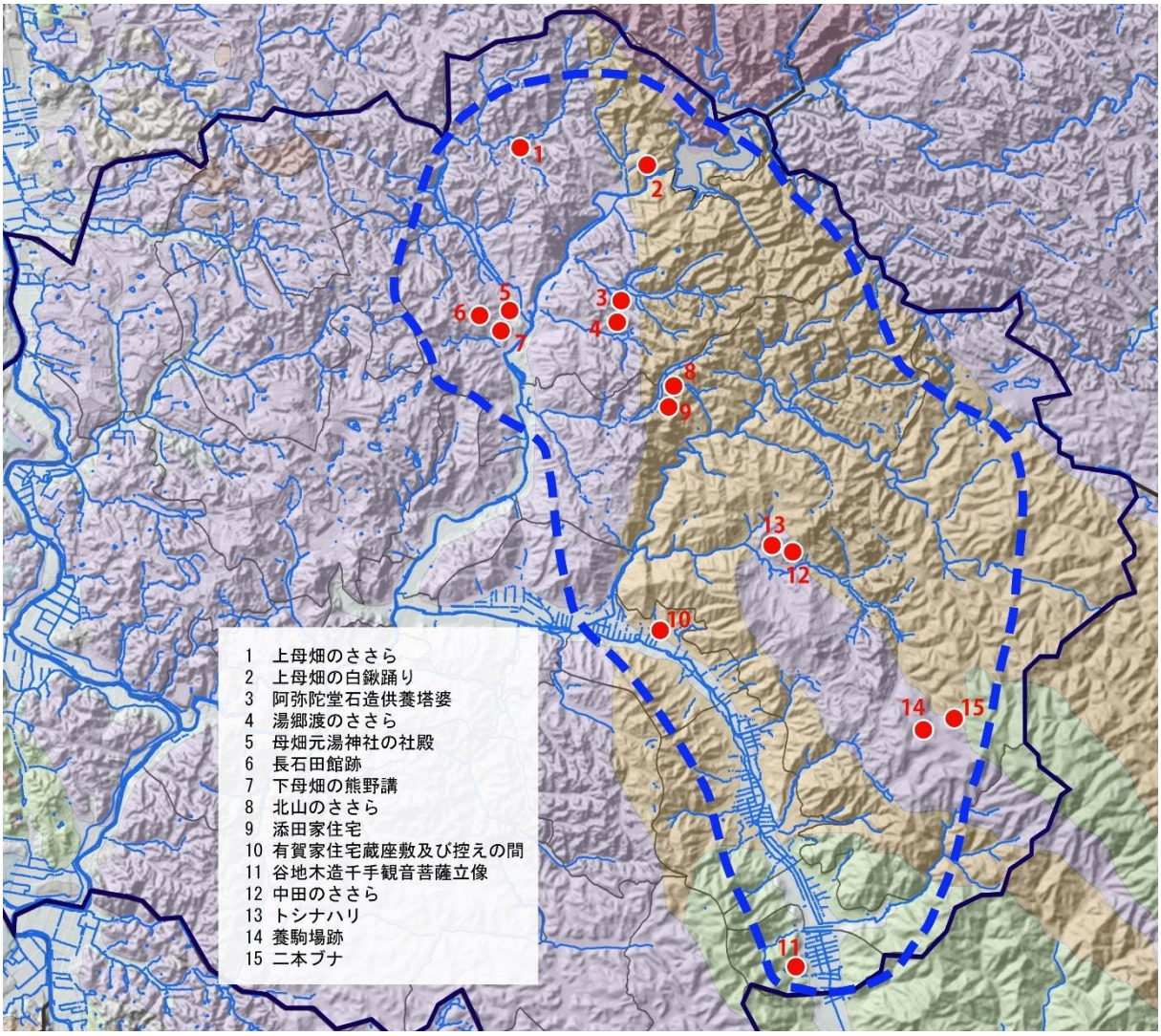

保存活用区域：山橋地区

本区域は町域の南東部を占め、地質的には花崗岩帯に属し、方状節理によって谷が格子状に広がります。一般的には、浸食によってこの地形的特徴が不明瞭になるので、花崗岩のモデル的地形であると、地質学専門家は評価しています。また、花崗岩中の鉱物が同心円状に配列することが世界的にも珍しい球状花崗岩（県指定）が山橋地区の北部に存在します。

中ノ内のフジ（県指定）

中ノ内（なかのうち）のフジ（県指定）は、山橋地区の北部に所在します。3 件ある県指定のフジの 1 件であることから貴重です。また、本町域では標高 450～500mを境に、上部がブナ帯（冷温帯）、下部が夏緑広葉樹林帯（温帯）です。山橋地区の南部は、上述の標高地の境目になることから、両方の植生が認められます。人々が暮らす里山にこの境があることは全国的にも貴重です。

南山形字羽貫田のブナの巨木

中世には、石川一族の板橋氏が残した文化財があります。三沢（みさわ）城跡、沢古屋（さわごや）館跡、天神（てんじん）館跡、松森（まつもり）館跡は板橋氏の城です。また、中世の石造供養塔婆や南北朝期に造られた光渡寺木造地蔵菩薩坐像は、一族が仏教をあつく信仰したことの証左です。

区域の文化財一覧

番号	文化財の名称	類型	指定等・未指定
1	福満虚空蔵堂	建造物	町指定
2	球状花崗岩	地質鉱物	県指定
3	中ノ内のフジ	植物	県指定
4	羽貫田のブナ	植物	未指定
5	羽入田の桜	植物	未指定
6	光渡寺木造地蔵菩薩坐像	彫刻	町指定
7	三沢城跡	遺跡	未指定
8	東渡神社	建造物	未指定
9	柿ノ木平のブナ	植物	未指定
10	矢内家大黒柱の傷跡	遺跡	未指定
11	沢古屋館跡	遺跡	未指定
12	天神館跡	遺跡	未指定
13	松森館跡	遺跡	未指定

文化財保存活用区域の地図（区域の範囲）

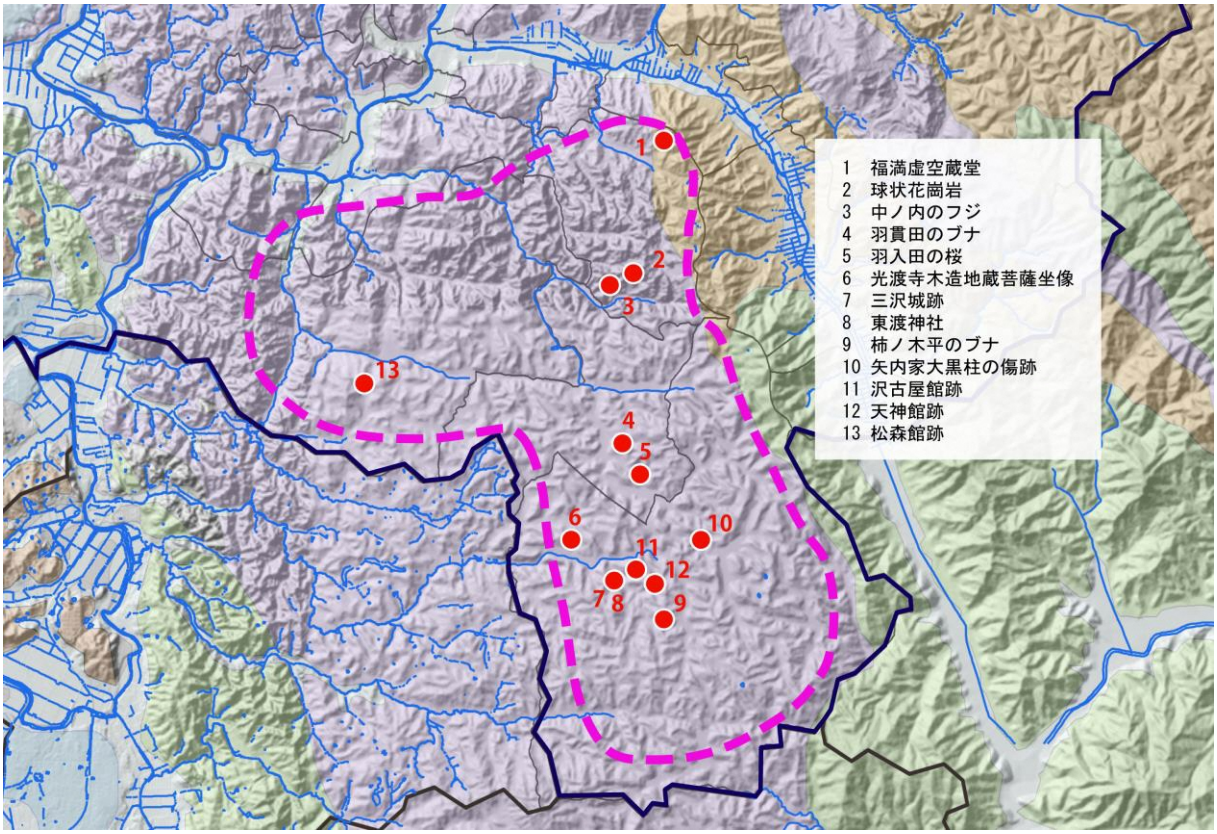

第４節　文化財保存活用区域の保存・活用に関する課題・方針

第１項　重点保存活用区域：石川地区・野木沢地区

【課題】

本区域に係る課題については、区域に多数所在する鉱山跡の保存と活用が最大の課題です。

①鉱山跡の現状把握が十分でない

区域内には多くの鉱山跡があります。過去に把握調査は行われましたが、正確な場所や現状については不明なところもあり、再調査が必要です。

②和久（わぐ）観音山鉱山跡見学施設が老朽化している

平成 4（1992）年、石川鉱石採掘跡保存会の有志により、閉鎖していた和久観音山鉱山跡が整備されました。整備から 30 年以上が経過し、見学施設のほとんどが当時のままです。安全に見学できるよう、老朽化した施設の改修が必要です。特に、第 4 鉱体は岩体が崩落する危険があり、一般公開はしていません。

③和久観音山ペグマタイト鉱床（こうしょう）の再調査が必要である

国内でペグマタイトとして指定されている地質鉱物は、国指定で「長垂（ながたれ）の含紅雲母（がんこううんも）ペグマタイト岩脈」（福岡県福岡市）、「鹿島大神宮のペグマタイト岩脈」（福島県郡山市）、県指定で和久観音山、市町村指定で「妙見山のリチウムペグマタイト」（茨城県常陸太田市）と 4 ヶ所です。国内最大規模のペグマタイトの規模を誇る和久観音山ペグマタイト鉱床の、文化財の価値を明らかにするための再調査が必要です。

国内最大規模とされる和久のペグマタイト鉱床（県指定）

④軍事利用された本町産鉱物の歴史を広く公開していない

かつて、日本産原子爆弾製造の原料採取地として採掘が行われた事実を、近年まで秘史として積極的に公にはしてきませんでした。東日本大震災による原発事故発生後、その歴史は海外にまで報道されました。この歴史的事実を、どう伝えるかが課題です。

【方針】

①鉱山跡の再調査を行う

将来的に地盤沈下や不法投棄等のおそれもあることから、再調査を行い、正確な位置と現状を把握します。

②和久観音山鉱山跡見学施設の改修を行う

老朽化した施設の整備を計画的に行います。特に、一般公開していない第 4 鉱体については、崩落防止の処置を進め、将来的に安全に見学できるようにします。

③和久観音山ペグマタイト鉱床の再調査と環境整備を行う

全国的に数少ないペグマタイトの指定文化財であり、その鉱脈の規模は国内でも最大級と言われています。専門家による調査等を行いながら、環境整備に努めます。

④本町産鉱物の軍事利用に係る歴史を公開展示する

国産原爆製造の原材料調達地として、本町が選定され、学生の動員が行われたという歴史的事実について、平和教育へつなげるためにも、歴史民俗資料館にて詳細に展示します。併せて、区域内に所在する戦争に関わる文化財について調査を行い、保存と活用を行います。

第２項　重点保存活用区域：中心市街地地区

【課題】

①文化財の活用が十分でない

2 千本を数える川沿いの桜並木をはじめ、狛犬等の石造物、山頂にそびえる巨石群、自由民

権運動に関わる史跡等、多種多様な文化財があるものの、これらの活用が不足しています。

②ボランティアガイドが未整備である

かつては春の時期に限定して桜ボランティアガイドが活動し、文化財の案内も行いましたが現在は活動していません。また、多種多様な文化財があるものの、これらを説明する人材がいません。

③自由民権運動を分かりやすく伝えられていない

明治初期に全国規模で起こった自由民権運動ですが、石川町は東北初になります。鈴木重謙屋敷にて解説展示をしていますが、難しい内容であるため、より分かりやすい説明が必要です。

④災害による文化財滅失のおそれがある

旧市街地区域は、かねてから洪水が多発する区域であり、直近では、令和元年 10 月の台風第 19 号により河川が氾濫し、多くの建物が洪水被害に遭いました。また、急傾斜地も多いことから、洪水・土砂災害の発生により文化財が失われるおそれがあります。

【方針】

①区域内を回遊する文化財見学ツアーを開催する

狭い範囲に多種多様な文化財が所在することを活かし、徒歩での移動による文化財見学ツアーを開催し、文化財を活用します。

②ボランティアガイドによる解説の支援を行う

ボランティアガイドを養成し、文化財見学ツアーの解説の支援を行います。

③自由民権運動を分かりやすく伝える

自由民権運動を分かりやすく理解するために、画像や映像にして解説するとともに、歴史民俗資料館にて詳細に展示します。

④「石川町防災マップ」を活用する

指定文化財所有者に対して「石川町防災マップ」による災害の危険度を周知し、防災意識を高めるようにします。

第３項　保存活用区域：沢田地区・野木沢地区

【課題】

① 水害による文化財滅失のおそれがある

河川の合流域にあることから、過去にも洪水被害が起きています。直近では、令和元（2018）年 10 月の台風第 19 号により河川が氾濫し、建物や農地が被害に遭いました。洪水の発生により文化財が失われるおそれがあります。

沢田飛行場復元図（有賀究著『風雪の青春』から）

②文化財の活用が十分でない

本区域は 1km 四方に 10 の遺跡が所在する遺跡密集地帯であり、このほか、沢田飛行場跡や鷹ノ巣、小松寅吉・小林和平作の石造物等、多種多様な文化財があるものの、これらの活用が不足しています。

【方針】

① 遺跡の変遷から見た洪水防災マップを作成する

阿武隈川の支流である社川沿岸は洪水被害を受けやすく、遺跡の時代別変遷を見ると浸水区域が想定できます。このことは、平成 27（2015）年度に行われた「福島県の千年村研究」の成果で明らかになりました。遺跡の変遷と現代の防災マップを重ねることで歴史から学ぶ洪水防災マップを作成します。

②文化財見学ツアーを開催する

本区域は他区域にはない文化財があることから、これらをテーマにした見学ツアーを行います。例えば、戦争関連文化財の見学ツアー、石造物と石材切り出し場を巡る見学ツアー等です。

第４項　保存活用区域：母畑（ほばた）地区・中谷（なかたに）地区

【課題】

①無形の民俗文化財が継承の危機にある

町指定無形民俗文化財 6 件の全てが所在しますが、少子高齢化の影響で、現在活動しているのは 1 件のみです。

②伝統行事が継承の危機にある

少子高齢化により地域コミュニティが維持できない状況により、講事（こうごと）等の伝統行事の継続が難しい状況にあります。

③文化財の活用が十分でない

本区域には、「ささら」等の無形の民俗文化財、国登録有形文化財、石造物、「矢羽根積み」と呼ばれる独自の石積み方法、名勝地二本ブナ、軍用馬を訓練した養駒場跡等、多種多様な文化財があるものの、これらの活用が不足しています。

養駒場跡

【方針】

①無形の民俗文化財継承への支援を行う

町だけでなく、県、国、民間団体等で行っている道具や衣装の購入に際しての支援や、映像記録として残す等の支援の情報を収集し、希望する団体に周知し、継承へ向けた支援を行います。

②伝統行事の聞き取りを行う

講事等の伝統行事について聞き取りを行い、記録として残します。

③文化財見学ツアーを開催する

本区域は自然資源が豊富に所在することから、これらに関連する文化財の見学ツアーを行うとともに、すでにこの区域において文化財の活用に取り組んでいる民間組織との連携を行います。

第５項　保存活用区域：山橋地区

【課題】

①伝統行事が継承の危機にある

少子高齢化により地域コミュニティが維持できない状況により、講事等の伝統行事の継続が難しい状況にあります。

②既存調査等の活用が十分でない

本地区では過去に巨木調査を行ったり、フットパスを整備したりと、文化財調査や自然的景観の整備を行ってきましたが、その活用が停滞しています。

【方針】

①伝統行事の聞き取りを行う

講事等の伝統行事について聞き取りを行い、記録として残します。

②文化財及び自然景観を活用した見学ツアーの開催と地域連携

これまで調査した巨木調査の成果や整備したフットパスについて、地域と連携し活用を行います。

フットパス「里山のこみち」4コース

第5節　文化財保存活用区域の保存・活用に関する措置

各区域における課題解決に向けた方針を踏まえ、文化財の保存・活用に関する措置（事業）の内容と、実施時期等を記載し、具体的に取り組みを進めます。

なお、事業の実施に際しては、町の事業費に加え、県費・国費（文化財補助金・デジタル田園都市国家構想交付金等）、そのほか民間等の資金なども活用します。

第１項　重点保存活用区域：石川地区・野木沢地区

【措置】

措置		取組主体					想定される財源	実施期間（1～10年目）		
		町民	所有者	団体	学識者	行政		前期 1～4	中期 5～7	後期 8～10
44	鉱山跡再調査			○	○	◎	町	実施	継続	
	鉱山跡は地盤沈下や不法投棄等のおそれもあることから、再調査を行い、正確な位置と現状を把握する。また、将来的に安全に見学できる鉱山跡についても調査する。									

※取組主体欄の記号　→◎：主体として取り組む　○：連携、協力を行う

※実施期間の補足説明→前期：令和8(2026)年度～令和11(2029)年度、中期：令和12(2030)年度～令和14(2032)年

後期：令和15(2033)年度～令和17(2035)年度

：期間を決めて行う

：恒常的に行う

措　　置		取組主体					想定される財源	実施期間（1～10 年目）		
		町民	所有者	団体	学識者	行政		前期 1～4	中期 5～7	後期 8～10
45	**和久観音山鉱山跡見学施設の改修**			○	○	◎	町、県	実施		継続
	老朽化した見学施設の整備を計画的に行い、安全に見学できる施設とする。									
46	**和久観音山ペグマタイト鉱床の再調査と整備**				○	◎	町	実施		継続
	鉱脈の規模は国内でも最大級と言われる和久観音山ペグマタイト鉱床の再調査を行い、環境整備に努める。									
47	**石川町産鉱物の軍事利用に係る歴史の公開展示**					◎	町、国	継続		
	石川町の鉱物資源がアジア太平洋戦争時に軍事利用されたという事実について、平和教育へつなげるために、歴史民俗資料館にて詳細に展示する。									
48	**戦争に関わる文化財の調査と見学ツアーの実施**				○	◎	町	実施	継続	
	本区域にはアジア太平洋戦争時の戦争遺産が所在することから、これらの調査を行い、平和教育へつなげるための見学ツアーを行う。									

※取組主体欄の記号　→◎：主体として取り組む　○：連携、協力を行う
※実施期間の補足説明→前期：令和 8(2026)年度～令和 11(2029)年度、中期：令和 12(2030)年度～令和 14(2032)年
後期：令和 15(2033)年度～令和 17(2035)年度
：期間を決めて行う
：恒常的に行う

第２項　重点保存活用区域：中心市街地地区

【措置】

措　　置		取組主体					想定される財源	実施期間（1～10 年目）		
		町民	所有者	団体	学識者	行政		前期 1～4	中期 5～7	後期 8～10
49	**文化財見学ツアー「桜谷トレイル」の整備**					◎	町	実施	継続	
	区域内に多数所在する文化財を活用するために、テーマごとや複数のテーマを結びつけた文化財見学ツアー「桜谷トレイル」として整備し、区域内を回遊できるようにする。その際の発着場所（ビジターセンター）を鈴木重謙屋敷とし、本施設の基本コンセプトである「郷土教育の場」「情報発信の場」「にぎわいの場」としての活用をさらに行う。 ※桜谷…中心市街地の谷間の通称									
50	**ボランティアガイド育成と活動の場の提供**	○		○		◎	町	実施	継続	
	文化財に興味を持つ町民が、歴史民俗資料館や鈴木重謙屋敷、さらにはフィールドにてボランティアガイドとして活動できるよう、講習会を開催する。									

措　　置		取組主体					想定される財源	実施期間（1～10 年目）		
		町民	所有者	団体	学識者	行政		前期 1～4	中期 5～7	後期 8～10
51	**自由民権運動を分かりやすく解説**					◎	町、国	実施	継続	
	自由民権運動を分かりやすく理解するために画像や映像にして、歴史民俗資料館や鈴木重謙屋敷、WEB 上にて公開し理解を深める。									
52	**安在邦夫寄贈資料の整理・公開**				○	◎	町	継続		
	安在邦夫早稲田大学名誉教授寄贈の自由民権運動関連資料について、目録化及びデータベース化し、町内外の方々が調査・研究・閲覧できるよう整備する。このため、歴史民俗資料館に自由民権運動関係の資料を展示・保管・研究する機能を持たせる。									
53	**「石川町防災マップ」の活用**		○		○	◎	町	継続		
	指定文化財所有者に対して「石川町防災マップ」を配付し、洪水災害、土砂災害の危険性に対する防災意識を高めるよう促す。									

※取組主体欄の記号　→◎：主体として取り組む　○：連携、協力を行う
※実施期間の補足説明→前期：令和 8(2026)年度～令和 11(2029)年度、中期：令和 12(2030)年度～令和 14(2032)年
後期：令和 15(2033)年度～令和 17(2035)年度
：期間を決めて行う
：恒常的に行う

第３項　保存活用区域：沢田地区・野木沢地区

【措置】

措　　置		取組主体					想定される財源	実施期間（1～10 年目）		
		町民	所有者	団体	学識者	行政		前期 1～4	中期 5～7	後期 8～10
54	**遺跡の変遷から見た洪水防災マップの作成**					◎	町	実施	継続	
	平成 27（2015）年度に行われた「福島県の千年村研究」の成果を参考に、時代別の遺跡の分布を地図上にプロットし、変遷を公表することで、水害を受けないために人々が移動した軌跡を遺跡の分布から読み取ることが可能となり、防災計画や防災教育へとつなげる。また、精度を高めるために追跡調査を行う。									
55	**阿武隈川東岸区域の戦争関連文化財見学ツアーの実施**	○		○		◎	町	実施	継続	
	本区域にはアジア・太平洋戦争中に造られた沢田飛行場跡や、小林和平作の平和記念狛犬が所在する。また、今は存在しない、軍部の地下本部、横穴弾薬庫等の戦争関連の施設が存在した。これらを地図に落としたり、現地を巡る見学ツアーを行ったりして、平和教育へとつなげる。									
56	**石造物と石材切り出し場を巡る見学ツアーの実施**					◎	町	継続		
	小林和平が石造物の原材料としたデイサイト質凝灰岩の露頭が、本区域の川井地区に所在する。和平の作品とともに、石材の切り出し場を見るという、文化財と地質を結びつけた見学ツアーを行う。									

「福島県の千年村研究」の様子

第４項　保存活用区域：母畑（ほばた）地区・中谷（なかたに）地区

【措置】

	措　　置	取組主体 町民	所有者	団体	学識者	行政	想定される財源	実施期間（1～10 年目） 前期 1～4	中期 5～7	後期 8～10
57	**無形の民俗文化財記録作成事業**			○		◎	町	実施	継続	
	現在行われている無形の民俗文化財の画像や映像、文字資料等の記録保存を行う。また、過去に行われ現在休止中の無形の民俗文化財についても、過去の映像や音声、文字による記録について調査し、資料として保存する。									
58	**区域内における伝承行事記録作成事業**	○		○		◎	町	実施	継続	
	母畑・中谷区域内で現在も行われている講事等の伝統行事について聞き取りを行い、画像、映像、音声等の記録として残す。									
59	**自然景観・文化的景観を巡るツーリズム**	○		○		◎	町	実施	継続	
	二ホンブナ等の自然景観、養駒場や変成岩を利用した矢羽根積等の文化的景観を巡る見学ツアーを開催する。									
60	**文化財を活用した官民連携事業**	○		○		◎	町	実施	継続	
	区域内の文化財を活用した取り組みをすでに行っている民間組織と官民連携になって地域おこし事業として行う。									

※取組主体欄の記号　→◎：主体として取り組む　○：連携、協力を行う

※実施期間の補足説明→前期：令和 8(2026)年度～令和 11(2029)年度、中期：令和 12(2030)年度～令和 14(2032)年
後期：令和 15(2033)年度～令和 17(2035)年度

：期間を決めて行う

：恒常的に行う

第５項　保存活用区域：山橋地区

【措置】

措　　置		取組主体					想定される財源	実施期間（1～10 年目）		
		町民	所有者	団体	学識者	行政		前期 1～4	中期 5～7	後期 8～10
61	**区域内における伝承行事記録作成事業**	○		○		◎	町	実施	継続	
	山橋区域内で現在も行われている講事等の伝統行事について聞き取りを行い、画像、映像、音声等の記録として残す。									
62	**巨樹・巨木を巡るグリーンツーリズム**	○		○		◎	町	実施	継続	
	過去に調査を行った巨樹・巨木調査の成果をもとに、調査に関わった地域の方々と連携し、区域内に所在する文化財を巡るグリーンツーリズムを開催する。									
63	**フットパス「里山のこみち」への支援と連携**	○		○		◎	町	実施	継続	
	同区域の豊かな自然や文化財を巡る 4 コース（山形・北山形・南山形・板橋）のフットパス「里山のこみち」のさらなる活用を進めために、作成に関わった地域の方々と連携し、見学ツアーの開催や解説の支援を行う。									

※取組主体欄の記号　→◎：主体として取り組む　○：連携、協力を行う

※実施期間の補足説明→前期：令和 8(2026)年度～令和 11(2029)年度、中期：令和 12(2030)年度～令和 14(2032)年
後期：令和 15(2033)年度～令和 17(2035)年度

：期間を決めて行う

：恒常的に行う

第８章　文化財保存・活用の推進体制

第１節　石川町の体制

本計画で定める文化財の保存・活用に関する措置は、石川町教育委員会を中心として、庁内の関係部局と連携して進めます。また、町民、所有者、関係機関、民間団体等との連携を図ります。

さらに、措置の実施にあたっては、石川町文化財保護審議会をはじめ関係機関等にも意見を求める等、外部有識者とも連携を図ります。

組　織		連携内容
【町民】		
	町民	・各主体が行う文化財の保存・活用の取組への参加に関すること
【所有者】		
	文化財所有者、文化財管理団体	・所有文化財の保存管理、防災体制の確認、相談、活用に関すること
【団体】		
	各地区自治センター 各地区自治協議会	・社会教育活動に関すること
	地域商社 SAKURAIZE	・観光イベント、商品開発、情報発信に関すること
	石川町商工会 石川町青年会議所	・文化財に関するイベント、情報発信に関すること
	石川町文化協会	・文化財に関するイベント、情報発信に関すること
	石陽史学会	・石川地方の歴史、考古、民俗等の調査・研究と、文化財の保存・活用に関すること
	石陽社顕彰会	・石川地方の自由民権運動の顕彰に関すること
	NPO 法人ふくしま風景塾	・自然環境の保全、自然と調和のとれた街づくり、文化財の保存と活用に関すること
【学識者】		
	石川町文化財保護審議会	・文化財の保存と活用の調査審議及び建議に関すること
	石川町文化財保護指導委員会	・文化財パトロールに関すること ・文化財保護思想の普及活動に関すること

	石川町鉱物保護収集委員会	・鉱物及び岩石の収集と保存に関すること ・地質資源の保存と活用の普及活動に関すること
【行政】		
石川町教育委員会	生涯学習課文化振興係（主管課） 学芸員　考古系２人 　　歴史系２人 　　地質鉱物系１人	・文化財の調査、研究、保存、活用その他、文化財業務に関すること ・歴史民俗資料館などにおける情報発信に関すること ・文化の振興に関すること ・地質，鉱物の保護に関すること
	生涯学習課生涯学習係	・文化財を用いた社会教育及び生涯学習に関すること
	教育課	・文化財を用いた「郷土教育」に関すること
石川町役場庁内の関連部局	総務課	・官民連携に関すること
	企画政策課	・総合計画における文化財の位置付けに関すること ・文化財を活用した地域振興に関すること ・鉱業権に関すること
	防災環境課	・地域防災計画に関すること ・文化財の防火・防災に関すること
	産業振興課	・農地、林地の保全に関すること
	都市建設課	・文化財指定地内における道路、河川等の維持管理に関すること ・都市計画、景観に関すること
福島県	福島県教育庁文化財課	・文化財の保護等に関すること ・文化財に係る災害時の相互応援協定等に関すること
	福島県立博物館	・福島県内の歴史文化、自然に関する資料の収集、保存、調査研究及び教育普及に関すること
	公益財団法人福島県文化振興財団	・福島県文化財センター白河館、福島県歴史資料館、遺跡調査部に関すること
	福島大学	・ふくしま歴史資料保存ネットワークに関すること

第２節　体制整備の課題・方針

石川町は少子高齢化が急速に進んでおり、文化財の保存と活用に関わる人材が年々減少しています。そして、行政職員の削減も進んでいるため、職員一人が抱える業務の量が増加していることから、ひいては、文化財保護行政への負担も大きくなっています。つまり、町域の全ての文化財の保存・活用を地域だけ、行政だけで推進することは困難です。文化財を保護していくためには、産（企業・青年会議所・商工会等）、学（学識経験者・専門機関・大

学・研究団体)、民（文化財所有者・地域住民・地元高校生・まちづくり団体・NPO 法人等)、官（行政）が連携・協働して、文化財の保存と活用に取り組んでいく体制づくりが必要です。これにより、組織体制の補完だけではなく、体制の強化やマッチングによる相乗効果等が期待できます。文化財を中心に産・学・民・官のそれぞれの輪が重なり合い、その輪が徐々に外側に広がることによって、お互い重なる部分（連携・協働）が大きくなっていき、文化財の保存と活用をより充実した体制にできることから、産・学・民・官の連携と協働を進めます。

例えば、多岐にわたる文化財の調査・研究を進めるために、専門的な知識を擁する大学や各種研究機関だけでなく、地元の文化財保存活用支援団体や地域住民との連携を図ります。災害発生時の文化財の救出等については、行政が独力で行うことは困難であることから、発災時には福島県と取り交わしている「文化財に係る災害時の相互応援協定」を活用し、広域的に応援を求めるとともに、発災後の文化財の保存については福島大学を中心とした「ふくしま歴史資料保存ネットワーク」との連携を図ります。

また、本計画の基本理念に沿った取り組みを推進するためにも、行政側が主体的となって、文化財の保存・活用を推進しなければなりません。そのためには、各課横断的に文化財保護行政及び文化財を活用した事業の実施に取り組み、情報の共有化、連絡調整機能、施策に応じたプロジェクトチームの編成等、相互連携の体制を整え、効果的な保存・活用施策を推進します。そして、総合計画の見直し等に合わせ、広く町民の意見を反映しつつ、内容の更新を図ります。また、次代を担う子供達への「ふるさと教育」において、文化財の保護意識を高めることが大事です。学校教育現場と連携し、教材として文化財を取り扱う体制づくりを整えます。

さらに、歴史民俗資料館においては、石川地方の調査研究センターを目指すことから、周辺自治体等との連携により、本町だけにはとどまらない文化財に関する情報交換・調査研究や、広域連携した事業の検討等も行います。

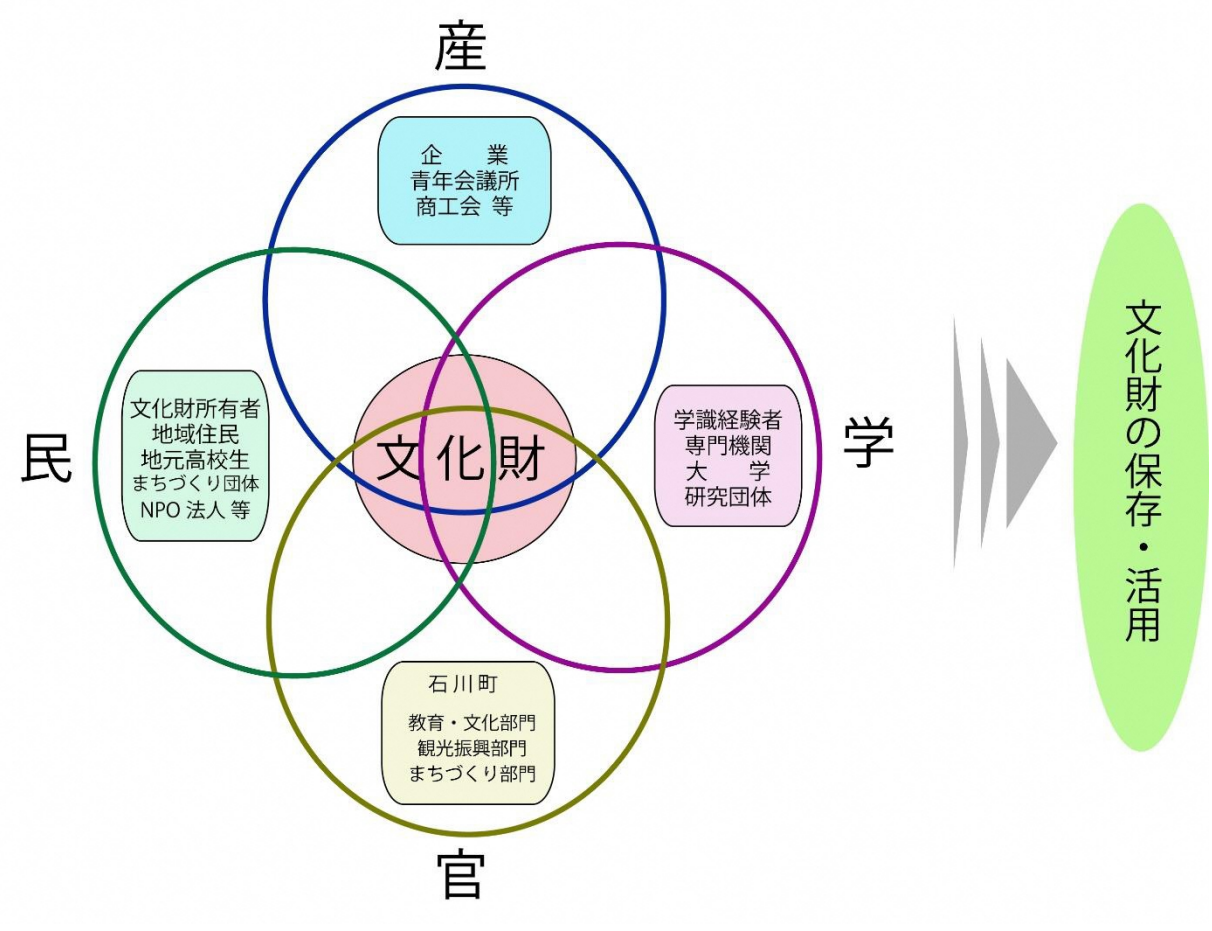

文化財保存・活用体制概念図